

平成 28 年度
都市・環境常任委員会
年間白書

平成 29 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 1 8
3. 委員長報告等	P 1 9 ~ P 1 0 4
4. 所管事務調査報告書	P 1 0 5 ~ P 1 2 4
5. 行政視察報告書	P 1 2 5 ~ P 1 4 6
6. 議会報告会の概要	P 1 4 7 ~ P 1 6 6

1. 委員会の構成

委員長 村山繁生

副委員長 荻須智之

委員 伊藤修一

小川政人

加藤清助

中森慎二

三平一良

諸岡 覚

2. 委員会開催状況

都市・環境常任委員会 事項書

平成28年5月17日
第4委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び各種委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7人）

次回組合議会 5月30日（月）午前10時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6人）

4. 管内視察について（案）

・ 6月6日（月）午後

5. 行政視察について（案）

・ 7月19日（火）～ 7月21日（木）

都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会審査順序

平成28年6月23日（木）10：00～

○都市整備部

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- | | | |
|-----------|----------------------|-----------|
| 1. 議案第6号 | 四日市市営住宅条例の一部改正について | …議案書 P27～ |
| 2. 議案第7号 | 四日市市再開発住宅条例の一部改正について | …議案書 P31～ |
| 3. 議案第10号 | 動産の取得について | …議案書 P39～ |
| 4. 議案第11号 | 市道路線の認定について | …議案書 P41～ |

(所管事務調査)

- | |
|--|
| 5. 議員が参画をとりやめた審議会等の報告について
・市営住宅入居者選考委員会 |
|--|

(その他)

- | |
|---------------------------|
| 6. 国の交付金・補助金の内示状況について（報告） |
|---------------------------|

○環境部

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- | | | |
|----------|--------------------------|-----------|
| 7. 議案第5号 | 四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定について | …議案書 P25～ |
|----------|--------------------------|-----------|

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | | |
|----------|--|-------------|
| 8. 議案第2号 | 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第4款 衛生費
第2項 清掃費 | …補正予算書 P14～ |
|----------|--|-------------|

<都市・環境常任委員会>

(所管事務調査)

- | |
|---------------------------------------|
| 9. 議員が参画をとりやめた審議会等の報告について
・環境保全審議会 |
|---------------------------------------|

○上下水道局

<都市・環境常任委員会>

(所管事務調査)

- | |
|---|
| 10. 議員が参画をとりやめた審議会等の報告について
・四日市市下水道事業運営委員会 |
|---|

○その他

11. 6月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

12. 6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成28年7月15日（金）18：30～20：45

会 場：桜地区市民センター 2階大会議室

シティ・ミーティングテーマ：①クリーンセンターの稼働に関して

②防災観点からの水の備蓄について

13. 行政視察について

日 時：7月19日（火）～7月21日（木）

行 程：別紙のとおり

14. 休会中の所管事務調査について

日程案 ①7月26日（火）午前10時から または 午後1時30分から

②7月14日（木）午後1時30分から

都市・環境常任委員会事項書

平成28年7月26日（火）

10:00～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. 空き家対策について

（その他）

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

都市・環境常任委員会／決算常任委員会都市・環境分科会審査順序

平成28年9月9日（金）10：00～

○上下水道局

<決算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|--|----------------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | |
| 第4款 衛生費 | |
| 第1項 保健衛生費（関係部分） | …決算書P200～、実績報告書P115 |
| 第6款 農林水産業費 | |
| 第3項 農地費（関係部分） | …決算書P220～、実績報告書P142 |
| ○特別会計 | |
| 農業集落排水事業特別会計 | …決算書P361～、実績報告書P263～ |
| 2. 議案第14号 平成27年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について | …上下水道局決算書P1～ |
| 3. 議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について | …上下水道局決算書P45～ |

○環境部

<決算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|---|----------------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | |
| 第4款 衛生費 | |
| 第1項 保健衛生費（関係部分） | …決算書P196～、実績報告書P102～ |
| 第2項 清掃費 | …決算書P204～、実績報告書P118～ |

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

- | | |
|---------------------|----------------|
| 2. 議案第30号 動産の取得について | …議案書(その2)P197～ |
|---------------------|----------------|

（協議会）

- | |
|------------------------------------|
| 3. 四日市市路上喫煙の禁止に関する条例に係る喫煙場所の整備について |
|------------------------------------|

（所管事務調査）

- | |
|----------------------------------|
| 4. 平成28年度第2回及び第3回四日市市環境保全審議会について |
|----------------------------------|

○都市整備部

<決算常任委員会都市・環境分科会>

1. 議案第 13 号 平成 27 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 一般会計
 - 第 8 款 土木費
 - 第 1 項 土木管理費 …決算書 P226~、実績報告書 P153~
 - 第 2 項 道路橋梁費 …決算書 P226~、実績報告書 P156~
 - 第 3 項 交通安全対策費 …決算書 P232~、実績報告書 P166~
 - 第 4 項 河川費 …決算書 P234~、実績報告書 P171~
 - 第 6 項 都市計画費 …決算書 P236~、実績報告書 P175~
 - 第 8 項 住宅費 …決算書 P242~、実績報告書 P183~
 - 第 11 款 災害復旧費
 - 第 1 項 農林水産施設災害復旧費 …決算書 P266~、実績報告書 P216
 - 第 2 項 土木施設災害復旧費 …決算書 P266~、実績報告書 P216~
 - 特別会計
 - 土地地区画整理事業特別会計 …決算書 P327~、実績報告書 P253~
 - 住宅新築資金等貸付事業特別会計 …決算書 P341~、実績報告書 P258~
 - 公共用地取得事業特別会計 …決算書 P351~、実績報告書 P261~

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

2. 議案第 34 号 市道路線の認定について …議案書(その 2)P213~

(その他)

3. あすなろう鉄道について (報告)
4. コミュニティバスに係る社会実験の結果について (報告)

○その他

1. 8 月定例会月議会での所管事務調査について (委員から提案があった場合)

2. 8 月定例会月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成 28 年 10 月 6 日 (木) 18:30~20:45
会 場：防災教育センター 2 階防災センター
シティ・ミーティングテーマ：空き家問題について

3. 11 月定例会月議会 議会報告会、シティ・ミーティングの日程について

会 場：総合会館

4. 休会中の所管事務調査について

日程案 ①10 月 17 日 (月) 午後 1 時 30 分から
②10 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分から

都市・環境常任委員会事項書

平成28年10月17日（月）

13:30～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. 生活に身近な道路整備事業について

（その他）

2. 報告事項

・国補助金・交付金の交付状況について

3. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

都市・環境常任委員会事項書

平成28年11月22日（火）

13:20～ 第4委員会室

1. 11月定例会議会議会報告会におけるシティ・ミーティングのテーマについて

日 時 : 平成28年12月23日（金・祝）13:00～15:15

会 場 : 総合会館 7階第1研修室

都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会審査順序

平成28年12月12日（月）10：00～

○上下水道局

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| 1. 議案第42号 平成28年度四日市市水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書 P103～ |
| 2. 議案第44号 平成28年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書 P119～ |

<都市・環境常任委員会>

(協議会)

- | |
|-------------------------|
| 3. 新南五味塚ポンプ場、吉崎ポンプ場について |
|-------------------------|

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| 1. 議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第8款 土木費 | |
| 第2項 道路橋梁費（関係部分） | …補正予算書 P42～ |
| 第3項 交通安全対策費（関係部分） | …補正予算書 P44～ |
| 第4項 河川費（関係部分） | …補正予算書 P46～ |
| 第6項 都市計画費（関係部分） | …補正予算書 P48～ |
| 第13款 災害復旧費 | |
| 第2項 土木施設災害復旧費 | …補正予算書 P58～ |
| 第2条 繰越明許費（関係部分） | …補正予算書 P10 |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P11, 63 |

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- | | |
|--|-----------|
| 2. 議案第55号 四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市
駅北自転車等駐車場等施設の指定管理者の指定について | …議案書 P59 |
| 3. 議案第56号 市道路線の認定について | …議案書 P61～ |

(協議会)

- | |
|---|
| 4. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の全面施行について |
|---|

(所管事務調査)

5. 平成 28 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

(その他)

6. あすなろう鉄道線の運輸実績について (報告)

○環境部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

1. 議案第 38 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 4 款 衛生費

第 2 項 清掃費 (関係部分)

…補正予算書 P36～

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11, 63

○その他

<都市・環境常任委員会>

1. 11 月定例月議会での所管事務調査について (委員から提案があった場合)

2. 11 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時 : 平成 28 年 12 月 23 日 (金・祝) 13 : 00～15 : 15

会 場 : 総合会館 7 階第 1 研修室

シティ・ミーティングテーマ : 市民が暮らしやすい中心市街地のまちづくりについて

3. 休会中の所管事務調査について

日程案 1 月 27 日 (金) 午前 10 時から

都市・環境常任委員会事項書

平成29年2月1日（水）

10:00～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. 橋梁の耐震化対策について

（協議会）

2. 生活に身近な道路整備事業の状況について

（その他）

3. 11月定例会議会 議会報告会での市民からの意見について

都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 審査順序

平成29年2月28日（火）10:00～

○都市整備部・環境部

<都市・環境常任委員会>

（請願）

- | |
|----------------------------------|
| 1. 請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて |
|----------------------------------|

○上下水道局

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | |
|---|
| 1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） …一般会計予算書 P142～
第6款 農林水産業費
第3項 農地費（関係部分） …一般会計予算書 P172～ |
| 2. 議案第67号 平成29年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算 …特別会計予算書 P145～ |
| 3. 議案第70号 平成29年度四日市市水道事業会計予算 …企業会計予算書 P1～ |
| 4. 議案第72号 平成29年度四日市市下水道事業会計予算 …企業会計予算書 P71～ |
| 5. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） …補正予算書 P38～ |

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

- | |
|--|
| 6. 議案第85号 四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
…議案書 P87 |
|--|

（協議会）

- | |
|-------------------|
| 7. 水道メータの交換漏れについて |
|-------------------|

（所管事務調査）

- | |
|--------------------------------|
| 8. 平成28年度第1回四日市市下水道事業運営委員会について |
|--------------------------------|

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 議案第 61 号 平成 29 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P142～ |
| 第 2 項 清掃費 | …一般会計予算書 P152～ |
| 第 2 条 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P15 |
-
- | | |
|---|-------------|
| 2. 議案第 94 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …補正予算書 P38～ |
| 第 2 項 清掃費 | …補正予算書 P38～ |
| 第 3 条 債務負担行為の補正 | …補正予算書 P13 |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|-----------|
| 3. 議案第 81 号 四日市市廃棄物処理施設整備基金条例の一部改正について | |
| | …議案書 P69～ |

（協議会）

- | | |
|---|--|
| 4. 産業廃棄物不適正処理事案における三重県が行う行政代執行の進捗状況について | |
|---|--|

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 議案第 61 号 平成 29 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 8 款 土木費 | |
| 第 1 項 土木管理費 | …一般会計予算書 P182～ |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …一般会計予算書 P186～ |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …一般会計予算書 P192～ |
| 第 4 項 河川費 | …一般会計予算書 P194～ |
| 第 6 項 都市計画費 | …一般会計予算書 P198～ |
| 第 8 項 住宅費 | …一般会計予算書 P206～ |
| 第 2 条 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P15 |
-
- | | |
|--|----------------|
| 2. 議案第 65 号 平成 29 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 | |
| | …特別会計予算書 P101～ |
-
- | | |
|---|----------------|
| 3. 議案第 66 号 平成 29 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | |
| | …特別会計予算書 P125～ |

- | | |
|--|-------------|
| 4. 議案第 94 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 7 号) | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第 8 款 土木費 | |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …補正予算書 P42～ |
| 第 6 項 都市計画費 | …補正予算書 P44～ |
| 第 8 項 住宅費 | …補正予算書 P44～ |
| 第 2 条 繰越明許費の補正 | …補正予算書 P11～ |

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- | | |
|--|------------|
| 5. 議案第 82 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について | …議案書 P71～ |
| 6. 議案第 83 号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について | …議案書 P83～ |
| 7. 議案第 86 号 動産の取得について | …議案書 P89～ |
| 8. 議案第 87 号 製造請負契約の締結について | …議案書 P91～ |
| 9. 議案第 91 号 訴えの提起について | …議案書 P107～ |
| 10. 議案第 92 号 市道路線の認定について | …議案書 P111～ |

(所管事務調査)

- | |
|---------------------------------------|
| 11. 平成 28 年度四日市市緑化推進委員会について |
| 12. 平成 28 年度第 3 回 四日市市営住宅入居者選考委員会について |

(その他)

- | |
|-----------------------|
| 13. あすなろう鉄道線について (報告) |
|-----------------------|

○その他

(所管事務調査)

- | |
|---|
| 1. 平成 28 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成 28 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について |
| 2. 2 月定例月議会での所管事務調査について (委員から提案があった場合) |

(その他)

- | |
|-----------------------|
| 3. 2 月定例月議会 議会報告会について |
|-----------------------|

日時：平成 29 年 3 月 29 日 (水) 午後 6 時 30 分～

場所：塩浜地区市民センター 2 階大会議室

ｼﾞﾔｲ・ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾃｰﾏ：運転免許自主返納と高齢社会における公共交通のあり方について

- | |
|-------------------|
| 4. 休会中の所管事務調査について |
|-------------------|

- ※日程 (案) ①平成 29 年 4 月 11 日 (火) 午前 10 時
 または
 ②平成 29 年 4 月 13 日 (木) 午前 10 時

都市・環境常任委員会 審査順序

平成29年3月31日(金)
第4委員会室

○都市整備部

(付託議案)

1. 議案第126号 工事請負契約の締結について	…議案書P37～
--------------------------	----------

○その他

2. 「請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて」の今後の取り扱いについて
--

都市・環境常任委員会 審査順序

平成29年4月14日（金）10:00～

（請 願）

1. 請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて

（その他）

2. 11月定例会議会 議会報告会での市民からの意見について
3. 常任委員会報告会について
※日程 平成29年4月21日（金） 午後1時
4. 平成28年度 都市・環境常任委員会 年間白書について

3. 委員長報告等

都市・環境常任委員会委員長報告（平成28年6月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第5号 路上喫煙の禁止に関する条例の制定につきましては、市民等の安全、安心の確保及び快適な生活環境の向上に資するため、路上喫煙の禁止に関し、必要な規定を設けようとするものであります。

委員からは、条例の適用に係る具体例を確認する質疑があり、理事者からは、自動車の車内や飲食店等の敷地内は路上喫煙禁止区域の外であり、本条例は適用されない。また、飲食店が路上喫煙禁止区域内に灰皿を置いて客が喫煙することは、本条例が適用されるとの答弁がありました。

これらを受けて委員からは、予定している路上喫煙禁止区域では、禁止区域内かどうかの判断が難しいと考えるため、一定の範囲内の全域を禁止区域にすることも検討すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、路上喫煙禁止区域の見直しについては、今後の課題として認識すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、喫煙場所の整備を予定する4カ所の中に、歩行者数の多いふれあいモール内が含まれていない理由を確認する質疑があり、理事者からは、事業者との協議を行ったが、ふれあいモール内全域を禁煙にしたいとの事業者の意向も

あり、喫煙場所の設置には至らなかった。近くに設置する喫煙場所へ喫煙者を誘導できるような案内看板の設置や制度の周知活動を実施していくとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、案内看板を設置しても、看板に気づいた人しか誘導することができないため、喫煙場所への誘導については今後の課題である。制度自体の説明も含め、市民への十分な周知、啓発を図ってほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、条例の制定に向けた迅速な取り組みには評価できるが、実効性のある条例とするためにも、喫煙者の立場や心理を考えて、行政として積極的に喫煙場所の整備に向けた調整を図るべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、関係者と再度協議を行っていききたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、予定する4カ所の喫煙場所は、歩行者が一番多い場所に設置されておらず、不十分であると考え、早期に善処を求めるとの意見がありました。

また他の委員からは、巡回・指導業務を行う路上喫煙監視指導員の身分や業務時間を確認する質疑があり、理事者からは、過料の徴収も行うため、指導員は市職員が行わなければならないが、必要に応じて所定の勤務時間外での巡回等を行うことを考えているとの答弁がありました。

また委員からは、平成9年に施行した四日市市を美しくする条例と本条例との関係性を確認する質疑があり、理事者からは、2つの条例の整合性を図り、相互に作用し合うように、市民への啓発活動に取り組んでいききたいとの答弁がありました。

次に、議案第6号 市営住宅条例の一部改正につきましては、入居者資格に係る経過措置期間の満了に伴う当該規定と、浜町市営住宅及び松寺町市営住宅に係る当該住宅等に関する規定をそれぞれ削除しようとするものであります。

委員からは、浜町市営住宅の跡地を民間へ売却するにあたり、資料に記載のとおり、地域のまちづくりや活力の創出に寄与する土地利用を図るように条件を付けて売却することはできるのかとの質疑があり、理事者からは、新たな住民の定着につながる用途に土地を利用してもらえるような売却方法を検討したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市が考える活用の方向性に合わない用途で市営住宅跡地が利用される心配はないのかとの質疑があり、理事者からは、住宅用地として利用されるような手法について幅広く研究したいとの答弁がありました。

また他の委員からは、市営住宅跡地を民間へ売却した代金を積み立てる市営住宅整備基金の現状を確認する質疑があり、理事者からは、現在、2000万円程度の積立てがあるが、今年度末に曙町市営住宅の整備にその全額を活用する予定であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、今後の市営住宅の建設等に要する経費の財源に充てるといふ市営住宅整備基金の目的を鑑みると、当該基金の積立額は少なく、基金として機能しているのか疑問であるとの意見がありました。

また他の委員からは、浜町市営住宅跡地の用途廃止にあたって、他の行政目的での活用に係る庁内での照会状況に関する質疑があり、理事者からは、本議案が議決された後、全庁的な照会を行う手順となっているが、一部の部局とは事前の調整を行っており、調整した部局においては現在のところ活用の意思はないとの答弁がありました。

また委員からは、浜町市営住宅跡地の利用を求める地元の意見は聞いていないのかとの質疑があり、理事者からは、地元から跡地の一部を集会所の用地として利用したいとの要望を受けており、購入してもらうことも含めて他の集会所とのバランスも考慮して検討し、今後地元との協議を考えているとの答弁がありました。

これらを踏まえて委員からは、浜町市営住宅の廃止は随分前から決まっており、本条例の議決前であっても、庁内の照会を進め、他の行政目的での活用の有無を確認した上で、地元との協議内容や、民間売却等の処分を行うかどうか決定した内容を的確に委員会に報告すべきであるとの意見があり、理事者からは、指摘の点を十分に踏まえ、今後の手続きを進めたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、松寺町市営住宅の跡地における公園整備の進捗状況を確認する質疑があり、理事者からは、地元と調整の上、グラウンドゴルフなどができるように現在設計を行っているとの答弁がありました。

また他の委員からは、松寺町市営住宅の跡地を公園に整備することの必要性を確認する質疑があり、理事者からは、市北部地域は都市公園が少なく、また松寺町付近には都市公園が整備されていないことから、地元からの要望も踏まえて、公園として整備することが妥当であると判断したとの答弁がありました。

また委員からは、松寺町市営住宅の跡地に整備する公園に、旧東海道を散策する人が利用することも考えてトイレを設置してほしいとの意見があり、理事者からは、近隣住民の利用を想定した街区公園を予定しており、また、旧東海道からも一定距離が離れていることから、現在、トイレの設置は検討していないとの答弁がありました。

また委員からは、市営住宅用地から公園用地への部内での変更であっても、民間売却の場合と同様に、将来の市営住宅の建設のための資金を確保しておく仕組みづくりが必要であるとの意見がありました。

次に、議案第7号 再開発住宅条例の一部改正につきましては、入居者資格に係る経過措置期間の満了に伴い、当該規定を削除しようとするものであります。

委員からは、経過措置の規定を削除する理由を改めて確認する質疑があり、理事者からは、改正前の市営住宅法施行令の適用を受けていた、平成18年4月1日前において50歳以上であった人が60歳以上となり、経過措置の規定が必要なくなったためであるとの答弁がありました。

次に、議案第 10 号 動産の取得につきましては、四日市あすなろう鉄道線の鉄道車両 1 両を取得しようとするものであります。

委員からは、随意契約となる理由を確認する質疑があり、理事者からは、762mm の軌道幅を走る車両を取り扱う 2 事業者を含め、数者に入札参加の意向を確認したが、参加の意向が 1 者のみであるため、随意契約としたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、契約先が 1 者に限定され、今後普及が見込めない車両を残していくことには懸念もあるとの意見がありました。

これに関連して他の委員からは、今後希少価値が高まる反面、維持管理の単価も高くなると想定されるが、今回更新する車両は、どの程度の使用期間を想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、今回の新造する車両については、40 年程度は確実に使用し、これまでの使用実績を勘案すると 60 年程度は使用可能と考えているとの答弁がありました。

また他の委員からは、座席について、固定式ではなく、前後の向きを変えるタイプのものを設置することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、検討を行ったものの、座席の重量の増加により車両への負荷が大きくなることと、コスト面や乗車時間を考慮して、今回採用しないこととしたとの答弁がありました。

これに関連して他の委員からは、転車台で電車自体を方向転換することは考えなかったのかとの質疑があり、理事者からは、転車台については、設置及び運用に非常に多くの費用がかかることが想定されるため、コストの試算及び導入の検討には至っていないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、経営的な視点からも、乗客の利便性の向上に向けてあらゆる方向性で試算して方策を検討すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、車内の行先案内表示器の活用の考え方を確認する質疑があり、理事者からは、希望する事業者等の宣伝については、積極的な掲載を検討したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、音声や視覚的な他の手法も検討し、工夫して進めてほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、平成 27 年度に廃車した車両の現状を確認する質疑があり、理事者からは、つり革や網棚など、売却できそうな部分以外はすでに処分を行ったとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、売却できないと判断した物であっても、例えば、座席等、趣味、嗜好によって欲しいと感じる人がいる可能性もある。残せる物は残した上で、次回の更新以降、売却できない物は処分すればよいとの意見があり、理事者からは、今後は残せる物は可能な範囲で残していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、市は、どの程度の新造や改造を行った上で、四日市あすなろう鉄道株式会社に車両を無償貸与する考え方であるのかとの質疑があり、理事者からは、市も当該株式会社に出資しており、必要な乗客へのサービスの内容を議論した上で、コストの縮減も考えながら車両更新の内容を検討したいとの答弁がありました。

最後に、議案第 11 号 市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為等による 12 路線の認定を行おうとするものであります。

委員からは、市道に認定しようとする道路の中で、すみ切りの有無に違いがあることを確認する質疑があり、理事者からは、開発行為による市道の認定の場合は、開発許可に係る技術基準に基づき、原則的にはすみ切りの設置は必要であるが、許可審査を行う中で、既存道路と取り付け道路との角度や敷地の形状等によっては、すみ切りが設置されない場合もある。また、寄附による市道の認定の場合は、すみ切りの設置は必ずしも必要ではないが、協力いただける場合は、すみ切りを設置することとなるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 5 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、平成 27 年度第 1 回四日市市下水道事業運営委員会、平成 28 年度第 1 回環境保全審議会 及び 平成 28 年度第 1 回四日市 市営住宅入居者選考委員会について調査を実施いたしました。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成28年6月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第4款衛生費 第2項清掃費≫

都市美化事業費

Q. 補正予算額に、路上喫煙の禁止に関する条例に基づく巡視活動を行うための人件費は含まれていないのか。

A. 警察のOBを含む生活環境課職員が2人1組で巡視活動を行う予定であり、人件費は含まれていない。

Q. 巡視活動を行う職員は、専任で行うのか。

A. 現在、午前中に資源物持ち去りのパトロールを行っている職員が、午後から巡視活動を行う予定である。

Q. 所定の勤務時間外で巡視活動を行わないのか。

A. 適宜、必要に応じて時間外での巡視活動の実施を考えており、時間外勤務手当の増加によって課全体の中で人件費の増額補正が必要となった場合は、11月補正予算にて市全体の調整の中で対応を検討したい。

Q. 路上喫煙監視指導員の被服代を予算計上していないとの説明であったが、実際の現場で職員が困らないように、市民から見て一目で指導員と分かる服を着用すべきではないのか。

A. 指導員の被服については、今後十分に検討したい。

Q. 今年12月に条例が施行することとなった場合、被服に関する必要な予算措置が必要と判断すれば、8月定例会月議会に補正予算を上げるということか。

A. 指導員の被服の購入であれば、既決予算の消耗品費の中で対応できると考えている。
(意見) 条例施行時の最初が肝心であり、指導しやすい環境をつくる服装を検討し、補正予算を上げてでも必要な予算を確保すべきである。

Q. 喫煙場所の整備予定が現在4カ所で、たばこ製造・販売事業者(以下「事業者」)が全ての整備を行うとの説明であったが、市が主体性を持って喫煙場所を整備すべきであり、事業者に加えて市も費用を負担するなど能動的な姿勢が求められるのではないのか。

A. 市が条例の制定を検討していると報道された際、すぐに事業者側から喫煙場所の整備を積極的に支援したいとの申し入れがあり、予定する4カ所については事業者に費

用を負担いただくこととなった。設置場所の確保については、関係部局等と調整していく必要があるので、十分に責任を果たしていきたい。

Q. 今後、喫煙場所を増やすことは考えているのか。また、今後増やすこととなった場合は、市が費用を負担することとなるのか。

A. 箇所数を増やすにあたっては事業者から支援していただけるのであれば、協力いただきたいが、市の費用負担が必要な状況となれば、予算措置が必要であると考え。

Q. 事業者が行う喫煙場所の整備内容や仕様について、市が事業者に対して意見することができるとか。

A. 予定する4カ所の喫煙場所については、高さ約2mのパーテーションを設置することの要望を事業者に行っている。

Q. 市の姿勢としてあまりにも受け身であり、たばこ税を納税者に一部還元するという観点からも市が費用を上乗せしてでも十分な喫煙場所を整備すべきである。どのような整備を行っていくのか考え方を委員会に示すべきではないのか。

A. 資料に写真を掲載している京都市のような、パーテーションで区域を分ける喫煙場所の整備を想定しており、パーテーションの高さなど、本市が最低限必要と考える整備内容を事業者側に写真等を用いて伝え、事業者からは市の考えに協力いただけるとの回答を得ている。市民からは、たばこの煙や臭いの漏れなどへの意見もあると考え、市の責任として、今後も考慮し検討したい。

Q. 喫煙場所1カ所当たり、整備にかかる費用はどれぐらいか。

A. 灰皿は1個約10万円、パーテーションは値段の幅はあるが、数十万円から100万円以内であることを確認している。

Q. 事業者にも協力してもらい喫煙場所を整備できる状況であっても、本来は行政として整備すべきものであり、市が一定の予算を持ち出してでも十分な整備を行うという考え方が必要である。事業者側の都合に合わせた整備ではなく、条例の施行日までに補正予算を上げてでも整備すべきではないのか。

A. 具体的に喫煙場所を整備するにあたって、事業者にも整備していただけない部分については、市が費用を負担していく必要があり、今後必要があれば市の負担についても検討したい。

(意見) 喫煙場所の整備内容については、整備を行う前に委員会に報告してほしい。

Q. 近鉄四日市駅周辺では、吸い殻だけでなく、たばこの箱なども多く捨てられているが、喫煙場所を整備した後の維持管理をどのように行っていくのか。

A. 巡視活動の中で片付けや清掃をした上で本庁舎に戻ることを考えている。現時点では維持管理に係る業務の量が見込みにくいので、条例施行後の状況に応じて、必要があれば維持管理に係る業務を単独で行っていくことも視野に入れて検討したい。

(意見) 喫煙場所の維持管理について、明確に予算化して対応することが本来の適切な維持管理であり、他の業務と兼ねて清掃等を行うことで本当に適切な維持管理ができるのか疑問である。

Q. 資料にある他都市での喫煙場所の整備についても、すべて事業者が行っているのか。

A. 事業者が行っている。

Q. 条例制定の検討にあたり、あらかじめ、他都市において喫煙場所の整備に係る事業者からの支援があることを把握していたのか。

A. 条例制定の考えを表明した時点では、他都市での予算等の状況について調査を行っておらず、報道のあった直後に、事業者側からの積極的な支援の意向を確認したところである。

(意見) 事業者の支援を受けて喫煙場所を設置することは理解できるが、市が政策を表明する前には、路上喫煙の禁止に関する予算、喫煙場所の設置など他都市の事例調査を行うはずであり、調査を行わない中で条例制定の考えを表明したことは理解できない。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成28年8月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第30号 動産の取得につきましては、小型一般ごみ収集車6台を取得しようとするものであります。

委員からは、4者による指名競争入札の結果、うち2者が入札辞退となった理由を確認する質疑があり、理事者からは、仕様書に示したエンジン出力を満たす車両がなかったことと、車両のモデル移行期間中に見積書が提出できないことによるものであるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、車両のモデル移行期間であることを事前に確認した上で入札時期を調整できなかったのかとの質疑があり、理事者からは、既存車両の車検期限を考慮した結果、今回の入札時期となった。今後取得する車両については、納期や車検時期などに鑑み、決定していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、議案自体に異論はないが、本来であればクリーンセンターの稼働時期に合わせてごみ収集車のデザインも改めるべきであったと考え、今後の車両取得にあたっては、公募による新たなデザインの車両導入を検討してほしいとの意見がありました。

また委員からは、現在、ごみ収集車の前面と側面に記されている車両番号について、車両の管理が容易となり、また職員の危険運転等への抑止にもなることから、今後取得する車両についても引き続き車両番号を付けてはどうかとの意見があり、理事者からは、既存車両の車両番号は残しつつ、今後取得する車両についても車両番号が入ったデザインを検討したいとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、市の委託を受けた民間業者のごみ収集車については、市から委託を受けていることが市民から分かりやすいように表示方法を検討してほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、既存車両の処分状況を確認する質疑があり、理事者からは、基本的に取得から9年を経過した時点で売却を行うが、一部は予備車両として市が引き続き所有しているとの答弁がありました。

次に、議案第34号 市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による8路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、平成 28 年度第 2 回及び第 3 回四日市市環境保全審議会について調査を実施いたしました。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成28年8月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定 について

【上下水道局・経過】

○一般会計

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

◀ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

○農業集落排水事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○一般会計

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

環境学習推進事業費

Q. 四日市公害と環境未来館への海外からの視察に関して、今後ますますアジア諸国からのニーズが高まると思うが、タブレット端末等での展示説明にあたっては、英語・中国語だけではなく、その他の言語への対応は検討しなかったのか。

A. 開館から1年半ほど経過した現状において、海外からの来館者のほとんどは英語での説明で内容を理解してもらっている。また、観光などで訪日の多い韓国からの来館者を想定し、ホームページでのバーチャルツアーでは英語・中国語に加えて韓国語を追加している。今後、海外からの誘客を図る中で、必要に応じてその他の言語についても検討したい。

(意見) 本市は、企業も含めて海外との交流が盛んに行われており、他都市では、アフリカなどアジア諸国以外の国との交流についても戦略を持って進めている。環境部だけではなく、政策部局とも連携して国際的な会議を開催するなど広い視野で海外との関係強化につなげる視点を持って今後の外国人の誘致に取り組んでほしい。

展示管理運営費

- Q. 現在の四日市公害と環境未来館の入場料について確認したい。
- A. 基本的に無料であるが、平成 27 年度に開催した大昆虫博など特別展・企画展は有料となる。

自然環境保全推進事業費

- Q. 特定外来生物の駆除に関し、今後の市の方向性として資料に記載している「効率的な駆除」とは、どのような手法を検討しているのか。
- A. オオキンケイギクなどの植物を念頭にした記載であり、チラシ等による市民への啓発を行い、各地域や自宅での除草作業の際に適切な駆除にあたってもらうことで、効率的な駆除につなげたいと考えている。
- Q. 特定外来生物のうち、動物に対する対策の現状はどうか。
- A. アライグマやヌートリアについては、目撃情報を随時受け付けて情報収集を行うとともに、市が捕獲おりを 30 基準備し、市民からの要請に応じて設置している。セアカゴケグモについては、通報を受けて原則職員が現地に出向き、住民や施設管理者等に駆除方法を伝え、協力して駆除にあたっている。
- Q. 捕獲おりの稼働状況はどうか。また、捕獲おりの数量が不足していることはないか。
- A. 平成 27 年度は 10 数基しかなく、一部要請に対応できないケースもあったが、平成 28 年度から 30 基に増やした。現在のところ、20 数基を貸し出している状況であり、現時点では要請に対応できている。
- Q. 自己の敷地や建物内などで市民が特定外来生物である動物を捕獲することとなった場合における、処分に係る費用負担の現状や考え方を確認したい。
- A. 平成 27 年にアライグマ・ヌートリア防除実施計画を策定し、この計画に沿って登録した捕獲従事者が捕獲、駆除にあたるとともに、市が三重県猟友会四日市支部に特定外来生物の捕獲処分業務を委託しており、まずは市に駆除依頼を申し出ただき、その上で対応したいと考える。
- Q. 防除実施計画に基づいた一定の手続きがあることは理解するが、偶然、結果として市民が特定外来生物を捕獲した場合は自己負担にて処理することとなり、事業の目的から考えておかしいのではないか。
- A. 市民が捕獲した場合、市に連絡をしていただければ、現地に出向いて個体を引き取り、処分を行うこととなる。捕獲に必要な手続きや防除実施計画の内容が市民に十分周知されるように取り組んでいきたい。
- Q. 市が定める手続きを知らずに、市民が地元の業者に頼んで駆除を依頼した場合についての市の考え方はどうか。
- A. 鳥獣保護法で野生の動物を捕獲することは禁止されている。アライグマやヌートリアを捕獲する事業者は、有害鳥獣捕獲許可を受けて捕獲することが必要であり、許可を行う際に市の窓口等で制度の説明、周知を行っている。
- Q. 地域の住民がある業者に頼んでやむを得ず捕獲するケースも現実として想定される。特定外来生物を駆除していこうとする市の施策に結果として協力することであり、市

は処分にかかった実費を負担する考え方はないのか。

A. 平成 27 年 3 月の防除実施計画の策定までは、アライグマについては有害鳥獣として扱っており、捕獲の許可が必要であったほか、その許可のために、おりを仕掛ける免許が必要であり、猟友会に依頼していた。その後、迅速に対応するため、防除実施計画を策定し、即時対応できる体制を整えた。市民が捕獲した事例も数は多くないが稀にあり、そのような場合には、職員が現地に出向いて対応したケースもある。市民がアライグマやヌートリアを捕獲した場合は、連絡を受けて市が処分を行うなど、できる範囲内で柔軟に対応していきたい。なお、市民が民間業者へ駆除依頼をした場合の費用を市が負担することは考えていない。

(意見) 手段に関わらず結果として市民が特定外来生物を捕獲するに至った場合において、各部局が連携して市民からの相談、依頼に適切に対応し、捕獲した市民が処分に係る費用まで負担することがないようにお願いしたい。

公害健康被害補償等事業費

Q. 本市は公害を克服したと標榜しているが、幼児や小学生が対象となっている事業もあり、幼児等が公害の被害を受けた印象を与えるような事業の名称であるため、変更すべきではないか。

A. 特定独立行政法人が行う環境省の補助事業の名称と当事業の名称を合わせているが、議会からの指摘を受けて、これまで国に対して事業の名称を変更するように市から要望を行ったところである。あらためて国に対して事業名の変更を要望したい。

北大谷斎場管理運営費

Q. 墓地使用料について、平成 23 年度、24 年度の水準に比べて、平成 25 年度に大幅な減額があり、平成 27 年度においても低い水準のままとなっているが、その理由を確認したい。

A. 墓地の使用許可を行う際に使用料を納付してもらうため、新たに墓地区画を整備した際や、区画の返還数が一定数出た時点であらためて公募した時は、申込みが多く、使用料が大幅に増えることとなり、平成 23 年度からの 2 カ年度はこれに該当する。

Q. 使用料とは、永代の使用料のことか。

A. そのとおりである。

斎場管理運営費

Q. 寺方斎場の解体設計等が地元との調整が整わずに実施に至らなかったことによる不用額であるとの説明であったが、平成 27 年度に初めて予算計上した事業か。

A. 平成 27 年度以前から計画している事業で、毎年度地元と協議しているが、事業が進まずに不用額が生じている状況にある。

Q. 地元との調整が進んでいない具体的な理由は何か。

A. 寺方斎場のすぐ隣りに墓地があり、斎場を解体することによる墓地への影響など、斎場を解体する際の手法や跡地の利用に関して、地元との交渉がまとまっておらず、

現在も協議を続けている状況である。

- Q. 寺方斎場に隣接する墓地は、市営ではなく、底地を市が所有し、地元が管理している集落内墓地か。
- A. そのとおりである。
- Q. 解決策が見えない中での予算計上であるため、毎年度不用額となっているが、今後とも予算を計上していく予定か。
- A. 平成 28 年度も予算を計上している。斎場から排出されるダイオキシン調査の実施については、地元からすでに了承を得たので、平成 28 年度中に実施する予定である。
- Q. 早期の解決が大切であり、いつまでも議論が平行線にならないように、地元と合意できる内容を市が提示し、解体と解体後の跡地の利用をセットで考えて交渉する必要があるのではないか。
- A. 解体後の跡地の利用方法についても地元と協議を重ねているものの、なかなか進展しないのが実態である。
- (意見) 斎場の老朽化が進むことで安全性の問題も生じるため、継続して協議を行ってほしい。
- Q. 市内に火葬場が残っている箇所は、他にあるのか。
- A. 市内では、他に北大谷斎場のみである。

墓地管理運営費

- Q. 北部墓地公園の指定管理に係る事業収支について、平成 27 年度の収支がプラスマイナスゼロであるのは偶然か。
- A. 平成 27 年度については、指定管理者からそのような収支報告を受けているが、平成 26 年度以前の 3 カ年については、収支がプラスマイナスゼロではない収支報告を受けている。
- Q. 指定管理者へのモニタリングを実施する際、事業収支については、科目ごとの金額の総額を資料で報告を受けるだけか。
- A. そのとおりである。指定管理制度により施設の管理運営を行うその他の団体等と同様、科目ごとの内訳の詳細までは、市は報告を受けていない。
- Q. 平成 27 年度と平成 26 年度の指定管理料を比較すると金額が異なっているが、その理由を確認したい。
- A. 墓地管理料の請求が 3 年に 1 度であり、かかる経費が年度によって変動するためである。

◀ 歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費 ▶

資源物処理事業費

- Q. 資源物の持ち去りへの対応について、事故が起きると大変危険であり、持ち去り行為を条例で禁止してきた中、市の姿勢として、ルール化して徹底した対応をすべきではないか。
- A. 平成 27 年度は、車 1 台による 2 名体制で各集積場のパトロールを行ったが、持ち去

り行為者の手法も巧妙かつ悪質化しているため、対応に苦慮している。平成 28 年度からは、車 2 台による 4 名体制に増員してパトロールを強化しているが、ごみ出し説明会などの機会を利用して、身の安全を最優先としていただくよう市民への周知、啓発に努めたい。

(意見) 苦慮する実情についてはよく理解するが、市民にとっては行政の対応が拠り所であるため、市民の意見を十分に聞いて、トラブルのないように進めてほしい。また、運搬車両の特定や、持ち去った資源物を換金できないような業界団体への働きかけも行ってほしい。

Q. 持ち去った資源物を換金できないような仕組みづくりはできないのか。

A. 中部エリアの業界団体においては、違反行為を行う者から購入しないように連携を図っており、また、本市からも個別に業者に対して購入しないようお願いをしたことがある。しかし、中部エリア以外に違反行為者が資源物を持ち込むケースには対応できていない面があるため、今後連携を図るエリアを広げる検討も行いたい。

Q. 集積場でどのような監視を行ったのか具体的に教えてほしい。

A. 平成 27 年度実績で警察とは 3 回の連携を図り、集積場に張り込んで運搬車両を抑えたり、1 日約 150 カ所の集積場をパトロールして資源物の持ち去り行為を発見した場合には、スピーカーで注意、指導を行った。

Q. 警察官が同行した 3 回のうち、実際に何回、持ち去り行為者を確保できたのか。

A. 事前に見張り役が偵察を行うなど張り込みを察知して車両が現れない場合も多いが、持ち去り行為者を確保したケースが 1 回あった。警察官の制止を振り切って逃げるケースもあり、通学する児童に危険が及ばないように慎重に動くように警察からは助言も受けている。

Q. 確保するとは、具体的にどのようなことをするのか。

A. 条例違反では逮捕はできないことから、まず車両を停車させて、警察官が職務質問を行う。違反者の情報を調べ、過去の指導歴等が確認できれば禁止命令等を行い、それを証拠資料としてその後の告発につなげるなど手続きを踏んでいくこととなる。

Q. 資源物の持ち去り行為を行う業者が組織化している実態を把握しているのか。

A. 明らかに組織化しており、実態は把握している。

Q. 市が想定する資源物の売却収入に対して、資源物の持ち去り行為によってどの程度損害が生じているのか。

A. 被害想定量約 1,374 トンから換算して、1,000 万円程度の被害が生じていると考えている。

Q. 被害額から考えても看過できない問題であり、市ができることに限界があるのであれば、司法へ訴えることはできないのか。

A. 以前検察庁と協議を行ったが、集積場へ出された資源物は無主物であり、持ち去られても刑法の規定が適用できないため、市条例により資源物の持ち去りを禁止する規定を設けることとなり、平成 27 年度は条例に基づいて 2 件の告発を行った。

Q. 今後、条例の見直しを行うことによって、さらなる抑止力の強化や、警察との連携の強化を図ることはできないのか。

- A. 現在の条例では 20 万円以下の罰金と定めているが、罰則規定を見直すことで抑止力につながるかどうか検察庁とも協議し、他都市の事例も調べて研究したい。市としてできることに限界もあるが、警察等の関係機関との連携や体制の強化も含めて、できる範囲内での取り組みを進めていきたい。
- Q. 資源物の売却による売り上げ約 4,200 万円に対し、その処理に係る経費はどの程度か。
- A. おおよそ当事業費の金額である約 3 億 7,828 万円が経費である。
- Q. 3 億円以上も赤字である上、市が補助金を出して住民団体による資源集団回収も行っており、当事業の必要性はあるのか。
- A. 資源集団回収については、資源物の市況価格の低下によって団体が活動を取り止めることも想定され、また、一般廃棄物を処理することは市の責務として法的にも位置付けられていることから、必要な事業であると考えます。
- Q. 集団回収によって集めた資源物には所有権があり、無主物ではないことから持ち去り行為が刑法上の処罰の対象となるのであれば、より一層集団回収を進めていくことが持ち去りの抑止につながるため、工夫して取り組む必要があるのではないかと。
- A. 近年においては、集団回収による資源物や、新聞業者が回収するために自宅前に置かれる資源物についても、持ち去りの被害にあっている。他都市の事例でも、集団回収により集めた資源物の持ち去り被害が発生し、取り締まり等の対応に苦慮しているという状況もあると聞いている。
- Q. 集団回収で集めた資源物の持ち去り行為については、刑法が適用できるので、行政回収による無主物の資源物より警察の取り締まりがしやすくなるかと考える。集団回収の場合でも実際に持ち去り被害はあるというものの、費用負担の課題解決も含め、工夫した回収方法を検討してはどうか。
- A. 条例で持ち去り行為を禁止した際にも、行政回収よりも自治会等による資源集団回収に移行してはどうかという意見もあったが、全地域で集団回収を実施するのは難しく、少子高齢化の中で自治会等の費用負担に課題もあるという議論もあった。ごみの減量を責務とし、資源の有効活用に係る計画も立てる中で、集団回収だけではなく、経費を抑える収集方法の検討など行政回収自体の手法についても考えていく必要がある。
- (意見) 売却収入より処理に係る経費の支出が 3 億円以上も多い当事業について、知恵を出して改善に向けた方策を検討してほしい。

集団回収活動奨励費交付金

- Q. 平成 23 年 8 月定例会都市・環境常任委員会で集団回収の適正な運用を求める意見が出されてから、平成 27 年 10 月の制度の見直しまでに時間を要したのはなぜか。
- A. 委員会からの意見を受け、平成 24 年度に実施団体にアンケート調査を行うとともに、資源物の持ち去りの問題と絡めて、市として資源物の回収をどこまで行うべきか検討を重ねてきた。検討の結果、資源物の市況価格に左右されないよう、行政が回収する手段を残していかなければならないという考えのもと今回の制度改正に至ったが、結

果として想定より時間を要することとなった。

(意見) 資源物の回収については、市民から高い関心があるので、集団回収を実施する団体からの協力を得ながら事業を進めてほしい。

(意見) 平成 27 年度の制度改正によって、自宅前に出す資源物を事業者が直接回収する方法を集団回収の助成の対象から外したが、集積場所に資源物を持って行くことが困難な高齢者も多いため、自治会やその依頼を受けた業者が個別で回収する手法も助成の対象として認められるように工夫して検討してほしい。

【都市整備部・経過】

○一般会計

◀ 歳出第 8 款土木費 第 1 項土木管理費 ▶

◻ 営繕受託業務について

Q. 営繕工務課が各担当課から営繕業務を受託するにあたり、ユニバーサルデザインに配慮した設計について、どのような考え方を持っていて受託しているのか。

A. 各施設での利用者や利用方法について各担当課と協議や相談を行い、エレベーターの設置や段差解消など詳細の部分を精査した上で、予算の範囲内で可能な部分についてユニバーサルデザインに配慮して設計していく。

Q. 公共施設のユニバーサルデザイン化を推進していく観点で、担当課に対して具体的な指導を行っているのか。

A. 基本的にはユニバーサルデザイン化を推進していく考え方であるが、既存施設の改修等の場合には、敷地面積や建物の構造の問題もあって、ユニバーサルデザインへの配慮が難しい場合もある。

Q. 小中学校の改築・改修工事におけるユニバーサルデザイン化の取り組みについて確認したい。

A. 古い校舎から計画に沿って順次改築・改修工事を行っており、その際には校舎のLED化やトイレ床のドライ化等を行っている。エレベーターの設置についても、教育委員会からの意向があれば、設置スペースの検討を行った上で設計している。

Q. 営繕工務課としてあくまで受託業務であることは理解するが、都市整備部の中で、市の施策としてユニバーサルデザイン化を推進していく担当課はどこか。

A. ユニバーサルデザインは、すべての人にとって使いやすいことが前提であり、まずは道路や施設等の管理者がそれぞれ配慮して施設等の整備を行っていく必要がある。建築指導課では、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいて、新築や増改築等を行う際に事前協議を行い、必要な指導や助言を行っている。

Q. 今後既存の学校施設の改築や改修が必要となった場合であっても、建築指導課が既存校舎のユニバーサルデザイン化に対応していく窓口となるのか。

A. 県条例に定める事前協議が必要な規模の改築や改修でない場合もあるが、担当課からの相談や協議を通じて整備基準を説明し、公共施設のユニバーサルデザイン化の推

進に努めていく。

(意見) 新築だけではなく、既存の学校施設の改築や改修についての相談があった場合は、エレベーターの設置など、ユニバーサルデザイン化を進めていくように指導等の対応を行ってほしい。

木造住宅耐震補強補助制度について

- Q. 木造住宅耐震補強工事に係る補助金について、予算不足により市民が申請を待っているようなことはないのか。
- A. 平成 28 年度は、国・県の補助金の交付率がこれまでに比べて低い状況であったが、熊本地震もあって市民の関心も高いことから、最近、予算不足の本市に対して再配分というかたちで補助金の交付が受けられることになった。これにより、申請を待っていた市民への補助が可能となり、現在も若干予算に余裕がある状況である。
- Q. 今後も予算の不足が続くこととなった場合に、市単独で事業を行っていく考えはあるのか。
- A. 予算を所管する危機管理室から執行委任を受けて、都市整備部で事務手続きを行っているが、現段階で市単独での補助について庁内で検討されていない。今回のように予算の執行状況に応じて補助金の再配分が行われることもあるので、今後も必要に応じて県に強く要望していきたい。

◀ 歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費 ▶

道路維持修繕費

- Q. 道路事故賠償費の支出が以前より増えていると感じているが、市が賠償することとなった主な原因は何か。
- A. 賠償に至った件数は、平成 26 年度より増えており、道路のくぼみに車が入ってタイヤがパンクしたり、ホイールがへこむ事例がほとんどである。一部には、中央分離帯から出た木の枝で車のボディを傷つける事例もあった。
- Q. 道路の瑕疵が判明した場合の対応状況を確認したい。
- A. 道路整備課が連絡を受けて、すぐに現地に出向いて応急措置を行うこととしている。
- Q. 賠償まで至らない事例であっても、道路の瑕疵を把握した場合には、すぐに応急措置を行っているのか。
- A. 基本的には道路の補修により早期の対応を行っているが、道路側溝にある鉄板のふたの瑕疵で溶接が必要な場合など、すぐに対応できない時は、三角コーンを設置して進入を防ぐなどの一時的な措置で対応することもある。
- Q. 賠償件数が増えているということは、道路の維持管理が適切に行われていないのではないのかと懸念するが、維持修繕のための予算は増えているのか。
- A. 道路の傷みは年々進んでいると感じており、平成になってから整備した道路であっても補修が必要な状況となっている。平成 27 年度からの橋梁長寿命化修繕計画や道路施設の維持修繕計画を策定して必要な予算措置を講じており、道路施設の予防保全のための予算は増え、維持管理全体の予算としても増えている状況である。

(意見) これまでに比べて、道路を補修する周期が長く、道路の損傷箇所が増えてきていると感じているため、今後の予算確保に努めてほしい。

生活に身近な道路整備事業費・道路改良単独事業費

Q. 生活に身近な道路整備事業費と道路改良単独事業費との事業の区分けについて確認したい。

A. 前者は、地域からの土木要望を受けて市費で整備を行うものであり、後者については、主に幹線道路に係る事業費として、国庫補助金で賄えない部分を市費で整備したり、市単独での整備を行うものである。

橋梁整備補助事業費

Q. 市全体で落橋防止・耐震化整備が必要な橋梁がどれだけあって、どのような目標を定めて整備の完了を目指しているのか。

A. 整備が必要と考える橋梁は市内に 150 橋以上あり、その中で跨線橋・跨道橋から順次整備に取り組んでいる。1 橋当たりの工事期間は複数年にわたり、多くの費用もかかるため、なかなか工事が進んでいない状況にある。

Q. 平成 27 年度実績で落橋防止・耐震化整備を完了した橋梁はなく、当初の目標を達成できなかったということか。

A. 鉄道をまたぐ小生跨線橋の整備完了を目標として鉄道事業者と協議を行ってきたが、鉄道事業者への発注に至らずに平成 27 年度内の完了が出来ず、目標の達成には至らなかった。

Q. 平成 27 年度は塩浜跨線橋と新大正橋の耐震化を進めたとのことだが、事業途中ということか。

A. 塩浜跨線橋と新大正橋はともに事業途中であり、平成 28 年度も事業を進めている。

Q. 業務委託による橋梁定期点検について、平成 27 年度実績は 31 橋であるが、点検する橋梁をどのような基準で選んでいるのか。

A. 国が示す橋梁長寿命化の方針では、5 年に 1 回の定期点検を行うこととなっている。市内における定期点検の対象橋梁は 1,100 橋を超える数があるため、平成 27 年度は実績数が少なかったものの、今後は、毎年度数百橋のペースで点検を行っていきたいと考えている。

《 歳出第 8 款土木費 第 3 項交通安全対策費 》

四日市市交通安全協議会補助金・交通安全教育事業補助金

Q. 四日市市交通安全協議会補助金と交通安全教育事業補助金について、ともに特定団体補助であるが、支出先を確認したい。

A. どちらも四日市市交通安全協議会に対する補助金である。

Q. どちらの補助金も平成 27 年度当初予算額と決算額が同額となっているが、事業の実施にあたって、補助金を全額使い切ったということか。

A. 四日市市交通安全協議会が事業の実施にあたって実際に支出している額は、これら

の補助金額よりも多く、結果として当初予算額と同額の補助の支出となっている。

Q. 翌年度実施計画を確認して補助金額を算出していると資料に記載されているが、平成 26 年度決算額も同額であり、補助金額が毎年度固定されているのではないか。

A. これらの補助金の全額について、交通災害共済事業の残余金が活用されている。四日市市交通安全協議会が行う交通安全教育や交通安全啓発に係る事業内容に例年大きな変更はなく、事業計画の内容を精査した上で平成 27 年度の補助金額を算出した結果、平成 26 年度と同額となった。

(意見) 事業自体に異議はないが、翌年度実施計画を確認して補助金額を算出するとしていながら、結果として金額が固定化しているため、あらためて十分な精査を求めたい。

交通安全施設整備費

Q. 教育委員会から都市整備部が受託する区画線に係る事業について、道路整備課ではなく、河川排水課が受託しているのはなぜか。

A. 庁内で土木工事を行う際に各担当課で発注できない場合は、河川排水課が受託し、工事を行っている。通学路に係る比較的小規模な工事は、教育委員会が所管しており、工事の実施にあたっては教育委員会が場所の選定や工事方法を決めた上で受託している。

Q. 河川排水課が通学路の整備工事を受託することは、市民にとってわかりにくく、また、道路整備課は、日頃より地域からの要望や意見を直接受けて多くの情報を持っており、市民へのフィードバックもできるので、道路整備課が受託することを検討してはどうか。

A. 庁内の受託業務に係る仕組みの中で、現在は河川排水課での受託としている。道路整備課としても通学路交通安全推進会議のメンバーとして関わっており、部内で土木要望等も含めて情報共有に努めながら、今後も十分に連携を図っていく。

(意見) 通学路の安全対策に係る施設整備事業は教育委員会が中心となって取り組んでいるが、都市整備部は多くの予算を持つ関係部局としてノウハウもっており、主体的に関わって機動的な役割を果たしてほしい。

Q. 平成 27 年度に都市整備部が実施した 4 カ所の通学路整備以外で、翌年度に積み残した工事はなかったのか。

A. 平成 27 年度に行った工事箇所は、前年度に地域からの要望を受けて合同点検を実施した 48 カ所のうちの 4 カ所であった。学校・警察・市の 3 者が具体的な対策を検討するものの、効果的な対策が見出せずに積み残している部分もあるが、通学路の安全の確保に向けて、3 者がそれぞれの業務の範囲内で出来ることから実施している状況である。

(意見) 限られた予算の中で積み残しになる工事も当然出ると思うが、子供の安全のためにできるだけ早期に解決してほしい。

(意見) 部局をまたぐ通学路の交通安全に係る事業については、項目の一覧と進捗状況が経年的に分かるような工夫した決算の資料づくりが必要である。配付資料「平成 27

年度決算の概要」の資料編（P60～）に記載のある5項目のように、分かりやすく横断的にまとめた資料づくりをお願いしたい。また、財政部局にも伝えてほしい。

《 歳出第8款土木費 第4項河川費 》

準用河川改修事業費

Q. 米洗川中流河川改修工事について、国庫補助金の減額により工期が遅れている上に、工事手法の見直しがあったことで、さらに工期が延びている。事前に地元と工事内容について調整していなかったのか。

A. 当初の計画から仮設工法を見直したため、工期の延伸、工事費の増額に至っている状況である。工事発注前から地元との調整を行ったが、実際に工事を始める段階で詳細部分の調整を行う中で、やむを得ず工事の変更が生じることとなった。

Q. 地元と十分な調整が図られず協力が得られなかったため、特殊な工法により工事を見直すことになったのではないか。

A. 事前に担当課職員が地元に出向き、地元住民には十分に協力いただいているが、借地が難しいということでやむを得ず工事の見直しを行った。今回見直しを行った工事場所より現場の堤防幅が広い別の工事場所については、民有地に入らずに工事ができている。

Q. 現場の堤防幅が狭いことは工事を設計する前から分かることであり、初めから適切な工法で設計をするべきではなかったのか。

A. 現場での工事を着手する際には工法の変更を行っているが、堤防幅が狭い箇所については、何とか民有地を借りることができないかという中で設計を発注した。

Q. 計画した年度内に改修工事が完了するのか心配しているが、今後の工事の見通しはどうか。

A. 平成28年度は、国庫補助金の内示額が要求額に対して半分程度であり、予定している2区間の工事のうち、1区間の工事が発注できていない状況である。今後国の補正予算が示されれば、これを積極的に活用しにいくとともに、平成29年度予算では内示割れした分も予算要求していくなど予算確保に努めていきたい。

Q. 米洗川中流河川改修工事を行う理由について、クリーンセンターの新設に伴う周辺環境整備の位置付けとして、地元からの要望があったためか。

A. クリーンセンターには調整池があり、米洗川に直接負荷がかかるものではないが、地元からは、クリーンセンターの新設に伴って米洗川の改修工事の要望をいただいている。また、以前から改修を進めている米洗川については、整備を継続していく必要性もあり、両面の理由で実施するものである。

Q. 国からの補助金をあてにしていると、工期がますます遅れていく。地元と調整する中で、米洗川河川改修工事の工期についての約束をしているのか。

A. 平成29年度内の工事の完了を目標にしていると地元の説明しており、目標を達成するように取り組んでいる。

（意見）国の補助金をあてにするだけでは、計画どおりに工事が完了しない。国任せではなく、市費を使ってでも計画どおり工事が完了するように予算を確保すべきである。

◀ 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 ▶

コミュニティバス支援事業費

Q. 水沢・桜・内部地区での有償・無償の社会実験を行っているが、ルートの設定等において地元住民のニーズとのミスマッチがあったと考える。平成29年度予算の検討に向けて、決算での検証が必要であり、平成27年度の結果をどのように総括し、今後の方向性をどのように考えているのか。

A. 水沢・桜地区での有償社会実験については、通勤・通学者をターゲットにして取り組んできたものの、非常に厳しい結果であった。また、内部地区の無償社会実験では、病院へ通う高齢者をターゲットとして、病院が集まる貝家町や近くに大きな病院があるあすなろう鉄道内部駅を通るなど工夫してルート設定を行ったものの、同様に厳しい結果となった。これまではバス車両での社会実験であったが、今後は人口密度の低い集落に合うように、タクシー車両の活用など他の手法も検討する必要があると考えている。

(意見) 視察した他都市では、タクシー協会と協定を結び、タクシー車両によるデマンド交通への補助を行っていた。トータルコストを考えて、必要な人に必要な手立てを行うデマンド交通の手法の検討も必要と考える。

鉄道維持・利用促進事業費

(意見) あすなろう鉄道について、平成27年度は約5,000万円の利益があったものの、内部・八王子線基金積立金と一般財源を合わせて3億円を超える支出であり、その他にも、各種のソフト事業や駅前整備事業など、あすなろう鉄道の維持のために多くの費用がかかっているため、今後の存続、維持については懸念がある。

公園緑地整備単独事業費

Q. (仮称)松寺公園とは、松寺町市営住宅の跡地に計画している公園のことか。

A. そのとおりであり、平成27年度は、測量・設計業務委託を行った。

Q. 市内の公園においてトイレを設置する基準を確認したい。

A. 市全体で公園に約60カ所のトイレが設置されているが、近隣公園以上の大きな公園を設置の対象としており、地元住民の利用を想定した街区公園については原則設置していない。ただし、企業から譲り受けた街区公園ですでにトイレが設置されている公園はある。

Q. 街区公園に新たにトイレを設置してはいけないという決まりはあるのか。

A. 決まりはないが、市内に街区公園は約410カ所あり、これらにトイレを設置すると、設置、維持管理に膨大な費用がかかるので、街区公園には設置しない考え方である。なお、グラウンドゴルフの利用などで、地元から設置したいという申し出があった場合は、公園施設設置許可を行った上、地元が設置している事例はある。

(意見) 利用頻度が高く、利用者が多い街区公園や、小中学校のクラブ活動で利用するような街区公園については、トイレが必要であり、今後設置を検討してほしい。

(意見) 伊坂ダムでのトイレの整備は商工農水部の所管であるが、現在は環境にやさし

トイレもあるので、都市整備部からもいい知恵を出して行ってほしい。

公園緑地活性化推進事業費

- Q. 介護予防遊具の設置について、いつから始まった事業で、事業実績はどうか。
- A. 介護・高齢福祉課が担当課となり、地域介護・福祉空間整備等交付金による国庫補助金を受けて、都市整備部が工事を行っており、平成27年度は3カ所の公園に遊具の設置を行った。
- Q. 平成28年度も予定している事業か。
- A. 予算は計上しているが、介護・高齢福祉課からは、現時点で国庫補助金が交付される見込みは未定であるとの連絡を受けている。
- Q. 健康遊具を設置しようとする公園を選定する基準を確認したい。
- A. 公園の種別や広さなどの基準はなく、地元からの要望に応じて設置している。
- Q. 設置する場所は、最終的にどこの部局が決定するのか。
- A. おおむね公園3カ所分の予算を計上しており、設置する公園の選定にあたっては、地元からの要望を考慮し、北部・中部・南部の中から各1カ所ずつをめどに都市整備部が決定している。

◀ 歳出第8款土木費 第8項住宅費 ▶

住宅施策推進事業費・移住促進空き家リノベーション事業費

- Q. 空き家対策に係る2つの事業の不用額が合わせて1,000万円以上あり、事業の周知、啓発に課題がある。宅地建物取引業協会や不動産協会だけではなく、企業にターゲットを絞った働きかけを行うなど、より一層の取り組みが必要ではないか。
- A. 企業へ出向いて制度に関するチラシの配布をお願いしたり、本市に工場がある企業の東京本社に対しては、東京事務所を通じて制度の案内を行っており、引き続き積極的に取り組んでいきたい。
- Q. 空き家バンクをインターネットに掲載しているが、耐震性能等の情報など中古住宅に関する情報量が少なく、市民にとって掲載中の中古住宅がどのような物件であるか非常に分かりにくいいため、市民の利用促進につながっていないのではないか。
- A. 宅地建物取引業協会等だけではなく、協会に加入していない不動産業者に対しても制度の周知に努めており、できる限り範囲を広げて引き続き周知に取り組みたい。中古住宅の耐震性能の情報について、新築年などの一般的な情報は掲載できるものの、中古住宅の良し悪しや状況など客観的でない情報の掲載は現状では困難であるが、今後どのような情報を掲載できるのか研究を重ねていきたい。
- (意見) 全国的にも同様の事業は行われており、本市の取り組みに何が必要で何が不足しているのか今一度検討し、他都市の好事例も研究しながら工夫して進めてほしい。

◀ 歳出第11款災害復旧費 第1項農林水産施設災害復旧費 ▶

◀ 歳出第11款災害復旧費 第2項土木施設災害復旧費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

- 土地区画整理事業特別会計
- 住宅新築資金等貸付事業特別会計
- 公共用地取得事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 14 号 平成 27 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

水道料金

- Q. 平成 30 年代後半までは現行料金体系を維持したいと説明があったが、将来の水道料金の考え方を確認したい。
- A. 平成 27 年度に受水費が大幅に削減された中で、平成 30 年度までの中期財政計画をベースにした平成 41 年度までの財政状況の見通しによると、平成 30 年代後半には資本的収支の不足分を補う内部留保資金が 10 億円を下回る状況が予想されるため、それまではコスト削減を図りつつ現行の料金体系を維持していきたい。なお、現在、新たな水道ビジョンの策定にあわせて第 3 期水道施設整備計画の策定にも着手しており、その中で財政計画の見直しを行っていくこととなる。
- Q. 数年前までは、平成 30 年までは水道料金の値上げを行わないとの考え方であったと思うが、さらに平成 30 年代後半まで現行の料金体系を維持する考え方になったのは、平成 27 年度に受水費が大幅に削減されたためか。
- A. そのとおりである。三重県企業庁との協議により受水費は 5 年ごとに改定されるが、企業債償還や減価償却費等の減額もあって平成 27 年度の受水費は大幅な削減となった。
- Q. 次回平成 32 年度の受水費の見直しにあたり、さらなる減額の見通しはあるのか。
- A. 企業債償還や減価償却費等の減額幅が少なくなっており、平成 27 年度のような大幅な減額は見込めないと考えている。

内部地区灌漑設備の管理運転に関する補償・神田土地改良区取水協力費

- Q. 内部地区灌漑設備の管理運転に関する補償費の決算額 196 万円の算出根拠について、神田土地改良区取水協力費 1,100 万円と同じ考え方に基づいた積算方法か。
- A. 灌漑施設等の運転管理費や維持管理費に要する実費弁償分として算出した額であり、同様の考え方に基づいて積算している。
- Q. 神田土地改良区との取水協力に関する覚書の内容と同様に、内部水源においても 1 日当たりの水量の上限を設けているのか。
- A. ~~水量の上限は設定していない。~~
- (訂正) A. 水量の上限を設定している。(取水量は日平均 15,000 m³以内)
- Q. 取水協力金の支払いに関する契約は、単年度ごとに締結しているのか。

- A. 内部地区、神田土地改良区ともに毎年度契約を締結している。
- Q. 水需要が減ってきている中で、東員町の井戸は必要であるのか。
- A. 節水機器等の普及によって水需要は減っているものの、自己水の取水量も減少傾向にあり、水源の安定的な確保の観点から必要である。あがた配水池から1日約3万トンが市内に供給されているが、そのうち東員町の井戸から1日約2万トンを取水している現状から考えても必要な水源である。

受水費

- Q. 三重用水について、契約水量に対して実際に使用する水量はどの程度か。
- A. 三重用水の責任水量は、契約水量の65%である。
- Q. 三重用水を受水することで支払う金額は、契約水量の65%分のみか。
- A. 契約水量分に係る基本料金と、使用水量に係る使用料とを合わせた金額を支払っており、使用料の単価は、1 m³当たり税抜き 39 円である。

配水本管布設替工事事故のその後の対応状況について

- Q. 平成 26 年 6 月に発生した配水本管布設替工事事故に伴い、工事の請負人に対して行った損害賠償請求についての進捗状況はどうか。
- A. 平成 28 年 3 月に提訴し、現在係争中である。
- (意見) 濁水による影響のあった住民の全てを対象として損害の発生についての確認を行わないまま、市の損害額を確定させたことは、不親切な対応であったと考える。今後は丁寧な対応を行うように一考してほしい。

議案第 16 号 平成 27 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

下水道使用料

- Q. 下水道使用料について、現在の算出方法の考え方を確認したい。
- A. 下水道に排出される汚水の水量は、現在、条例に基づき水道の使用水量とすることとしている。一般家庭において、洗車や庭木への散水等によって下水道に流れない水もあるが、全体の水道の使用水量に比べて少ないこと、また、その排出水量を測るにはメーターの設置が必要となり、そのコストも下水道使用料へ転嫁されることから、水道の使用水量を下水道への排出水量とみなす現行の算出方法に合理性があると考えており、裁判においても同様の判断がなされている。
- Q. 実態として水道の使用水量の全てが下水道に流れないということを認めているのであれば、下水道の排出水量の算定にあたっては、例えば水道の使用水量の98%を下水道の排出水量とするなど、利用者の負担軽減に向け工夫できる方法があるのではないか。
- A. 一般家庭だけではなく、事業者においても業種によって利用状況は様々であり、一

律に率を乗じて定型化して下水道の排出水量を算出することは難しいと考える。

(意見) 現在も一般家庭や事業者における利用状況が様々である中で、水道の使用水量の100%という実態と異なる一律の算定方法となっている。適正な下水道使用料の算定に向けて研究を重ねてほしい。

(意見) 一般家庭、事業者それぞれにおいて水の利用の状況は様々であるため、下水道への排出方法や料金の算出方法など、市民に対して下水道事業を理解してもらうように説明してほしい。

集合住宅等における下水道使用料の徴収誤りについて

Q. 集合住宅等において、共用栓等で徴収誤りがあった過去5年分の金額のうち、平成27年度分を確認したい。

A. 515,760円である。

Q. 固定資産税の賦課誤りの際に、国家賠償法を適用して過去20年分の還付を認めた最高裁判例があるが、今回の案件について、これに該当する可能性があるのではないか。

A. 今回の案件について国家賠償法の適用についても検討を行ったが、同法に定める要件の違法性までは判断できないことから、地方自治法に基づいて5年分を対象として還付を行うこととした。

Q. 違法性の有無についての判断は難しいため、丁寧に調べて対応する必要があると考えるが、違法性がないという判断は誰が行ったのか。

A. 同様のケースでの最高裁の判例が存在しない中、弁護士資格を有する庁内の法務専門監にも相談した上で、上下水道局で判断した。

(意見) 国家賠償法の適用を認めた最高裁判例は、固定資産税に限定するものではなく、行政が徴収誤りを行った他の税や使用料にも影響すると考える。訴える側の市民は、多くの訴訟費用がかかり、提訴しづらいという実情も考慮して、行政側の適切な対応を求めたい。

Q. 全国的に税金などで5年以上遡って還付している他都市の事例があることは調査しているのか。

A. 全国的に他の自治体においても、地方自治法に基づき5年を限度としているところや、国家賠償法に基づいた20年を限度としているところがあることは把握している。

Q. 下水道使用料の徴収誤りの原因として現地確認が不十分であったとの説明であるが、現在は、どのように現地を確認し、適正な使用料を徴収しているのか。

A. 今回徴収誤りのあった109件のうち、88件が昭和40年代後半から50年代にかけて住宅公団や土地開発公社によって整備された集合住宅であり、散水栓や共用栓などの現地確認を行わず、一律使用料を徴収したのが主な原因であった。現在は、排水設備工事完了届が提出された時点で、水道メーターの設置状況、工事の施行状況及び下水道への接続等を現地で確認している。

Q. 還付先はどこか。

A. 公団については管理会社、市営住宅については共益費を取りまとめていた自治会等に還付する予定である。

Q. 自治会から入居者に対して適切に説明できるように、自治会へ還付する際には、丁寧な説明を行う必要があるのではないか。

A. 自治会を含め還付の対象となる 49 の使用者全てに対し、すでに連絡を行っており、今後、直接訪問して丁寧に説明していく。

Q. 利息をつけて還付するのか。

A. 各納期ごとの下水道使用料の還付金額自体が 2,000 円未満、または 2,000 円以上の還付金額であっても計算した還付加算金の額が 1,000 円未満であるため、今回の徴収誤りの案件については、全て還付加算金の加算の対象とならない。

<討論>徴収誤りが判明している以上、決算を不認定とし、地方公営企業として誤りがあってはならないという指摘をすべきと考える。平成 28 年度に判明した過年度分の誤りを同年度中に還付する点に異論はないが、平成 27 年度決算額と本来の収入とすべき額では、515,760 円の差異が生じている。徴収において誤りがあったことは上下水道局も認めているが、平成 27 年度決算を不認定とした上で、誤りが判明した平成 28 年度で還付することができるかと考える。

<討論>各事業での事務手続きにおける誤りと決算の認定・不認定の判断については別に考えるべきである。

<討論>下水道使用料の徴収誤りが判明した時点が平成 28 年度である以上は、平成 27 年度決算の審査と切り分けて考える必要がある。

<討論>平成 27 年度時点での最終的な金額を報告するのが決算であり、平成 28 年度で還付した内容を平成 28 年度決算で報告することは、時系列で考えても適当である。

水洗便所の普及促進に関する経費（水洗化率の向上）

Q. 水洗化率の向上に向けて、公共下水道に接続してもらうための啓発の取り組みについて確認したい。

A. ショッピングセンターでの生活排水相談会の開催や広報よっかいち特集号への掲載などにより周知、啓発を行っている。その他にも、シルバー人材センターに委託して下水道に接続していない方に接続依頼を行うとともに、アンケートを実施して接続できない理由を分析している。また、接続に向けて補助金制度を設けるなどの対策につなげる取り組みも行っており、今後も粘り強く、速やかな公共下水道への接続に向けた啓発に努めたい。

(意見) アンケートを実施する際には、職員も一緒に出向いて理解を得るなど、公共下水道への接続につながるような仕掛け、仕組みを工夫することが必要である。接続しない状況が続くことで空き家や老朽危険家屋につながり、その後の行政負担が増えるなどのマイナス面を危惧するので、引き続き水洗化率の向上に向けた対策に取り組んでほしい。

新南五味塚ポンプ場下部土木工事・吉崎ポンプ場下部土木工事

Q. 新南五味塚ポンプ場と吉崎ポンプ場の工事の進捗状況と今後の見通しについて確認したい。

- A. 地盤改良工事の完了を受けて、平成 27 年度からは下部の躯体の部分にコンクリートを打設する土木工事を行っており、平成 28 年度中にこの工事は完了する予定である。その後、上屋の建築工事、ポンプ設備工事等を行い、新南五味塚ポンプ場は平成 30 年、吉崎ポンプ場は平成 32 年の供用開始を目標としている。
- Q. 新南五味塚ポンプ場の築造に係る平成 27 年度の工事は、前年度まで基礎工事を行った共同企業体と同一であったのか。
- A. 平成 27 年度の下部の躯体工事は、前年度までの工事とは別契約であり、別の共同企業体による工事であった。
- Q. 新南五味塚ポンプ場の築造にあたり、地下水の噴出によって工期が延期し、約 8 億円の追加の予算が必要となったことは、やむを得ない想定外のことであったと言う考えか。
- A. 従来どおりの一般的な調査、発注方法に基づいて工事を進めてきた結果、想定することができなかつた事態であり、やむを得ず工期を延期するとともに追加予算が必要となった。
- Q. 地下水の状況に詳しい技術者が必要になるというような入札条件を付けたことで、条件に当てはまる事業者が 1 者しかなかったのではないか。
- A. 平成 27 年度に契約した新南五味塚ポンプ場と吉崎ポンプ場の下部土木工事については、同じような規模のポンプ場の土木工事を完了した実績がある事業者であるなどの条件で入札を行い、複数の事業者からの応札があった。
- Q. 新南五味塚ポンプ場と吉崎ポンプ場に係る上屋の建築工事について、事業者はすでに決まっているのか。
- A. これから入札し、契約を行う予定であり、現在どちらも未定である。
- Q. 吉崎ポンプ場の築造については、楠地区消防分団の一分団化とも関連しているが、目標の平成 32 年の供用開始に向けて工事は確実に間に合うのか。
- A. 今後想定外の出来事が起きる場合は別として、現在の進捗状況から考えると目標に向けて工事は進んでいる。
- Q. 今後予定される建築工事等について、想定より費用が大きく増えないか懸念しているが、現在の見込みはどうか。
- A. 物価スライド条項によって変更契約の必要性が生じることはある。今後、必要に応じて議会に対して状況報告を行いたい。

議案第 14 号 及び 議案第 16 号について

水道料金・下水道使用料（不納欠損）

- Q. 平成 27 年度の不納欠損処分の状況について確認したい。
- A. 滞納となって 5 年程度経過したものを会計上不納欠損として処分しており、水道事業、下水道事業ともに約 1,100 万円を不納欠損処分とした。生活困窮や破産、倒産、市外転出による行方不明などが主な理由である。
- Q. 滞納に至った初年度か、その翌年度にはしっかりと初動対応を行い、不納欠損とな

らないような取り組みが必要ではないか。

A. 滞納となった時点で早期に対応して滞納額を増やさないことは大切であり、必要に応じて分割納付の相談を受けたり、水道の場合においては、事情を勘案しながら給水停止を行うこともある。

Q. 企業の大口の不納欠損はなかったのか。

A. 平成 27 年度についてはなかった。

企業債利息

Q. 企業債の借り入れ利率について、当初予算額の積算時に設定した 1.8%は、近年の社会情勢から考えても高過ぎたのではないか。

A. 実際に借り入れを行う年度末の利率が読みにくい側面もあり、予算の不足が生じないよう一定の幅をもたせた利率での予算額を計上した。平成 27 年度の借り入れ実績及び金利動向も踏まえて、平成 29 年度の予算編成を行っていききたい。

Q. 昭和の時代に借り入れている高い利率の企業債について、借り換えや繰り上げ返済を検討していないのか。

A. 企業債の繰上償還を行う際の補償金の支出が免除される制度が平成 20 年頃に国から示され、その際に、過去に借り入れた 5%以上の高利率の企業債について、水道事業においては自己資金で一括して返済し、下水道事業においては低金利のものに借り換えて償還を行った経緯はある。現在そのような制度はなく、補償金の支払いが必要であり、また、国からの企業債に関しては国の制度の下で運用しており、市独自で借り換えて償還することはできない。全国的にも大変厳しい財政状況の中、日本水道協会・下水道協会を通じて、その対応について国に要望を行っており、引き続き国に働きかけを行っていききたい。

Q. 下水道事業において、現在でも利率 5%以上の企業債が 1 件残っているのはなぜか。

A. 市全体で繰上償還できる限度額が国から示されていたため、限度額を超える分の企業債は借り換え等ができず、利率 5%以上の企業債が 1 件残っている。

不用額について

(意見) 入札差金の発生や借入金利の見込み違いなど、予算編成時の当初見込みが甘かったために他部局と比べて不用額多いように思う。本当に必要なところに、必要な予算が措置されるように十分な精査をお願いしたい。

Q. 今後、一般会計・各特別会計と同様、水道事業・下水道事業の決算においても、不用額の一覧を作成し、配付してほしい。

A. 今後提出する。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、まず、議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定については、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、下水道使用料に徴収誤りがあったことから、決算を不認定とすることを視野に入れて全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会に送らないことと決しました。

その他2議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成28年11月定例会月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第55号は、近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び近鉄四日市駅北自転車等駐車場等施設について、平成29年度から5年間の指定管理者を指定しようとするものであります。

委員からは、指定管理者の候補者――以下、候補者――からの新たな提案事業の実施時期を確認する質疑があり、理事者からは、指定期間が始まる平成29年4月1日を目標にしているとの答弁がありました。

これに関連して他の委員からは、新たな提案事業の詳細を確認する質疑があり、理事者からは、交通系ICカード等での電子決済の導入、観光協会との連携によるレンタサイクルの利用促進、駐輪場のPRなどの提案であったとの答弁がありました。

また他の委員からは、今回の候補者が過去に指定管理を行った平成21年度から平成25年度の指定管理料に係る質疑があり、理事者からは、前回の指定管理の際は、近鉄四日市駅南自転車等駐車場のみが対象であり、レンタサイクル事業を含んでおらず、今回の指定条件とは大きく異なるため比較は難しい。今回と同条件で他の事業者が指定管理を行った平成26年度からの指定管理料は年間290万円であり、今回の指定管理料についても同程度の予定であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、候補者からの提案価格が年間約1,250万円であり、予定する指定管理料と大きく差が生じるのはなぜかとの質疑があり、理事者からは、今回の募集では、指定管理を行う駐輪場の管理及びレンタサイクル事業と合わせて、放置禁止区域における放置自転車等の巡視撤去・保管返還業務が附帯業務として含まれており、約950万円の差が生じている。候補者の選定にあたっては、委託する附帯業務も含めた価格での評価を行っているとの答弁がありました。

またこれを受けて委員からは、指定管理料よりも附帯業務の委託料の方がかなり高いことについて確認を求める質疑があり、理事者からは、駐輪場の管理とレンタサイクル事業とを合わせた指定管理部分の全体の事業費は、平成27年度実績で約3,270万円と附帯業務の事業費よりも高く、指定管理料の約300万円については、駐輪場及びレンタサイクルの料金収入で賄えない部分を支払うものであるとの答弁がありました。

また委員からは、候補者の選定にあたって、指定管理業務に含まれない委託による附帯業務部分も含めた提案価格に対して評価していることは、法的に問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、指定管理施設の空きスペースを活用して放置自転車対策事業を附帯業務とすることを前提とした募集要項を選定委員会が審査・承認した上で募集し、候補者を選定している。他に同様の事例もあり、庁内の関係部局とも協議した結果、違法性がないことを確認しているとの答弁がありました。

また委員からは、放置自転車対策に係る附帯業務については、指定管理者の指定とは別に委託契約を結ぶのかとの質疑があり、理事者からは、今後指定される指定管理者にあらためて見積もりを取り、金額を精査した上で、指定期間と同じ5年間の委託契約を結ぶこととなるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、指定管理者の指定と附帯業務の委託契約を一体的に捉えて、5年間の委託契約を結ぶことに問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、契約担当部局と相談した上で応募要項に附帯業務に係る事項を明記しており、附帯業務について5年間の委託契約を結ぶことに問題はないとの答弁がありました。

また他の委員からは、利用者の視点に立ち、利用者を増やすべく料金引き下げの提案はなかったのかとの質疑があり、理事者からは、候補者を含む2者からは、提案価格の設定に関し、消費税率が今後改定されても利用料金を据え置き、値上げを行わない提案があったとの答弁がありました。

また他の委員からは、本市の指定管理制度の現状として、大都市に本社を置く団体が選定される傾向にあり、地元の団体が公の施設を管理していくことについて、1つの視点として検討の必要があるとの意見がありました。

次に、議案第 56 号 市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による 34 路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 2 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、平成 28 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について調査を実施いたしました。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成28年11月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第6号)**【都市整備部・経過】****○第1条 歳入歳出予算の補正****≪歳出第8款土木費 全般≫****国の補正予算を受けての予算配分の考え方**

Q. 国の増額補正があった際の本市における各事業への予算配分の考え方について確認したい。

A. 今回の国の補正予算は経済対策によるものであり、年度内に事業を完了できることがまずは条件となるが、なかなか工事完了までには至らないことも多いため、発注だけでも年度内に行えるような事業を認めてもらうなど県、国と協議を行っている。その上で、事業の実施が可能かどうかを勘案してとりまとめた上で、一定の個所付けを行い、県を通じて国に予算要望を行っている。

≪歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費≫**地方道更新防災等対策補助事業(大規模修繕・橋梁)**

Q. 日永八郷線(生桑橋)の整備について、防災・安全社会資本整備交付金事業から当交付金事業への予算の付け替えを行ったが、工事内容に変更はあったのか。

A. 工事内容に変更はない。

Q. 落橋防止対策がなされている橋梁は、市内にどれだけあるのか。

A. 市内にある落橋防止対策が必要な対象橋梁273橋の中で、橋長15m以上の重要橋梁が155橋あり、そのうち、落橋防止対策を行ったのは41橋である。

Q. 生桑橋については、必要とする技術基準を満たしておらず、今回落橋防止対策を行うということか。

A. そのとおりである。

Q. 落橋防止対策を行った41橋の中で、必要とする技術基準を満たさずに、今後の対策が必要な橋梁はあるのか。

A. 阪神・淡路大震災を受けて平成8年に技術基準が大きく見直され、それ以降に落橋防止対策を行った22の橋梁については、一定の耐震基準を満たしている。それ以前に対策を行った19の橋梁については、長寿命化や耐震化に合わせ、あらためて対策を検討し、実施していくこととなる。

Q. 平成8年以前の対策実施橋梁については、まだ落下防止対策が必要であるというこ

とか。

A. 平成8年以前に実施した橋梁については、もう一度調査、設計を行い、耐震対策を行っていく。

Q. 平成8年以前の対策実施橋梁の耐震性に問題があるかどうかの検証は行っていないのか。

A. 過去の台帳をもとに橋梁建設の経緯は調査しているが、今後、長寿命化も含めて詳細な調査、設計を行った上で、最新の技術基準で耐震対策を実施していく必要がある。

Q. 落橋防止対策が必要な市内の対象橋梁で橋長が15m以上の重要橋梁155橋のうち、平成8年以降の基準を満たす橋梁は22橋しかなく、その他の重要橋梁については、今後の長寿命化、耐震化にあわせて、落橋防止対策を行っていくということか。

A. そのとおりである。

Q. 落橋防止の早期の対策は重要であると考えているが、橋梁長寿命化修繕計画との関係性について確認したい。

A. これまで、橋梁長寿命化修繕計画の策定前においても、大きな被害が想定される跨線橋、跨道橋を優先して対策を講じてきたが、同計画の中でも、交通量が多く、また、復旧に時間を要する重要橋梁を優先して対策を講じていくこととしている。

《歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費》

防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）

Q. 西日野駅前広場の整備に係る今回の予算の減額補正によって、駅前広場の整備がどの程度遅れることになるのか。

A. 今回は減額補正となったものの、積極的な交付金の確保を図り、当初計画からの必要最低限の予算は確保して事業を進めてきた経緯があり、現時点で整備に遅れはない。交付金の交付状況は厳しい傾向にあるが、平成29年度に向けた国への要求も行っており、計画どおりの整備に必要な予算の確保に努めていく。

交通安全施設整備単独事業費

Q. 通学路の安全対策が必要な市内の道路について、優先順位をどのように付けているのか。

A. 通学路の整備については、まずは教育委員会が学校、PTA等と協議して優先順位を決めていくのが基本である。その中で、安全確保については、現場で危険度を確認した上で優先順位を決めるなど臨機応変に対応している。また、実施にあたって大きな予算が必要となるものについては、交付金事業を充てて実施している。

Q. 県道において、市がカーブミラーなど安全対策施設の整備を行っている事例はあるのか。

A. 基本的には道路管理者である県が整備箇所を決めるが、市道が県道に接続する場所においては、県と相談の上、連携を図りながら整備することもある。なお、市道から県道への進入者が利用するカーブミラーは、県道上であっても市で施工することとなる。

第2目 交通安全施設整備費（全般）

- Q. 事業費全体で8,200万円が減額補正され、補正後予算額が当初予算比の約78%と大きく落ち込んでいるが、その対応及び来年度に向けた事業進捗に係る考え方について確認したい。
- A. 国予算の影響により交付金の獲得状況が厳しい中、積極的な要望活動を行い、より工事の進捗が図られるような予算要求を行っている。数多くある通学路整備については、それぞれの進捗状況を整理し、事業区間の見直しを行うなどして、全体として整備が進むよう取り組んでいきたい。

《歳出第8款土木費 第4項河川費》

準用河川改修事業費

- Q. 米洗川中流の改修工事にあたり、堤防上道路のアスファルトに亀裂が入っていると聞いているが、現状を確認したい。
- A. 米洗川に関して、交付金事業の区間で一部に亀裂が入る箇所があり、また、その上流にある県道との交差部分についても同様の事象があったため、ともに今年度の工事に対応する予定である。その他の箇所についても、順次パトロールに努めている。
- Q. 朝明新川の改修工事について、当初予算額の全額が減額補正となっているが、今後の整備の進捗見込みを確認したい。
- A. 朝明新川については、市道下野保々線の道路整備と一体的な整備を行っており、今年度は、道路における橋桁やのり面の整備を行っている。当該道路の整備が終わった段階で、河川の整備に取りかかる箇所もあり、両工事の連携を図りながら一体整備を進めている。今回の減額補正によって、朝明新川の改修工事の工程に大きな変更はないと見込んでいる。
- Q. 朝明新川の周辺では、毎年、冠水による農作物への被害が発生しており、早期に河川改修工事を完了すべきである。新名神高速道路の工事に関連して整備する調整池について、いつ工事が完了するのか。
- A. 計画された3つの調整池のうち、2つはすでに供用を開始しており、残り1つは平成29年度末の暫定供用を目指していると高速道路会社から確認している。
- Q. 来年は、まだ3つ目の調整池が完成していない状態であるため、冠水によって農作物への被害が十分予想されるが、何か対策を考えているのか。
- A. 現在、計画を前倒しして朝明新川の底張り工事を行っている。平成29年度中に下野小学校付近までの工事を終える予定であり、洪水対策に一定の効果はあると考える。
- Q. 今年の冠水時の流量を把握した上でその流量に対応できる底張り工事を行い、同程度の降雨であれば、来年は朝明新川の洪水が発生しないと考えていいのか。
- A. 一概には判断できないが、今年の台風の際にも短時間で集中的に大雨が降っており、来年、同程度の大雨への対応については、厳しい部分もあると考える。
- Q. 調整池の整備を早期に進めるように、国、高速道路会社と協議すべきではないのか。
- A. 新名神高速道路の工事の進捗と関連する事業については、これまでも高速道路会社と協議は重ねており、来年の出水期における対応が図れるように、調整池の整備の早

期着手に向けてあらためて依頼したい。

Q. 朝明新川の冠水が新名神高速道路の工事に原因があることはわかっている。早期の対策が必要ではないのか。

A. 今年の台風で大きな被害を受け、また人家にも近いという理由から、今回、国から交付金の増額決定を受けた米洗川の改修工事完了に一定の目途がつくため、今後の準用河川改修事業は、朝明新川への予算獲得に力を入れていきたい。

(意見) 洪水による被害が出ることをないよう、1日も早く朝明新川の改修工事が行われることを要望する。

Q. 米洗川への補助金交付額が増額決定されたのに対して、来年の出水期の冠水によって農作物への被害が想定される朝明新川への交付額が減額査定でゼロとなった経緯を確認したい。

A. 米洗川が人家に近いことに加えて、堤防自体が崩れて危険な状況にあることを本市から県を通じて国に実情を伝えて、補正予算の獲得に取り組んできた。その結果、今回の経済対策による追加補正を受けて、国、県と調整を行い、県が各市町への配分を検討する中で、本市への配分を手厚くして米洗川への補助金交付を増額すべきと県が判断した結果、今回の交付金額の決定に至った。

(意見) 新名神高速道路の工事にあたっては、3つの調整池を整備して負荷をかけないという地元への説明であったが、工事中の段階における高速道路会社が行うべき責任ある対応が不足していたと考えており、市から高速道路会社に対して早期の対応を求める必要がある。

《歳出第8款土木費 第6項都市計画費》

第3目 街路事業費(全般)

Q. 事業費全体で約1億1,000万円が減額補正され、補正後予算額が当初予算比の約68%と大きく落ち込んでいるが、その対応及び来年度に向けた事業進捗に係る考え方について確認したい。

A. 大幅な減額補正の主な要因は、近鉄川原町駅付近連続立体交差関連事業費と同事業負担金の減額にある。県、国との協議を重ねる中で当初内示額からの増額は得たものの、現在、当初要求した額の約6割の交付金にとどまっており、予定していた平成29年度中の工事完了は困難な状況にある。全国的に見ても高架化を計画している事業は数多くあるため、予算の配分は、線路の高架化が実現していないところが優先される傾向にある。上下線ともに高架化された本市については、予算付けの優先順位が低く厳しい状況ではあるものの、引き続き県を通じて国に対して強く要望していきたい。

《歳出第13款災害復旧費 第2項土木施設災害復旧費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

アンダーパス保安管理業務委託

地下ポンプ場設備保守点検業務委託

- Q. アンダーパスにおける通行規制等の保安管理業務を行う4カ所と、地下ポンプ場を設置して保守点検業務を行う12カ所について、これらの箇所を選定した理由を確認したい。
- A. まず、保守点検業務の12カ所については、主要国道等の幹線道路に対して市道が掘り下がっているような構造で雨水がたまりやすい箇所を選定している。一方、4カ所の保安管理については、明確な基準はないが、交通量や利用状況等を勘案して選定しており、遅滞なく対応できるように委託したい。
- Q. 地下ポンプは、自動的に運転するのか。
- A. 雨水が一定量たまった場合、センサーが作動して自動的にポンプが稼働して排水を行うような仕組みになっており、日頃のメンテナンスが必要なことから保守点検の委託を行いたい。
- Q. 特定している危険箇所は、12カ所と判断していいのか。また、保安管理の業務委託は初動が大切であるが、4カ所で十分であると考えているのか。
- A. 大雨による災害への対応としては、当該業務委託とあわせて、道路冠水の危険性がある各箇所に職員がパトロールを行って随時状況を確認することとしており、現時点で委託する箇所数を増やすことは考えていないが、降雨の状況や周辺環境の変化などに応じて委託する箇所数についての検討は必要であると考えている。
(意見) 委託内容の検討や課題への意識を絶えず持って業務を行ってほしい。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第2項清掃費》

一般経費（清掃総務一般管理経費）

- Q. 増額補正の原因となった平成28年度における家庭系ごみ収集量の増加について、どのように理由を分析しているのか。
- A. まだ年度の途中であり原因分析までは至っていないが、今年4月以降、分別の方法が変更となり、家庭でのごみが出しやすくなったという市民からの意見は聞いており、そのあたりが原因ではないかと考えている。
- Q. クリーンセンターの稼働に伴い、これまでの分別作業が一部不要となったことで、ごみの減量への市民の意識が低下している懸念がある。ごみの量の増加によって、人件費がかかり、ごみ処理に対するコストが増えるとともに、本市の環境計画で目指す目標達成も危うくなってくるため、市民へのさらなる啓発の取り組みを検討してほしい。
- A. 3Rの中でも、特にごみの減量に力を入れていきたいと考えており、ごみの説明会

など機会を捉えて、これまで以上に啓発の取り組みを進めていきたい。

都市美化事業費

- Q. 路上喫煙の禁止に関する条例が12月1日に施行されたが、制度開始から今回の喫煙所の清掃等管理委託費の補正予算が認められるまでの間、喫煙所の管理状況はどのようになっているのか。
- A. 条例の施行日以降、土日も含めて1日1回、市職員が喫煙所の清掃等を行っている状況である。
- Q. 今後、契約しようとする業務委託について、どの程度の清掃業務の内容を想定しているのか。
- A. 業務委託の仕様については、1日1回、灰皿にたまった吸い殻を回収して水を替えたり、喫煙所周辺の掃き掃除を行うといった清掃業務を考えている。
(意見)現時点でも、やはり人通りの多い喫煙所は使用頻度も高く、喫煙所によって汚れ方にも差が出てきている。今後の利用が進む中で、状況に応じて必要な対応をとってほしい。
- Q. 清掃等管理業務の委託先として想定しているところはあるのか。
- A. 平成28年度については、シルバー人材センターへの委託を考えている。

○第3条 債務負担行為の補正

特定粉じん（アスベスト）測定業務委託

- Q. 公的施設の解体等では一定の対策がとられていると理解するが、アスベストを使用している民間の建物について、市は情報を把握しているのか。
- A. 民間が所有するビル・建物において、吹き付けアスベストが使用されているものに関しては、環境保全課では把握していない。なお、一定規模以上の建物について、数年前、国土交通省から調査依頼があった際、所管の部局で調査したと聞いている。アスベストを使用する建物の解体等にあたっては、大気汚染防止法に基づいた市への届出義務があることから、同法に基づき適切に対応している。
- Q. 民間事業者がアスベストを測定する義務はないのか。
- A. 石綿障害予防規則において、石綿を除去する際の解体作業員の作業労働環境を担保するため建屋内での測定・分析について規定されているものの、建物の敷地境界付近においては義務付けられていない。なお、届出があったものについて、環境保全課としては、労働基準監督署とともに立ち入り調査を行うなどにより、周辺環境への影響の有無を確認し、住民の安全安心を担保している。

議案第 42 号 平成 28 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算

○第 2 条 債務負担行為の補正

水道施設機械警備保安業務委託費

- Q. 水道施設における 24 時間体制での防犯対策は、今回、新たに実施するものか。
- A. これまでも 24 時間体制での防犯対策に係る業務を委託しており、平成 28 年度末をもって既契約が終了することから、平成 29 年度以降も引き続き委託しようとするための債務負担行為の追加である。
- Q. 委託業務の具体的な内容を確認したい。
- A. 水道施設は、飲料水を扱う重要施設と位置付けており、37 カ所の対象施設に設置する赤外線センサーが反応した場合、水源管理センターと委託先に通報が入り、委託先の市内巡回パトロール中の警備員が速やかに現場に駆けつけて状況を確認し、水源管理センターに報告するとともに、状況により警察に通報する。
- Q. 水源管理センターに職員が勤務している日中の時間帯についても、業務委託する必要があるのか。
- A. 各水道施設は、定期的に機械設備の点検の巡回は行うものの基本的には無人の状態であり、侵入者等に即座に対応する必要があることから、引き続き 24 時間体制での業務委託としたい。
- Q. 水源管理センターが行う業務内容に、この防犯対策に係る当業務委託の内容は含まれていないのか。
- A. 水源管理センターが行う業務は、巡回により機械設備が正常に運転しているのかを点検することが主であり、保安業務は含まれていない。別途、当業務委託を行うことで、防犯対策を強化しようとするものである。
- Q. 債務負担行為限度額の積算根拠を確認したい。
- A. 事件や通報の発生回数の見込み、実績などを根拠に積算したものではなく、日本水道協会等の積算基準に基づいて金額を設定している。
- Q. 先日、上下水道局庁舎内で資材の窃盗事件が発生したが、防犯対策が必要と考えて業務委託する対象施設は、37 カ所で十分と判断しているのか。
- A. 当該業務は、管理している 37 カ所全ての水道施設を対象としており、上下水道局庁舎は、含まれていない。なお、上下水道局庁舎については、事件の発生を受けて、防犯カメラ・照明の増設を行うとともに、夜間における門扉の施錠の徹底を図るなどの必要な対策を講じたところであり、まずは、これにより防犯に努めたい。
- (意見) 予測できない事態が発生することも想定されることから、水道施設はもちろん、上下水道局庁舎や下水道施設なども含めた防犯対策の検討の必要性について、分科会で議論があったことを局内で周知してほしい。

議案第 44 号 平成 28 年度四日市市下水道事業会計第 1 回補正予算

○第 2 条 資本的収支及び支出の補正

○第 3 条 債務負担行為の補正

○第 4 条 企業債の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成29年2月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第81号 四日市市廃棄物処理施設整備基金条例の一部改正につきましては、休止中の廃棄物処理施設の解体に要する経費の財源として基金を活用するため、関係する規定を整備しようとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第82号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に対する審査を新たに行うための職員体制を確認する質疑があり、理事者からは、今回の法施行により省エネ基準適合義務化に係る審査が必要となるが、現行法においても届出義務があるため同様の審査を行っており、また、年間10数件程度の申請件数であることから、現在の職員体制で円滑な審査が可能であるとの答弁がありました。

次に、議案第 83 号 四日市市再開発住宅条例の一部改正につきましては、再開発住宅の名称等を整備しようとするものであります。

委員からは、「末永・本郷再開発住宅」から「末永・本郷」への名称の変更は、末永・本郷再開発住宅が再開発住宅としての役割を終え、今後、市営住宅として所管していくという趣旨かとの質疑があり、理事者からは、当該住宅は、本条例の適用を受ける区画整理事業施行時からの入居者もあるため、本条例は残すこととなるが、市営住宅条例に基づく入居者もあり、すでに市営住宅課が所管する市営住宅としての位置付けとなっているとの答弁がありました。

また他の委員からは、現在、エレベーターが未設置の 5 階建ての当該住宅に関し、その設置の必要性を問う質疑があり、理事者からは、当該住宅についてはスペース等の問題もあり設置は難しいが、高層階で未設置の市営住宅については、今後の検討は必要と考えるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、低層階への住み替えの希望があっても空き部屋がないと対応できないことから、公的施設におけるユニバーサルデザイン推進の考え方のもと、課題と捉えて必要な対策の検討を求めたいとの意見がありました。

次に、議案第 85 号 四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につきましては、都市計画事業に定めて

いない下水道事業についても、負担金を徴収することができるよう、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、平成 29 年度に事業着手し、改正条例の適用を受ける矢合川南側の桜西地区南山および南谷の地域――以下「矢合川南地域」という――以外に、桜地区の市街化調整区域で今後公共下水道への接続を計画する区域はあるのかとの質疑があり、理事者からは、今回の公共下水道への接続は、鈴鹿山麓リサーチパーク内に三重県衛生研究所が誘致されることから、上水道の水源地ともなっている周辺地区の自然環境や生活環境への影響に対する影響が懸念されるため、特定環境保全公共下水道として整備することを地元との合意のもと進めるものであり、これ以外に今後予定する区域はないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、平成 29 年度からの矢合川南地域での事業着手にあたり、この地域以外で公共下水道に接続していない市街化調整区域で暮らす市民に対して説明がなされているのかとの質疑があり、理事者からは、個別の説明までは行っていないが、国が示す生活排水処理施設に係る経済性の比較検討手法をもとに、市街化調整区域については合併浄化槽による処理を基本としており、広報よっかいち等で全市的な計画については周知しているとの答弁がありました。

また委員からは、矢合川南地域での公共下水道の事業着手に比べ、四日市西高校東側の区域は、市街化区域であるにもかかわらず公共下水道の整備が遅れているのではないのかとの質疑があり、理事者からは、四日市西高校東側の区域は、継続して公

共下水道の整備を進めているところであり、引き続き平成 29 年度予算においても同区域での測量設計工事費を計上しているとの答弁がありました。

また他の委員からは、県の施設である鈴鹿山麓リサーチパークの移転が原因で周辺環境の改善のために矢合川南地域で公共下水道を整備するのであれば、事業の財源を県に一部求めることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、当時の污水幹線工事については国庫補助事業であったが、公共下水道の面整備は、本市単独の事業であり、また、本市の施策として鈴鹿山麓リサーチパークを誘致した経緯も踏まえ、県に費用負担は求めているとの答弁がありました。

また他の委員からは、矢合川南地域で公共下水道を整備する場合と、各戸で合併浄化槽を設置する場合との経済性を比較検討すべきとの考えから、検討結果を市民にも説明した上で処理方法を決定し、事業を進めるべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、整備費に加え維持管理費を含めた 1 年あたりのコスト比較を行ったところ、公共下水道への接続が約 883 万円、合併浄化槽の設置が約 832 万円の試算となるとの答弁がありました。

また委員からは、矢合川南地域で公共下水道を整備することとなった理由に挙げている地元との合意について、経緯やその内容の詳細を確認する質疑があり、理事者からは、県保健環境研究所の移転構想段階から危険な病原体を扱う実験室の整備が計画されており、公共下水道への接続に関して数回にわたる連

合自治会等からの意見書や要望書の提出など地元からの強い要望があったため、平成 10 年 2 月に本市が桜地区連合自治会に対して、矢合川南地域における周辺地域との一体的な下水道整備を進めると回答し、平成 12 年 3 月に当該区域が下水道法事業の認可を受けた経緯があるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、今回、矢合川南地域の整備を進めるにあたり、地元と文書を交わすなど協議は行っているのかとの質疑があり、理事者からは、要望に対する回答書や地元との確認書を交わし整備を約束している。また、設計段階も含めて、工事着手に向けた地元との調整は行っているとの答弁がありました。

また委員からは、地元との合意内容を踏まえて、矢合川南地域で公共下水道の整備を進めていく考え方に変わりはないのかとの質疑があり、理事者からは、これまでの経緯を踏まえ事業を進めてきており、現在の計画どおりに整備を進めたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、当時の状況を現在の物差しで測ることは難しく、事業内容については理解するものの、今後は、過去からの地元との合意ありきではなく、さまざまな生活排水処理施設の整備手法を比較検討した上で、地元提案しながら要望に応じていくような事業の進め方を求めたいとの意見がありました。

次に、議案第 86 号および議案第 87 号は、いずれも四日市あすなろう鉄道線の鉄道車両に関し、鉄道車両 3 両の取得および鉄道車両 2 両の改造を行おうとするものであります。

委員からは、鉄道車両の取得や改造に係る今後の計画を確認する質疑があり、理事者からは、新造による 1 両の取得と、2 両の改造を平成 30 年度に予定しているとの答弁がありました。

また委員からは、四日市あすなろう鉄道線について、車両の取得および改造費用の既支出分も含めた総額を確認する質疑があり、理事者からは、約 16 億 4700 万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第 91 号 訴えの提起につきましては、午起土地区画整理事業に関連し、相手方所有の土地と本市所有の土地の境界の確定を求めようとするものであります。当議案の内容に個人情報が含まれることから、四日市市議会委員会条例の規定に基づき、非公開にて審査を行いました。

委員からは、訴えの提起に至るまでの経緯の詳細を確認する質疑があり、理事者からは、平成 27 年 12 月に午起土地区画整理組合が同様の訴訟を行ったものの、同組合の原告適格に疑義が生じる可能性があるとの裁判所からの指摘を踏まえ、今回、あらためて本市が原告となり訴えを提起するものである。相手方からは、以前に同組合がその土地の区域を区画整理事業の施行区域外としたことを不服として提訴されたが、平成 27 年の最高裁で同組合側が勝訴したことから、同組合は、境界確定のた

めの立ち合いを求めたが、それに応じないため、現在の提訴に至ったとの答弁がありました。

また他の委員からは、境界付近の敷地の現況を確認する質疑があり、理事者からは、相手方が所有する塀の南側に、本市が所有を主張する約 2 m の通路と、以前市営住宅が建っていた更地があり、この約 2 m の通路について、相手方は所有を主張しているが、相手方に占有されている状況でないとの答弁がありました。

最後に、議案第 92 号 市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為等による、ときわ 63 号線ほか 9 路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 8 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、平成 28 年度第 1 回四日市市下水道事業運営委員会、平成 28 年度四日市市緑化推進委員会、平成 28 年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会、平成 28 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成 28 年度第 1 回四日

市市同和行政推進審議会、平成 12 年 9 月の東海豪雨による富田地区の水害について、それぞれ調査を実施いたしました。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【 請 願 (審 査 期 限 の 延 期) 】

都市・環境常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めること、につきましては、請願者から請願趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、2月21日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願の審査にあたっては、冒頭に請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

三重県は、先日、平成29年6月末までに太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定し、事業者から県、市町への事前協議の実施や地域住民への事前説明などを明記する方針を示したところである。今後の自然環境の保全に向けて期待が持てる内容ではあるものの、国・県による規制では、地域の実情が十分に反映されないため、これを補完するためにも、一定規模以上の太陽光発電施設の設置に対し、本市が地域の実情に応じた規制の取り組みを強化することにより、貴重な森林、里山を保全してほしいとの思いで本請願を提出したとのことでありました。

この説明について、委員から請願者に対して、請願者名に自治会長との記載があるが、自治会として提出した請願であるのかとの質疑があり、請願者からは、提出にあたっては、

公的な職名を記載した方がよいと判断した経緯があるが、本請願については自治会として提出したものではないとの説明がありました。

また委員からは、仮に本請願が採択されたとしても、計画中の小山田地区と桜地区の事案については工事が進むと考えるが、今後の規制強化を目指した趣旨であるのかとの質疑があり、請願者からは、遡及して規制の効力を求めるものではなく、今後における規制を期待してのことである。議会、行政がこの事案を課題として捉えていただく姿勢が地域住民にとっても今後の励みにつながるものと考えているとの説明がありました。

これに関連して他の委員からは、全国的にも地域住民の理解なくして事業が進まない事例が増える中、本請願の採択により、事業者の工事着工に大きな影響を与えることを目的とする趣旨もあるのかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりであるとの説明がありました。

また他の委員からは、県がガイドラインを策定した後に本市が対応を検討する方がよいと考えるが、どうかとの質疑があり、請願者からは、県の取り組みと同時進行で検討をお願いしたいとの説明がありました。

また他の委員からは、地域住民によって反対運動は行われているのかとの質疑があり、請願者からは、昨年末あたりから一部住民が中心となって会議が行われており、現在、里山保全に向けた署名活動の準備中であるとの説明がありました。

次に、委員から理事者に対して、広域緑の基本計画で保全すべき緑が位置づけられているが、市全体の基本姿勢として、

自然環境の保全に向けた条例や要綱、ガイドラインの策定について検討の余地はあるのかとの質疑があり、理事者からは、太陽光発電施設の設置自体を規制する法律はない。現在、景観条例に基づき周辺景観への配慮を求める基準を設けているが、県が策定したガイドラインに即した見直しが必要と考えている。本市が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を行い、保全することはできるが、私権の制限を補償する必要があるため、都市行政の中では、広域緑の基本計画に基づき、市民と共に緑を守っていききたいと考えており、地権者の理解のもと、市民緑地制度によって里山保全を進めることを基本としているとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、国・県がガイドライン策定の方向性を示す中、本市における今後の対応の考え方を確認する質疑があり、理事者からは、自然環境の保全と財産権の関係は難しい問題ではあるが、自然環境の保全は重要であるとの認識のもと、県のガイドラインの策定過程において本市の意見をしっかりと伝え、その内容を検証した上で方向性を示したいとの答弁がありました。

また他の委員からは、工業団地の開発計画であれば、オオタカなどの絶滅危惧種の生息を理由に開発が進まないが、太陽光発電施設の設置においては、絶滅危惧種の生息が計画に影響を与えることはないのかとの質疑があり、理事者からは、三重県環境影響評価条例に基づく調査・手続きの中では、絶滅危惧種の営巣が確認された場合、自然保護の観点から飛び立つまでは開発を見合わせるという考え方はあるが、飛び立った後も開発できないということにはなっていないとの答弁がありました。

また理事者からは、工業団地開発の計画地に営巢が確認された場合、一旦その計画を白紙に戻すか、営巢がなくなるかでないと計画を進めることは難しい。森林伐採に関しては、都市緑地法に基づく緑地保全地域や特別緑地保全地区など一定の規制をかけることはできるものの、財産権に制限をかけるため補償する必要があるとあり、現実的に難しいと判断している。こういった手法は、地域で守っていかうという約束のある区域に法的な網をかける制度であり、提案されたエリアに法的な制約を課すことは、ハードルが高いと感じているとの答弁がありました。

また委員からは、太陽光発電施設は、電気を製造する一種の工場であり、製造業における工場建設などと同様の規制が必要と考えるが、太陽光発電施設は大規模であっても規制されないのかとの質疑があり、理事者からは、森林法や農地転用など各種の法令が適用される範囲内で適切な対応を図っているとの答弁がありました。

また委員からは、大規模な森林伐採が行われる前に、地域でのまちづくりの視点で、行政が里山保全のための対策を講じることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、地区まちづくり構想を策定する中で、市民緑地制度を紹介し、地域から具体的な場所で里山保全を求める意見があれば、地域や地権者の意見などを聞いた上で、可能な範囲で対応しているとの答弁がありました。

また他の委員からは、国・県が法律や条例を制定せず、ガイドラインの策定にとどめている理由を確認する質疑があり、理事者からは、法令での規制には財産権の制約に課題があると理解しているとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、上位法が優先し、国が再生可能エネルギーを推進する中で、本市でどのような対応が可能か、今後の課題解決に向けての本市の姿勢を問う質疑があり、理事者からは、緑を守るという基本的な考えのもと、市民緑地制度の拡充を図りつつ、他都市の先進事例も研究しながら対応を考えていきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、今後の市民緑地制度の拡充に向けた考え方を確認する質疑があり、理事者からは、地域からの意見や事業者からの協力を得ながら、可能な限り緑を守っていく姿勢で取り組みたいとの答弁がありました。

次に討論におきまして、委員からは、条例等の短期間での制定は困難であり、県が市町と協議してガイドラインを策定していく方針を示している現状に鑑み、審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

また他の委員からは、本市の姿勢を明確に示すことで、今後検討する県の制度内容にも影響を与えると考え、また、本市において課題が存在する現状と環境保全の必要性に鑑み、本請願には賛成するとの意見がありました。

また他の委員からは、本請願が採択されれば、課題解決に向けて、本市が今後取り組むべきことは何かを考える起点になると考え、本請願には賛成するとの意見がありました。

また他の委員からは、無秩序に太陽光発電施設が増えていく現状は賛成しかねるため、一定の規制化を求める願意には賛同するが、県のガイドラインの策定状況を見ながら本請願の賛否を判断しようと考え、審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

また他の委員からは、願意には全く反対しないが、規制手

法を含めて県の考え方との整合性を図るためにも慎重な審査が必要との考えから、審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

以上の経過により、請願第6号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、審査期限の延期を申し出ることについて採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成29年2月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算**【上下水道局・経過】****○第1条 歳入歳出予算****◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶****合併浄化槽設置費補助金**

Q. 平成28年度予算額に比べて528万円の減額となっているが、市民からの申請件数に対応できる予算額であるのか積算の根拠を確認したい。

A. 補助金の申請について、住宅新築時と単独浄化槽や汲み取りからの転換時の2通りの申請があり、新築193件、転換50件の計243件の補助申請を見込んで予算要求を行った。ここ数年、新設住宅着工戸数は減少傾向であるものの、平成28年度からの市街化調整区域における開発許可の規制緩和も考慮に入れて、平成26年度からの3カ年の平均値を平成29年度の申請見込み件数とした。

◀ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】**○第1条 歳入歳出予算****◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶****吉崎海岸保全事業費**

Q. 老朽化が進む現在の吉崎海岸観察路のこれまでの整備内容を確認したい。

A. 平成17年1月に長さ145m、面積407㎡の木造の観察路が設置されて、すでに10年以上が経過している。

Q. 今後整備を計画する観察路について、どの程度の耐用年数のものを想定しているのか。

A. 現在の観察路は木造であるが、海岸に近いため劣化も激しい。今回の整備では耐久性のある擬木の使用を検討しており、現在のものよりかなり耐用年数が長くなると考えている。

Q. 設計の後、実際に観察路を整備するための工事費は、どの程度を見込んでいるのか。

A. 約8,000万円の工事費を見込んでいる。

- Q. 今回の予算額 1,300 万円については、観察路の測量と設計の業務委託費であるが、平成 30 年度以降に想定する工事費 8,000 万円も含めて、これらは妥当な金額であるのか。
- A. 土木部局や関係する民間業者にあらかじめ確認を行っており、妥当な金額と判断している。
- Q. 部分的に工事を前倒しで実施し、一部だけでも早く完成させるという考えはないのか。
- A. 現在の観察路は劣化が激しいため、一度に全ての観察路を整備し、工事を完結させたいと考えている。

四日市公害と環境未来館事業費

- Q. 開館 2 年目である平成 28 年度実績と平成 29 年度予算要求における事業の考え方を確認したい。
- A. 開館当初の平成 27 年度の来館者約 7 万人に比べて、平成 28 年度は 2 月時点で約 5 万人と減少しているものの、平成 28 年度からは、市内の全ての市立小学校に加えて全ての市立中学校についても受け入れを行っている。そのほか、博物館と連携して誘致活動を行ったことで、市外の小中学校をはじめ、企業の職員研修や海外からの研修プログラムの一環として来館するなど団体による来館者数が平成 27 年度より伸びており、今後も一層の PR と展示内容の充実を図って団体の誘客に力を入れていきたい。
- Q. 平成 29 年度に来館者数の目標をどのように考えているのか。
- A. 当初の来館者数の目標である 55,000 人を目標に置きながら、団体の来館数を増やしていくように努力したい。
- Q. 小中学校が団体で来館することは、学校教育の年間カリキュラムの中に入っているのか。
- A. 市内の全ての市立小中学校が来館し、学習することは、学校教育の年間計画の中に含まれており、小学 5 年生は教科書の中で四日市公害について必ず学習することとなっている。

環境計画推進事業費

- Q. 本市の事業で温室効果ガスを削減したことによる地球規模での地球温暖化対策の効果については、把握していないのか。
- A. 本市事業による温室効果ガス自体の削減量は把握しているが、地球環境規模での影響や効果についてはまでは把握が困難である。
- (意見) 国立天文台や海外の天文台等は、地球が寒冷期に入ったと言っており、地球が温暖化していると言っているのはあくまで政治の世界である。日本は、国の政策として地球温暖化対策を進めているが、地方自治体が同様に取り組むことに意義があるのか、考えてみてはどうか。

公害健康被害補償等事業費

- Q. 公害健康被害補償等事業の対象は何人か。
- A. 事業の対象となる平成 28 年 12 月末現在の公害健康被害認定者（以下「認定患者」）は、370 人である。
- Q. もう少し詳しく説明願いたい。
- A. 平成 27 年度実績で、療養手当が約 6,400 万円、障害補償費が約 2 億 9,000 万円と特別救済措置に基づく分として約 3,000 万円、遺族補償費が約 2,800 万円と特別救済措置に基づく分として約 600 万円、遺族補償一時金が約 2,000 万円などとなっている。
- Q. 認定患者の遺族に支給される遺族補償費の金額と支払方法を確認したい。
- A. 死亡した認定患者の年齢・性別により、毎年環境省から示される月額に基づいた金額に支給率を乗じた額が 10 年間の限度として 2 カ月に一度定期的に支給される。
- Q. 遺族補償費の支給対象者を確認したい。
- A. 認定患者に生計を維持されていた遺族が対象であり、法律の規定の範囲・順位により妻（事実上の婚姻関係を含む。）などに支給される。
- Q. 遺族補償費を受給する遺族が受給開始から 10 年に達する前に死亡した場合、その後の遺族補償費の支給はどうなるのか。
- A. 法律の規定により、遺族補償費の支給対象となりうるその他の遺族がいる場合、その遺族の請求に対して、当初の満了期間である 10 年に対し、残りの遺族補償費が支給されることとなる。

みたき保養所事業費

- Q. 予算常任委員会資料に平成 28 年度、29 年度について予算額ゼロとして記載されているが、現地の状況と今後の方向性を確認したい。
- A. 資料については、平成 27 年度決算額を併記する必要があるため事業名を掲載しているが、みたき保養所は、すでに解体して更地となっている。現在、隣接する土地所有者との立ち合いによる境界確定に向けた手続きを進めているところである。今後、普通財産に向けて適正な処理を行っていく。

北大谷斎場管理運営費

- Q. 1 人暮らし高齢者の孤立死について、相続人を探しても見つからない場合、葬儀手続や遺留品整理が進まないという課題がある。近隣の人も早い対応がなされるように心配するが、時間が経過し、そのままの状態が続いてしまうこともある。生活環境課だけで対応できる問題であるのか、これまでの事例も踏まえて確認したい。
- A. 行政としては、財産権の問題もあり、遺留品整理まではなかなか踏み込めないという認識である。遺体の引き取り等において相続人との接点がある場合は、相続人に遺留品整理をお願いすることとなる。
- Q. 相続人にお願いしようにも見つからない場合、相続人は誰が探したらいいのか。
- A. 遺体の引取人がいないときに、法律に基づいて死亡地の市町村が遺体を引き取り、火葬することについては生活環境課の所管する業務であるが、相続人に関する手続き

までは対応していないのが現状である。

Q. 所管業務外であることは理解するが、葬儀手続等は時間もかけられず、相続人が見つからないと火葬等の手続きがなかなか進んでいかない現状がある。縦割りでの対応ではなく、健康福祉部や民生委員など様々なところとのつながりを利用し、連携する体制をつくる必要があるのではないのか。

A. 孤立死の問題においては、健康福祉部との連携が非常に重要と考えている。それぞれ役割分担がある中で、部として何ができ、何ができないのかを踏まえた上で十分に連携を図りながら対応していきたい。

(意見) 国からは、公営住宅における孤立死対策の事例等が示されている。できるだけ早期に解決するために何が課題となっているのかを一度整理するとともに、弁護士資格を持つ職員や日常的に福祉に関わる職員もいることから、全庁的な対策の検討をお願いしたい。

斎場管理運営費

Q. 寺方斎場の解体設計について、地元との調整が整わずに実施に至らなかったと平成27年度の決算審査の際に説明を受けたが、現在の状況はどうか。

A. 現在も地元との協議を続けている状況である。

＜ 歳出第4款衛生費 第2項清掃費 ＞

負担金（朝明広域衛生組合費）

Q. 行財政改革プランの中で朝明広域衛生組合の包括外部委託による経費削減が示され、5年間の委託期間の2年目を迎えることとなるが、今後の行財政改革の推進に向けた当該委託の考え方について確認したい。

A. 朝明広域衛生組合は1市3町で組織する一部事務組合であり、3町と共同しながら検討していきたい。

Q. 行財政改革プランの中で市としての考え方を示していることを考えると、本市としての立ち位置が重要である。朝明広域衛生組合に対する負担金の大部分を本市が占める中で、遅くとも今回の委託期間が終了するまでには、以降の本市の負担に対する考え方を整理すべきと考えるが、検討する計画はあるのか。

A. 現時点で、具体的にいつどのような検討を行うかについては未定であるが、今回の委託期間の終了までには、包括外部委託そのものの検証とともに、その後の対応についての検討が必要と考える。朝明衛生センターは川越町に立地していることや、し尿処理の大部分が本市のものであることも考慮に入れながらの検討となる。

(意見) これまでの行財政改革プランの取り組みの中に包括外部委託に伴う費用削減の実績が記載されている以上、今後も市としての考え方を明確に持って行財政改革の推進に取り組むべきである

一般経費（人件費・ごみ処理）

Q. 旧楠町や一部の資源物を除いて主に市直営で行っているごみ収集業務について、定

年退職による欠員を正規職員で補充しない一方で、ごみ収集車の更新は計画的に進めているが、クリーンセンターの管理・運営を業務委託とする中で、今後のごみ収集業務の運営方法に関する考え方を確認したい。

A. 旧楠町を除く地域の可燃ごみと破砕ごみについては、現在、市直営 35 台と委託 7 台のごみ収集車で収集業務を行っている。定年退職による欠員を正規職員で補充しない方針のまま、現在のごみ収集体制でもこの先 5 年程度は円滑な業務遂行が可能であるとの見通しを立てているが、今後の方針について議論していく必要があると認識している。

(意見) このまま臨時職員や再任用職員を増やしていくのか、あるいは業務委託の範囲を拡大するのか、今後の方針を明確にしていくことは課題であると考える。

ごみ処理施設管理運営費

Q. 楠衛生センターの廃止にあたり施設を解体すると聞いているが、今後の利用の方向性を確認したい。

A. 平成 28 年度に解体に向けた設計委託を予算計上して事業を進めており、解体工事の実施を第 3 次推進計画の中にも位置付けているが、解体後の活用については未定である。

Q. 平成 28 年度予算額に比べて約 3,700 万円の減額となっている理由を確認したい。

A. 主に、解体の設計委託費分の約 1,400 万円の減額と、楠衛生センターの管理運営費を別の事業費に付け替えたことによる減額である。

ごみ減量推進事業費

Q. ごみに関するスマートフォン向けのアプリケーションを作成して市民に周知することだが、外国語での対応も考えているのか。

A. 英語などの主な言語については対応することを検討している。

(意見) 特にアパート等で暮らす外国人を中心にごみ出しに苦勞したり、地域住民もなかなか外国人とコミュニケーションがとりづらくて困っていると聞かすが、外国人がアプリケーションで容易に情報にアクセスできれば有効な手段となるため、本市の実情に応じた言語での対応を求めたい。

Q. 今回のアプリケーションでは、ごみの種別に応じたごみ集積場の位置や収集時間など詳しい情報を提供することはできないのか。

A. 市内で 6,000 カ所を超えるごみ集積場の位置情報や収集時間を提供することは非常に困難と考える。収集時間については、現在も午前 8 時半までに出してもらうように周知している。

(意見) 作成するアプリケーションに様々な情報が将来的に付加できるように機能に余裕を持たせておく必要があると考える。

Q. 雪の日の収集状況をメールで登録者に配信するなど、市民のニーズに合った情報発信を検討すべきではないか。

A. メールによる情報発信は可能であると考えており、利便性の向上に向けて検討を重

ねたい。

(意見) 市民全般にニーズに応じた情報提供が可能となれば、大変便利なツールとなり、予算額に対して非常に費用対効果の大きな事業になると考えるため、継続的な検討を求めたい。

Q. クリーンセンターの稼働により多くが可燃ごみとなったことで、行政におけるごみ減量化への意識が薄れているのではないかとの意見を市民から聞くが、クリーンセンター稼働の前後で市の姿勢や考え方に変化はあるのか。

A. 3Rのうち、特にリデュース（発生抑制）が一番大事であるという考え方は、クリーンセンターの稼働前から現在まで持ち続けており、ごみの減量を進める姿勢に変わりはない。

Q. 市内では、ごみ減量化に取り組む市民団体が多数活動しているが、これらの活動に対する市の考え方も全く変わっていないということか。

A. 全く変わっていない。

Q. ごみ減量化に取り組む市民団体がこれまで継続して様々な活動を行ってきた中で、従来からの取り組みについても市は支援をしていくという考え方でよいか。

A. そのとおりである。

(意見) クリーンセンターが稼働した後でも、市民の様々な活動に対して継続的な支援を行う中で行政と市民との関係を築いていってほしい。

ごみ収集車イメージアップ事業費

Q. ごみ収集車の新たなデザインの導入に向けて、シティプロモーションと一体化する観点から、「こにゅうどうくん」を全面的に採用していく考え方はないのか。

A. 現在のごみ収集車にも「こにゅうどうくん」は描かれているが、現在のデザインに代わる新たなデザインを公募していく考えである。

資源物処理事業費

Q. 東京都では使用済み小型家電をリサイクルして東京オリンピックのメダルを作ると聞いているが、回収した小型家電の活用に向けた考え方を確認したい。

A. 本市では、電池や電気で動くものを小型家電として回収し、資源物処理を行っているが、思うような価格で買い取ってもらうことができず、事業としては全国的に課題が多くあると認識している。

Q. 東海3県においても、金などの希少金属の回収に特化した事業者が行政と契約を結んで事業を進めていると聞くが、そのような検討を行ったことはあるのか。

A. 国が認定した事業者との契約を結ぶ事例について把握はしているが、希少金属の回収事業は全国的にも思うように進んでおらず、事業者数もなかなか増えていないという現況を確認しており、検討には至っていない。

Q. 全国的に困難な状況にあることは理解するが、東京オリンピックの開催に向けて希少金属を集める活動も進んでいる。環境に関わる分野で本市が最前線に立って取り組むことには市民の期待もあり、啓発も含めて全庁的な検討が必要ではないのか。

A. 平成 28 年度から小型家電の分別方法が変わったことについての啓発活動は行ってきたが、今後、出前講座の出席者やクリーンセンターの見学者への説明の際など多くの機会を捉えてリサイクルの啓発に努めたい。

(意見) これまで市内のコンビニート企業との協働によるエコタウンプランを推進してリサイクル事業に取り組んできた事例もある。商工農水部との連携も図りながら、全庁的な政策として希少金属の回収、啓発に積極的に取り組んでほしい。

Q. 資源物の持ち去りに関し、平成 27 年度決算審査の際に、持ち去った資源物を換金できない仕組みづくりのために今後業界団体と連携を図るエリアを広げる検討も行いたいとの答弁があったが、現在の取り組みの進捗はどうか。

A. 各市町や古紙業界と連携を図り、持ち去りと疑われる資源物については買い取りを行わないように組合を中心に業界内で誓約書を取り交わすなどの取り組みを進めていることを確認している。しかしながら、買取業者にとっては取り扱う物量が少なくなると経営的に厳しいので、一部の業者では持ち去りが疑わしい資源物を買っている事例もあるとの情報を聞いている。非常に対応に苦慮しているが、引き続き地道に対応を進めていきたい。

(意見) すぐに効果が出ないことは理解でき、危険を感じながらの対応には頭が下がるが、そのまま放っておくこともできないので、少しでも対応が進むような取り組みをお願いしたい。

集団回収活動奨励費交付金

Q. 平成 28 年度予算額に比べて 300 万円の減額となっているが、理由を確認したい。

A. 活動する団体数が減ったということではなく、平成 28 年度から全体的に資源物の回収量が減っている傾向が見られるため、平成 28 年度についても今定例月議会での減額補正を予定している。

清掃工場管理運営費

Q. クリーンセンターが平成 28 年 4 月に稼働してもうすぐ 1 年となるが、可燃ごみの対象が広がったことで、出されるごみの総量は増えているのか。

A. 平成 28 年度のごみの総量は、12 月末時点で平成 27 年度の同時期に比べて 10%程度の増加となっている。月別で比較すると、年度当初は大幅な増加であったが、現在は少しずつ落ち着いてきており、月別で対前年度比 5%から 6%程度の増加となっている。

Q. ごみ処理コストは、クリーンセンターの稼働の前後でどのように変化しているのか。

A. クリーンセンターの稼働を受けて、平成 28 年度予算額は約 9 億 6,000 万円であり、平成 29 年度予算額も約 9 億 5700 万円と同程度を見込んでいる。稼働前の平成 27 年度決算額約 5 億 7,000 万円に比べると総額としては大幅に増えているが、平成 28 年度からは委託料に人件費相当額が含まれている。

Q. クリーンセンター稼働後の 1 トンあたりのごみ処理単価は、売電収入を考慮に入れて計算するのか。

A. そのとおりである。平成 28 年度決算を受けて金額が確定するが、1 トンあたりのごみ処理単価は、クリーンセンターの稼働前に比べて下がると考えている。

Q. 余剰電力の売電収入は、どこの部門の収入となるのか。

A. 市全体としての歳入となり、平成 28 年度は約 4 億 8,000 万円の売電収入を予算計上している。

Q. クリーンセンターが新たに稼働したことを受けて、施設単体での収支実績やごみ処理に必要なコストなどを取り出して、市民に分かりやすく周知する考え方はあるのか。

A. 現在、毎年度清掃事業概要を作成し公表しており、その中で収支実績について記載している部分もあるが、今後収支実績に関してさらに公表できる部分があれば検討したい。

(意見) 紙での広報誌の配布をはじめ、ホームページへの掲載やアプリケーションの活用など、あらゆる媒体による情報発信が考えられる。クリーンセンターが新しくなって市民の関心も高いため、施設の収支実績にスポットを当てた情報発信を求めたい。

清掃工場環境整備事業費

Q. クリーンセンター周辺の環境整備に係る予算額 700 万円について、これまでの年度ごとの事業費の推移はどうか。

A. 決算額ベースでは、700 万円から 1,000 万円程度でこれまで推移している。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

◀ 歳出第 8 款土木費 第 1 項土木管理費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀ 歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費 ▶

道路維持修繕費

Q. 先日、ガス管理設工事のために三滝通りの歩道を掘削していたが、その歩道部分について掘削規制はかかっているのか。

A. その歩道部分は、平成 24 年度に舗装工事を行っており、平成 29 年度末まで掘削規制がかかっている箇所である。

Q. ガス管理設工事が掘削規制のかかる歩道上で行われることとなった経緯を確認したい。

A. 昭和 34 年に布設したガス管で老朽化が進んでいるため、ガス管の布設替えを行いたいとの申し出がガス事業者からあった。事業者からは、当初、ガス管を車道部分に布

設したいとの説明を受けたが、市からは、歩道部分に埋設するように事業者に要請し、歩道の全幅の舗装復旧を条件に道路占用許可を行った。

Q. 車道部分にガス管を布設しようとするガス事業者に対し、市が歩道部分に埋設するように求めたことから、わざわざ掘削規制のかかる歩道部分での工事になったということか。

A. そのとおりである。三滝通りは、大変交通量の多い中心市街地の道路であるが、過去の中央通りでの同様の工事事例もあり、工事個所に将来わだちが発生する可能性が非常に高いため、歩道部分での工事が適切と判断した。

Q. 掘削規制のかかる歩道部分にあえて工事を要請した市の判断は正しかったのか。

A. 50年以上経過した老朽管であり、速やかな工事が必要であると考え、また、老朽管の撤去においても現在の歩道を相当量掘る必要があったことから、部内で協議を行いトータルで考えた結果、歩道部分での工事とすることが適切であるとの判断に至った。

生活に身近な道路整備事業費

Q. 平成28年度における地区別の事業の執行状況について、日永地区だけが年度内に予定する工事を全て完了する見込みとなっているのはなぜか。

A. 日永地区は、比較的予算規模の大きい地区であるものの、工事件数が19件と地区内である程度まとめてもらうことができ、また、地域とのコミュニケーションを上手く図りながら事業を進めることができたため、繰り越しを行わずに年度内で工事を完了する目途がたっている。

(意見) 地区からの協力が得られれば工事が進むという事例であり、平成28年度の予定工事がまだ残る他地区についても、早期の工事進捗が図られるように努めてほしい。

Q. 地区の協力が大事であることは分かるが、日永地区より工事件数が少ない地区において、工事が完了できない見込みとなっているのはなぜか。

A. 用地に関する手続きが必要な工事は時間を要するケースもあり、工事を進める上での様々な困難な要因もあるので一概に工事件数だけで比較はできないが、平成29年度地区要望への準備を進めながら日永以外の他地区でも予定工事が年度内に完了するように努力していきたい。

《 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第8款土木費 第4項河川費 》

準用河川改修事業費

Q. 朝明新川の護岸改修が全て完了するのはいつか。

A. 平成29年度の予算で日永八郷線までの護岸改修は全て終える予定であるが、日永八郷線の橋梁の改修工事については、平成30年度以降の完了となる予定である。

- Q. 護岸改修が全て完了することで、昨年のような朝明新川による浸水被害は起きないということか。
- A. 橋梁の改修工事と上流部分の底張り工事は引き続き行っていくので、それらの工事も含めて一体的な治水対策を図っている。
- Q. 新名神高速道路の工事の影響で朝明新川周辺は冠水してきたと考えるが、これらの工事によってスムーズに下流に水が流れるようになるのか。
- A. 新名神高速道路から流れる水への対策については、事業者である高速道路会社に3つの調整池を整備してもらうとともに、朝明新川の改修も同時に進め、対策を図っていく。
- Q. 平成28年11月定例月議会の当分科会において、朝明新川の改修工事をして完全冠水しないとは言えないとの答弁であったが、冠水しないようになるのはいつか。
- A. 新名神高速道路の工事に伴って整備する3つの調整池のうち、現在2つが仮で供用を開始し、また、残りの1つは平成29年度末に暫定供用することを確認しており、これにより水量は軽減され、絶対に冠水しないとまでは言えないが、基本的な対策がなされると考える。朝明新川の改修について、日永八郷線の橋梁部分のネック箇所については、工業用水の影響もあり非常に複雑な工事が予想されているものの、その解消に向けて力を入れていきたい。

＜ 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 ＞

バス利用環境改善整備事業費

- Q. 今回の予算については、運行を委託する自主運行バス3路線に関するものか。
- A. これまでの自主運行バス3路線分の委託料と、新たに路線バスの四日市鈴鹿線の運行支援に関する約200万円をあわせた予算である。
- Q. 四日市鈴鹿線への支援を行うこととなった理由を確認したい。
- A. 四日市鈴鹿線の利用者の減少に伴い、バス事業者から廃線を視野に協議したいとの申し入れがあり、鈴鹿市を含めて協議を行ってきた。当該路線の赤字部分の一部である本市分の約200万円と鈴鹿市分の約80万円を補てんした上で、まずは平成29年度の1年間、運行を継続することの確認をバス事業者から得たところである。1年間で利用者が増えれば、平成30年度以降のバス事業者での運行継続の可能性があるので、そのための支援策である。
- (意見) 自主運行バス3路線に対しては、これまで5,000万円近くの予算が投入されている。公共交通を市民、事業者、行政が支えていくことが根本にあるものの、行政の負担が過大なまま公共交通を維持運行する必要性があるのか検討が必要である。
- Q. 自主運行バス3路線における利用者1人あたりのコストはどれだけか。
- A. 自主運行バス3路線については、収支率が約3割弱で、利用者1人あたりのコストは数百円程度となっている。これまで神前高角線などの路線の見直しについて地元との協議も重ねてきており、平成29年度は磯津高花平線について区間の短縮など路線の見直しに向けた協議を行いたいと考える。

(意見) 地方の公共交通は、赤字構造になることはやむを得ず、生活交通の確保のために廃止ありきではないが、一定のコスト感覚や集客努力がないと市民からは公費の垂れ流しに見られる。あすなろう鉄道への各種の取り組みに比べ、自主運行バスへの対策は少なく、市としての方針や計画の策定、インセンティブの付与などの検討が必要である。

コミュニティ交通支援事業費

- Q. コミュニティバスの社会実験を受けての課題については説明を受けたが、どのように結論づけを行っていくのか、あるいは、デマンド交通しか手法がないと結論づけるのか、考え方を確認したい。
- A. 公共交通の確保への課題として、公共交通の空白地で不便な地域での移動手段の確保と、全市的な高齢化が進む中での移動手段の確保という大きく2つがある。社会実験の結果を踏まえ、空白地を埋めていくための定時定路線型のバスによる手法は、非常に実現性が低いことが分かってきたため、タクシーや小型バス、ワンボックスタイプなど小サイズの車両による予約制のデマンド交通導入に向けた検討を進めていきたいとの判断のもと今回の予算計上を行った。

鉄道バリアフリー化事業

- Q. 第3次推進計画で桜駅のエレベーター設置が予定されているが、桜駅は、地下に改札口があり、プラットホームも上下線で分かれている構造のため、エレベーターの整備に多額の費用がかかる。プラットホームから階段を上下せずに遮断機を通して改札口まで行くフラットな構造の駅もあるが、駅全体での最適なバリアフリー化の手法に関連して事業の考え方を確認したい。
- A. 駅の構造とバリアフリー化については、利用者数や鉄道の本数を考慮して鉄道事業者がより安全な方法を検討して決定することとなるが、桜駅や平成29年度に工事をを行う阿倉川駅については、現在の駅の構造のまま、エレベーターを設置してバリアフリー化に対応することとなる。なお、阿倉川駅は、当初3基のエレベーター設置を予定していたが、一番西側の線路を使用しないことで2基の整備にとどめ、経費を安くする工夫もされている。

里山保全事業費

- Q. みえ森と緑の県民税は、当事業費に充当されるのか。
- A. 当事業は、主に市民緑地の維持、整備等を行うための予算であるが、みえ森と緑の県民税は、市民緑地の新たな開設に関する費用にのみ充当できることとなっており、今回の予算では50万円の充当を見込んでいる。
- Q. 新たな市民緑地の開設経費以外で、みえ森と緑の県民税が充当される森林保全に関する事業はないのか。
- A. まず市全体で県からの支出金を受け取り、各担当部局で対象となる事業に充当することとなるが、都市整備部においては当事業の50万円のみである。

公園施設管理費

- Q. 中央通りと三滝通りにおける除草清掃等に関する業務委託の内容を確認したい。
- A. 中心市街地における主要な3路線である中央通り、三滝通り、末広新正線について、街路樹の除草清掃等の業務を常駐でシルバー人材センターに委託している。
- Q. 年間を通じた常駐による業務委託であるが、ごみの多寡にかかわらず、常に人員を確保した体制をとっているということか。
- A. そのとおりである。
- Q. この3路線以外に除草作業等が必要な公園等がたくさんあるにもかかわらず、3路線に年間を通じて業務委託することについて、委託内容が過大ではないのかとの市民からの意見を聞いているが、委託内容に無駄はないと考えているのか。
- A. シルバー人材センターとの契約の中で、中心市街地の3路線における適正な維持管理のために必要な人員を調整しながら業務を進めてきている。
- Q. シルバー人材センターに委託することに異論はないが、作業頻度を減らしたり、委託金額を減額して他の公園等の維持管理費用にまわすなど、委託内容を見直す考えはないのか。
- A. 今回の中心市街地の3路線を含め、大規模公園についても、市民全体が利用し、来街者も多いということで常駐管理による業務委託としている。もちろん、これら以外の公園についても適正な維持管理は必要であり、近隣住民の利用を想定する街区公園においては、公園愛護会等による維持管理を従来から行っていただいているが、近年、公園愛護会等も高齢化が進んで維持管理が困難な状況にある。今後、市民へのアンケートを踏まえ、公園の管理手法の再検討を行い、適正な公園管理のあり方を考えていきたい。
- Q. 中心市街地をきれいにすることに全く異論はないが、この3路線への業務委託内容について、今後も委託金額を据え置くというのであれば、市民の理解を得るためにも維持管理の対象範囲を広げて横断的な委託契約を考えるべきであり、委託内容の見直しを検討できないのか。
- A. 毎年度、債務負担行為を設定しており、シルバー人材センターと契約を行う前には人員等の契約内容についての協議を行っているので、市民からの意見や指摘を踏まえて委託内容について検討したい。
- (意見) どのような協議を行い、委託内容の見直しを図ったのか報告を求めたい。

◀ 歳出第8款土木費 第8項住宅費 ▶

人件費（滞納整理）

- Q. 市営住宅使用料における滞納の状況と取り組み内容を確認したい。
- A. 滞納に関するマニュアルを作成して、1カ月分でも滞納した段階から電話連絡を行うなど滞納期間に応じた対策を講じている。まずは、納付意識を高めてもらうことに重点を置き、現年度の滞納を出さないように電話催告や文書催告を行い、分納誓約を結ぶなどの取り組みを進めており、平成28年度から嘱託職員を1名増員するなど全員

体制で取り組んだ結果、平成 28 年度においては現年度分で 99%に迫る収納率となっている。また、課題であった過年度分の滞納についても、連帯保証人への文書送付や個別訪宅等に取り組んでいる。

(意見) 生活困窮で支払いが困難な世帯である場合には、家庭の実態をしっかりと聞き取った上で、必要に応じて福祉部局につないでいくことをお願いしたい。

市営住宅維持補修費

Q. 市全体における市営住宅の総戸数と、空き状況や入居待ちの状況について確認したい。

A. 平成 29 年 1 月現在、25 団地 2,965 戸であり、空き家が 286 戸、入居停止住居が 313 戸となっている。随時受付団地での入居待ち人数は、5 団地で 12 人である。

Q. 随時受付団地で入居を待つ 12 人について、どの程度の期間で入居できる見込みか。

A. 階数など入居のために希望する条件があれば、条件に合う部屋が空くまで待つてもらう必要があるが、現在、平均して 6 カ月程度の待ちの状況となっている。

Q. 今回の予算では、何戸分の空き家の修繕を見込んでいるのか。

A. 入居募集用である 120 戸の修繕を見込んでいる。

Q. 想定する 120 戸の修繕の中には、定期募集団地も含まれているのか。

A. 含まれている。年 3 回の定期募集で年間 90 戸程度を修繕し提供するが、比較的新しい団地については安く修繕できるので、随時受付団地も含め、予算内でなるべく多くの戸数を修繕できるように努めたい。

Q. 定期募集団地から優先的に修繕していくのが基本的な考え方か。

A. 随時受付団地において、例えば 1 階を希望する場合など入居を待っている人もいるので、条件に合う部屋が空けばすぐに修繕するなど、計画的な整備を進める中で定期募集団地と並行して修繕を行っていくこととしている。

Q. 定期募集団地においても空き家はあるのか。

A. 定期募集団地の中で、比較的人気の高い団地等から修繕を行っていくので、修繕できずに空いている部屋も一部ある。

Q. 定期募集団地は応募者が多く、倍率も高くなっている。定期募集団地の空き家については全て修繕できる予算の確保が必要ではないのか。

A. 予算確保に向けて取り組んでいるが、予算の範囲内でやりくりしているのが現状である。

(意見) 空き家にもかかわらず入居できないということのないよう、入居募集のための空き家の修繕費用について、十分な予算を確保することを要望する。

市営住宅整備事業費（市営住宅外壁改修等長寿命化事業）

Q. 全体の事業費が 1 億 4,740 万円で、国からの補助率が 2 分の 1 であるにもかかわらず国庫支出金が 6,622 万円で計算が合わないのはなぜか。

A. 外壁改修などの長寿命化を行う工事のうち、庇や樋に係る工事費は国庫補助の対象外であり、これらを除いた工事費の 2 分の 1 が当該国庫補助額となる。

石塚町市営住宅建設事業費

- Q. 石塚町市営住宅及び小鹿が丘市営住宅の現状と新たに石塚町に建て替えようとしている市営住宅の構想を確認したい。
- A. 石塚町市営住宅は、敷地面積が約 23,000 m²で現在 54 世帯が入居し、小鹿が丘市営住宅は、同じく約 18,000 m²で 35 世帯が入居している。新たに石塚町で建て替えを計画する市営住宅は、曙町市営住宅とほぼ同等の 100 戸程度を考えており、現在の 2カ所の入居者が希望すれば新たな市営住宅へ入居することができ、残りの戸数については定期募集できると考えている。
- Q. これから基本設計を策定するとのことだが、例えば、資産価値の高い石塚町の土地を民間に売却し、その売却代金を上乗せして小鹿が丘にグレードの高い市営住宅を建てて集約を図るという発想はないのか。
- A. 市営住宅等長寿命化計画に基づく集約化に向けた議論の中で、石塚町の土地は市街地に近いため周辺環境や入居者の利便性がよく、また、都市計画法上の用途地域は同じであるが、石塚町の土地の方が整形で中高層化に適していることから、石塚町で集約することを判断した。
- Q. 限られた財源の中で公的施設である市営住宅をよりよく整備するためには、経済性の比較検討は必要である。利便性だけではなく、経済性も含めてトータルとしてどこに建て替えることが市民に一番メリットがあるかを十分検討すべきではないか。
- A. 長寿命化計画の中で小鹿が丘は用途廃止団地、石塚町は建て替え団地という枠組みの中で整理した上で、石塚町での集約に向けて進めてきた経緯がある。
- Q. 小鹿が丘を用途廃止と判断した際の経緯や検討結果が理解できない。石塚町の土地を民間活力を生かして売却すればかなりの利益が生まれ、グレードの高い市営住宅の方が市民にとってメリットがあり、一般財源からの持ち出しも減るかもしれない。基本設計と実施設計にあたっては、市営住宅のコストをトータルで考えた視点に立った検討が必要ではないか。
- A. 現在、構想を取りまとめる最後の行程であり、建て替えに向けた本格的な設計作業はこれからである。石塚町の 54 世帯も高齢化が進み、小鹿が丘より世帯数も多いため、近い場所へ引っ越す方が負担をかけないという視点もある。再度整理して結果を報告したい。
- (意見) あらゆる比較検討を実施した上で、やはり石塚町での建て替えがトータルで考えると適切であるという結論になれば、石塚町でも問題はないと考える。市民への説明も必要であり、ぜひ検討をお願いしたい。
- Q. 当該事業の予算執行にあたり、石塚町か小鹿が丘かを比較検討した上で、基本設計に入る前の段階でやり直すと受け取っていいのか。
- A. 指摘を十分に踏まえ、長寿命化計画の策定から石塚町への集約を進めようとしてきたこれまでの経緯について整理し、小鹿が丘との比較検討を十分に行い、その内容を報告した上で事業を進めたい。
- Q. 石塚町と小鹿が丘の市営住宅について、小学校区を確認したい。

- A. 石塚町は常磐小学校区、小鹿が丘は常磐西小学校区である。
- Q. どちらも児童数の多い小学校区であるが、学校規模等適正化の観点など集約化による影響を検討したことはあるのか。
- A. 現在のところ検討には及んでいない。
- Q. 100 戸程度の大規模な市営住宅が建設されるのであれば、市全体で施策の方向性と整合性を図るなど教育委員会や他部局との事前の協議が必要ではないのか。
- A. 基本構想を策定する中で、指摘も踏まえて十分に精査をして進めたい。

一般経費（孤立死等への対応）

- Q. 居住していないのに、財産物が残っているような場合の対応はどうか。
- A. 居住していない実態が確認できれば、法的措置に基づいて明け渡しの請求を行っている。
- （意見）公的住宅であることから、公平性が担保されるようにスムーズに明け渡しが行われる必要があると考える。
- Q. 市営住宅で高齢者が孤立死した場合、事情により相続人が見つからず、遺留品が残ってしまうことが想定されるが、孤立死の問題をどのように考えているのか。
- A. 健康福祉部と連携しながら単身高齢者へのケアを行っており、現在のところ孤立死により家財が放置された事例は確認していないが、危機感を持って取り組んでいる。
- （意見）公的住宅については福祉部局と連携を図ることができるのが強みであり、単身高齢者の実態も把握しやすいものの、いつ孤立死が起きてもおかしくない。国から示された公的住宅における孤立死対策の事例等を参考にして、事前事後の対応が十分に行われるようお願いしたい。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 65 号 平成 29 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 66 号 平成 29 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 67 号 平成 29 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

県補助金

- Q. 県補助金 800 万円について、平成 28 年度 2,000 万円に対して 1,200 万円の減額となっているが、その理由を確認したい。
- A. 平成 28 年度は、最適整備構想策定に向けた機能診断を 10 地区で実施するため、1 地区で上限 200 万円の県補助金の合計 2,000 万円を予算計上している。平成 29 年度については、最適整備構想の策定にあたり、1 つの構想に対して県補助金の上限が 800 万円であるため、その分を予算化している。

最適整備構想策定事業

- Q. 事業の具体的な内容を確認したい。
- A. 総務省から示された公共施設等総合管理計画における個別施設計画にあたるものであり、対象施設について県地区を除く 11 地区において構想を策定し、対策工法や実施時期などを横断的に組み合わせて、全施設についてのストックマネジメント計画を策定するものである。
- Q. これまで市内 12 地区における農業集落での施設整備を行ってきたことで、本市の農業集落排水事業における面的な整備は一通り行ってきたと考えるが、今後は適切な維持管理を行うためのストックマネジメント計画を策定するということか。
- A. 農業集落排水事業に関して、今後の各施設の予防保全を行うにあたり、11 地区について事業費が平準化するようにストックマネジメント計画を策定していくものである。
- Q. どの程度の計画期間を想定した最適整備構想であるのか。
- A. 最適整備構想の中では、短期では 10 年間を実施計画の対象期間とするとともに、長期では 40 年間を対象期間として今後必要となる費用を見込むこととしている。

議案第 70 号 平成 29 年度四日市市水道事業会計予算

給水収益

- Q. 平成 28 年度に入ってこれまでと異なる水需要の変化があったとの説明を受けたが、詳細を確認したい。
- A. これまで給水収益は年々減少傾向にあったが、平成 28 年に入り減少幅が小さくなり、下半期には増加に転じ、平成 28 年度は前年度に比べて横ばいか若干の増加の見込みとなっている。
- Q. 水需要の変化が見られるようになった要因をどのように分析しているのか。
- A. 人口減少や節水機器の普及の影響による水需要の減少を見込んでいたものの、節水機器の普及が一定程度進んだことも要因の 1 つとして考えられる。今後、具体的な要因を分析したい。

受水費

- Q. 県水について、現在、契約水量に対してどの程度使用しているのか。
- A. 県水のうち、三重用水系と長良川水系については責任水量制であり、実際の使用量がその責任水量に満たなくても一定料金を支払う必要があるため、なるべく責任水量に近い水量を受水することとしている。木曾川用水系については責任水量制でないため、自己水を確保した上で可能な範囲で受水量を減らしている。
- Q. 責任水量はどの程度か現状を確認したい。
- A. 三重用水系については契約水量の 65%が、長良川水系については契約水量の 50%がそれぞれ責任水量である。

高度浄水処理施設整備事業

- Q. 朝明水源系の取水井の施設更新を行うことで、今後必要な取水量は確保されるのか。
- A. 朝明水源系の水量自体に変化はないが、供用開始から 45 年以上が経過した現状の取水井は、取水能力が低下していることから、今回の施設更新により必要な取水量を確保することとしたい。
- Q. 取水井更新計画において厚生労働省に届け出た取水量の最大値である認可値に対して、現在の取水能力は、どの程度低下しているのか。
- A. 取水時の水位の復元能力が井戸の目詰まりにより低下しており、具体的には、朝明 2 号井について、平成 23 年 9 月時点で約 2 m の水位があったものが、平成 28 年 9 月時点では約 1.5 m となっている。このように取水井の水位が約 2 割程度下がっており、今後も進むことが予想されるため、平成 29 年度での施設更新が必要である。
- Q. これまで休止していた朝明 4 号井を除マンガン施設を建設することで再開することだが、この朝明 4 号井だけ水道水質基準を満たしていなかったということか。
- A. マンガン含有率が高い朝明水源系の中でも、朝明 4 号井は特にその値が高く、水道水質基準を超えたため、平成 20 年から休止していた。
- Q. 最大取水量 1,700 m³で計画している朝明 4 号井について、施設を更新して取水を再開する必要があるのか、あらためて考え方を確認したい。
- A. 自己水を確保していくという観点からも、朝明 4 号井を更新して安定した取水を行うことは必要と考える。朝明配水池へは、朝明水源系とともに責任水量制でない木曾川用水系からも配水しているので、自己水を確保すればその分県水を減らすことにつながる。
- Q. 市全体の自己水量のうち朝明水源系からの取水量が占める割合はどの程度か。
- A. 市全体での年間配水量の約 6 割が自己水であり、その自己水全体の中で朝明水源系からの取水量が占める割合は 18.8%である。

基幹施設耐震化事業

- Q. 生桑配水池の管路が布設されているあたりには四日市断層が通っているが、第 2 期水道施設整備計画の中で、断層を考慮して管路の場所を変更する構想は持っていない

のか。

- A. 現在の場所において管路の耐震化に向けた工事を鋭意進めており、そのような構想は持っていない。
- Q. 具体的な工事の内容を確認したい。
- A. 揺れがあっても管が抜けない耐震管への入れ替えを順次行っている。
- Q. 現在の耐震化対策工事を行うことで、断層のずれに伴う地震が発生しても、断層上の管路に問題ないという確証はあるのか。
- A. レベル2地震動における耐震性能の基準は満たしているが、直下で断層が大きくずれる場合における管路の耐震性までは分からない。
- Q. 各配水池の耐震化対策はすでに終わっており、せっかく大規模地震の際に配水池が利用できる状態であっても、管路が破損しては問題である。断層上を避けて別のルートを確保することで、災害時でも水源を有効に使うことができるのであれば検討が必要である。また、災害時に利用する応急給水施設について、人口密度の低い側に設置されている生桑配水池の事例もある。安全面や人口分布など現地の状況を考慮に入れた上で、どこに施設を整備すれば有効的な活用が図れるかという視点を持って今後検討すべきと考える。
- A. 貴重な意見として検討したい。

議案第 72 号 平成 29 年度四日市市下水道事業会計予算

下水道使用料

- Q. 例えば、大口利用者が大量の井戸水を使った後に、汚水を公共下水道に接続せずに雨水管に流すなど、本来徴収すべき下水道使用料があるにもかかわらず徴収できていない事例はないのか。
- A. 現時点で過去にあった無断接続のような事例は把握していない。また、下水道整備済区域での未接続についても精査していきたい。

議案第 70 号 及び 議案第 72 号

貸倒引当金

- Q. 下水道事業会計に比べて水道事業会計の方が貸倒引当金の予算額がかなり多くなっている。どのような積算方法に基づいて予算計上を行ったのか。
- A. 平成 29 年度の下水道使用料及び水道料金の予算額に対して直近での不納欠損率を掛けた金額と、法の規定に基づいて平成 24 年度に滞納となり 5 年後の平成 29 年度末に不納欠損となる現時点での見込みの未収金額とを勘案して積算し、予算計上を行った。
- Q. 企業による大口の滞納に伴う不納欠損はないのか。
- A. 両事業会計ともに主に小口の滞納により不納欠損となる見込みのものであり、企業

等の大口の滞納による不納欠損はない。

Q. 平成 28 年度も同額程度の不納欠損があるとの説明であったが、毎年度の徴収不能額を積み重ねると、かなりの金額になるのではないか。

A. 水道事業会計において平成 29 年度に見込んだ約 70 億円の給水収益のうち、同年度末で不納欠損になる見込みで貸倒引当金に計上した金額は約 1,365 万円である。現状の金額のままで問題がないとは考えてはおらず、滞納の発生後、累積しないよう早期の対応を行うとともに、不納欠損に至るまでに徴収することが肝要と考えている。

(意見) 初期の対応が一番大切であり、顧客、利用者にどれだけアプローチできるかが重要であるため、目標設定とその管理を適切に行うなど不納欠損に至らない取り組みに努めてほしい。

業務委託料（全般）

Q. 業務委託を予定している事業の中で、新たに委託しようとする業務や平成 28 年度から大きな変化を見込んでいる業務があれば確認したい。

A. 新たに業務委託を行う事業はない。平成 28 年度から引き続き行う業務委託について、例えば、各所での除草業務委託については、委託する箇所によって前年度からの増減はあるものの、それ以外で基本的に大きな変更はない。

Q. 除草業務委託について、金額を精査した上で予算要求しているのか積算根拠を確認したい。

A. 一般的には積算基準に基づき算出しているが、小規模なものについては複数者から見積もりを徴し、安価な方で予算要求を行っている。

議案第 94 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 ▶

合併処理浄化槽設置費補助金

Q. 補助申請件数が当初の見込みを下回ったことに伴う減額補正であるが、補正予算要求で減額する必要はあるのか。

A. 減額補正を行うことにより、一般会計全体の中で他の補正案件を含めて、歳入と歳出の全体の収支を合わせ、財政の収支均衡を図っている。

(意見) 減額補正をしても不用額は生じるものであり、決算において最終的な収支均衡は図ることができるので、減額補正をしなければ事務量の軽減にもなると考える。

北大谷斎場管理運営費

Q. 減額補正額 1,600 万円について、内訳の詳細を確認したい。

A. 光熱水費について、ガス料金の従量料金単価が 97 円であったものが、9 月 1 日から 65 円と大きく下がったため、ガス料金全体で約 1,000 万円の減額見込みとなり、また、

火葬炉等の施設修繕で約 600 万円の減額の見込みとなった。

北大谷斎場整備事業費（アセットマネジメント）

Q. 入札差金による減額幅が大きいですが、入札結果を確認したい。

A. 空調設備更新については約 300 万円、ロビーつり天井崩落対策工事については約 1,000 万円の入札差金が生じた。

Q. それぞれの落札率を確認したい。

A. 空調設備更新については約 75%、ロビーつり天井崩落対策工事については約 90%の落札率であった。

《 歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費 》

集団回収活動奨励費交付金

Q. 資源物の回収量が減少している理由を確認したい。

A. 全体的に紙の生産、需要が減少していることが主な理由と考える。

《 歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費 》

道路雪氷対策費

Q. 今年 1 月に大雪が降ったが、平成 7 年の大雪の反省を踏まえ、大雪時に市道を除雪してもらった協定を建設業協会と結んでいなかったのか。

A. 危機管理室で各種の防災事案についての対策、対応のための協定を個別の事業者等と結んでいる。

Q. 今回の大雪の際、円滑に除雪などの雪氷対策が進むような協定を結んでいたにもかかわらず、協定が十分機能しなかったということか。

A. これまでの雪氷対策の実態から、現在、市域を 6 ブロックに分けて、冬が始まる前に各事業者にあらかじめ対応していただくようお願いしている。しかし、今回は非常に積雪量が多く広範囲に及んだので、それぞれの地域にある地元業者にも対策を依頼したものの、事業者自体の移動手段、設備、人材がタイムリーに対策すべき場所の近くにないと対応が難しく、依頼が可能かどうか状況の聞き取りをしながら当日は対策を進めていた。

Q. 今回大雪の降った土曜日から日曜日の朝にかけて、ブロック別に事業者にどういった依頼をし、何ができ何ができなかったのか、課題は何であったかを総括したのか。

A. 事業者との協定については、災害対策本部を立ち上げた中で依頼していくものであるが、今回は、市全体としてそのような事象でないという判断があったため、協定に基づいた依頼は行わなかった。都市整備部は、実際の市民生活に直結して対応する部署であり、現場の状況に合うように具体的かつ臨機応変に対応を行うとともに、庁内でも十分議論して市全体が機能することが目指すべきところだと考え、そのように総括している。

Q. 今回の大雪は災害の一部であり、全市挙げて対応する体制がとられていなかったのであれば大きな問題だと思う。市としての危機管理が機能せず、都市整備部だけが現

場で対応していた実態であったのか。

A. 今回の大雪に対して、実際に部として動いていたのは、結果的には都市整備部のみであった。社会基盤整備を担う都市整備部として現場で手一杯の状況ではあったが、大雪注意報しか出ていなかったため、災害対策本部が設置されなかったのが実態であった。市内を6ブロック分けた現行の雪氷対策について、反省すべき点があったと考えており、ブロック数の見直しや地域ごとに本拠地の実態がある事業者と契約を行うなど契約方法の見直しを検討し、危機管理室とも十分に協議をしていきたい。

(意見) 今回の大雪に関しては、日曜日には災害対策本部を設置しなければならなかったと考えており、市全体としての危機管理意識が非常に欠如していた。都市整備部だけが現地で対応していた実態であり、事業者に依頼する部分も十分機能していなかったため、何が課題であったか問題点を洗い出して部として総括すべきである。

◀ 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 ▶

◀ 歳出第8款土木費 第6項住宅費 ▶

○第2条 繰越明許費の補正

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第7号)について、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費のうち、道路雪氷対策費につきましては、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、別段異議なく、全体会に送ることと決しました。

これもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

【 請 願 （ 閉 会 中 の 継 続 審 査 ） 】

都市・環境常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることにつきまして、平成29年2月定例会議会において審査期限の延期が決定されたものであり、当委員会では、休会中に委員会を開催し、先の定例会議会での委員会審査において、請願者及び理事者に対し十分な質疑が行われていることから両者の出席は求めないこととし、審査を行いました。

委員からは、四日市市環境基本条例の理念に基づき、市が、太陽光発電施設の設置に対し、ガイドラインの策定や既存の条例の一部改正など、何らかの手法による規制の検討に着手する契機となるよう、本請願を採択すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、太陽光を含む自然再生エネルギーの活用の推進については重要であると考えているが、本請願は、大規模施設が与える環境負荷に対して行政がどのように対応すべきかを検討する一つの契機であると考えている。長期的な視点に立つ中で、今後の国や県の動向を織り込みながら、市独自の手法を検討していくにあたってのスタートとすべく、本請願については採択すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、太陽光発電施設の設置に対し何らかの規制は必要と考えるが、現在進行している事業に対しての

遡及効果はなく、また、前回の審査から国や県における取り組み状況に変化もないことから、本請願は継続審査とすべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、前回の請願審査後に、関係する地域関係者の方々から意見を聞く機会があったが、太陽光発電施設の設置に対する強い反対の意思は感じられず、早急に規制を設ける必要性は薄いのではないかとの印象を受けた。しかしながら、請願の願意である今後の本市の生活環境や景観の保全については何らかの対策の検討が必要であると思われるため、国や県における取り組み状況を見守りながら慎重に審査をすべく、本請願については継続審査とすべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、土地所有者の財産権の制約などとも関係するため、他の市や町でも規制が進んでいないと思われるが、国や県の動きを見定めた上で慎重に検討する必要があるため、継続審査とすべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、請願にある規制に係る条例の制定などについては非常に重い判断を伴うものであり、国や県の動向を見極めながら慎重に審査を行う必要があることから、本請願については継続審査とすべきであるとの意見がありました。

これらの意見を受け、委員からは、国や県の動向を見極めるため継続審査とすべきであるとの意見があるが、結論が出るタイミングが不透明であり、また請願が採択されたとしても本市独自の規制手法の検討には時間を要することから、国や県の取り組みと並行して、本市においても議論をスタートすべきであり、本請願は採択すべきであるとの意見がありま

した。

これに対し他の委員からは、請願の願意である太陽光発電施設に係る規制の必要性について異論はないが、国や県の方
向性が示された中で、市の有する権限の範囲内における条例
の制定など、どのような取り組みが可能であるかを見極める
必要があることから、継続審査とすべきではないかとの意見
がありました。

以上の経過により、請願第6号につきましては、委員から
閉会中の継続審査を申し出るべきとの意見があったことか
ら、閉会中の継続審査を申し出ることについて採決を行った
ところ、賛成多数で閉会中の継続審査の申し出を行うことに
決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告とい
たします。

4. 所管事務調査報告書

○空き家対策について

1. はじめに

近年、核家族化や少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加等を背景として、全国における空き家は、年々増加の一途をたどっています。

本市においても、郊外地域の住宅団地における年代別人口比の偏りなどの要因も重なり、今後、ますます空き家が増加することが懸念されており、それと同時に、管理が行き届かず、老朽化した空き家（管理不全な空き家）の増加も予想されます。

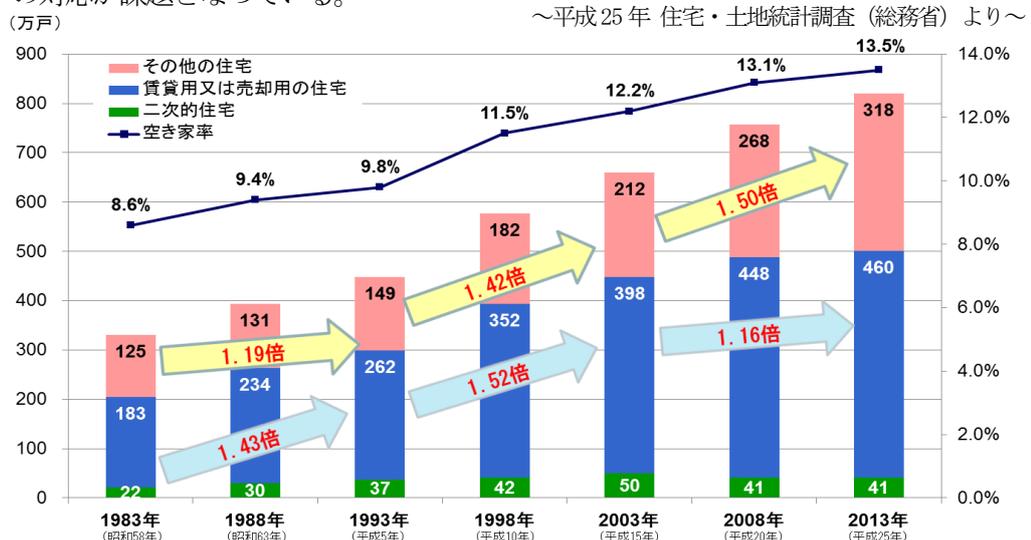
本市では、平成26年10月1日から四日市市空き家等の適正管理に関する条例（以下「空き家条例」）を施行するとともに、平成28年3月からは空き家バンク制度の運用を開始し、各種補助事業の対象拡大や見直しを行うなど取り組みを進めていますが、実効性のある施策として効果を上げていくためには、実態を正確に把握した上でそれぞれの課題に応じた対策が求められると考えます。

空き家条例の施行から2年近くが経過した今、当委員会において、市内の空き家の現状と本市の取り組み状況を調査するとともに、空き家の解消及び利活用の促進に向けて課題を整理し、今後取り組むべき施策の方向性を確認する必要があると考え、所管事務調査を行うこととしました。

2. 空き家の現状について

(1) 全国的な状況

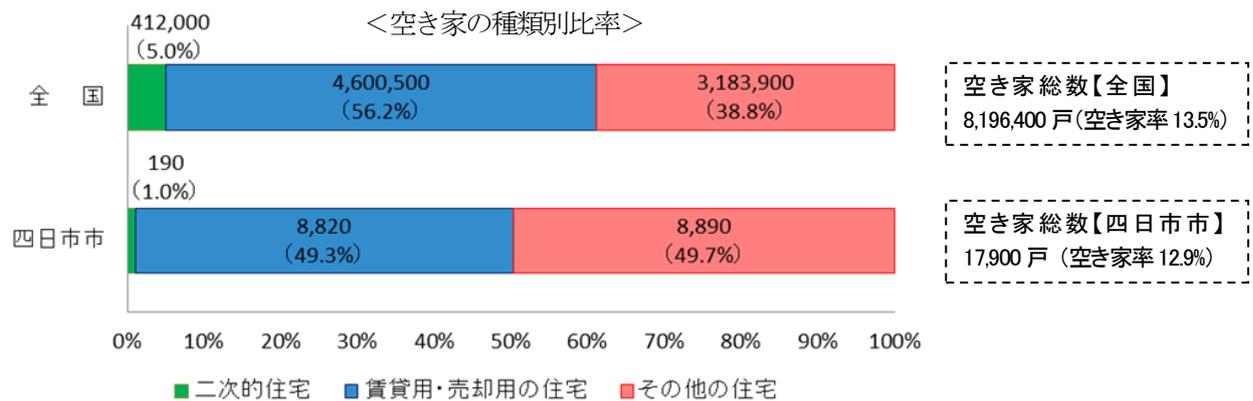
空き家率は、年々増加しており、平成25年の住宅・土地統計調査（総務省）の結果によると、過去最高の13.5%となっている。種類別の状況を見ると、「賃貸用又は売却用の住宅」の増加率は鈍化傾向にあり、また、別荘などの「二次的住宅」の戸数は横ばいであるが、その一方で、主に一戸建て住宅である「その他の住宅」の増加率は、年々伸びる傾向にある。「その他の住宅」の中には、長期に渡って不在となっている空き家や建て替え等のために取り壊し予定の空き家などが含まれており、維持管理への対応が課題となっている。



(2) 本市の状況と全国との比較

平成 25 年の住宅・土地統計調査に基づいた本市の空き家率は 12.9%で、(1)で示した全国平均(13.5%)よりも若干低くなっている。種類別の比率としては、本市の状況は、「賃貸用・売却用の住宅」の比率が 49.3%と全国平均より約 7%も低く、賃貸住宅や建売住宅の需要が高い本市の特性を表している。

一方で、本市の空き家全体に占める「その他の住宅」の比率は、49.7%と全国平均よりも 10%以上も高く、適切な維持管理及び管理不全な空き家の除却を促していくための効果的な施策の実施が求められる。



3. 本市における取り組みの状況

(1) 管理不全な空き家の解消に向けた取り組み

①これまでの経緯

【空き家条例】制定前

建築基準法第 8 条（維持保全）に基づく指導

【空き家条例】制定後

《平成 26 年》 7 月 3 日 空き家条例 制定

7 月下旬：空き家条例に係るパンフレット作成
 7～8 月：空き家の管理に関する調査（自治会アンケート）実施
 9 月下旬：空き家等に関する情報提供対応マニュアル作成

10 月 1 日 空き家条例 施行

11 月 27 日 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」）制定

《平成 27 年》 1 月下旬：自治会へのアンケート結果報告・位置特定の協力要請
 2 月上旬：アンケート結果に基づく現地確認着手〔～H27. 6〕
 2 月中旬：管理不全な空き家所有者への指導、パトロール等の実施

2 月 26 日 空家特措法 施行（第一弾）

5 月 26 日 同法 施行（第二弾）※全面施行

②空き家に関する調査の実施、現地確認

本市では、空き家条例施行直前の平成26年7月上旬から8月中旬にかけて、各町（単位自治会）に協力を依頼してアンケートを実施した。自治会長等からのアンケート結果の中で、「このまま放置されると危険である」と思われると回答のあった状態の空き家について、担当部局が全て現地調査を行い、市内全域における空き家の実態把握に努めた。

ア) アンケートの実施状況と結果

アンケートについては、すでに自治会で独自に調査を実施していた橋北地区及び富田地区を除く26地区で実施し、その対象町数は661町（全715町のうち共同住宅の居住者のみで構成される町を除く。）であった。

橋北地区及び富田地区の独自調査結果を含んだアンケート結果は以下のとおりである。

空き家の状態	件数
一戸建て（店舗併用住宅を含む。）の空き家	3,519
適正に管理されていないと見受けられる空き家	723
「このまま放置されると危険である」と思われる空き家	411

イ) 現地確認とその後の対応

上記アンケート結果について、回答した自治会長等の危険度の認識や捉え方に差があるため、「このまま放置されると危険である」と思われる空き家と回答のあった411件全ての追跡調査を実施し、下記のとおり空き家の状況に応じて4つの分類に区分した。

		状況（※対応）	件数	
			H27.6時点	H28.6現在
結 果	指導等対象	全体的に劣化がみられる建物 ※指導文書の送付、パトロール強化等	48件	36件 【12件減】
	要注意	瓦や外壁等の部分的な劣化 ※改善要請（お願い）文書の送付	184件	177件 【7件減】
	静観	建物に腐朽や破損等の箇所なし （「開口管理不良」や「庭木繁茂」などの物件を含む）	107件	106件 【1件減】
	対象外	更地（解体後）、使用中など	72件	92件 【20件増】
		計		411件

平成27年6月には、411件全ての現地確認による分類分けを完了し、順次、対応を必要とする危険な空き家について、所有者の調査や指導文書の発送等を実施した結果、平成28年6月現在で「指導等対象」の空き家が12件減少するなど一定の改善は図られている。

③具体的な取り組み

ア) 空き家に関するパンフレットの作成

パンフレットには、空き家に関する相談内容ごとの担当課を一覧表で示し、空き家の管理は所有者の責務であることを市民に理解してもらう内容となっており、各地区市民センター等の関係機関窓口での配布や市ホームページへの掲載も行っている。

イ) 空き家情報管理システムの整備、活用

空き家問題は多岐にわたり、複数の部局による対応が必要であることも多いため、市民からの相談や提供される情報に対して円滑な対応ができるように、空き家の現場写真や登記情報、過去に対応した部局の記録等について、市内の地図情報システム（GIS）を活用して情報共有を図り、連携して効率的に対応できる体制づくりに取り組んでいる。

ウ) 空き家等に係る情報提供・相談への対応

空き家条例の施行前からの分も含めた部局ごとの相談件数は、以下のとおりである。老朽化した建築物への対応について、必要に応じて指導や注意等を行った建築物については、約5割程度の改善が図られている。

	主な対象物	相談件数	備考
消防本部	無施錠建築物 枯れ草の繁茂	333 件	・台帳に記載された累計の件数 ・平成 22～27 年度までの対応数：125 件
環境部	立木等の繁茂	217 件 (平成 27 年度のみ)	・ほとんどが雑草（青草）に係る苦情 ・立木のみ指導は年間数件
都市整備部	老朽化建築物	640 件	・平成 16 年度以降の累計の件数 【指導等対象】指導対応数：178 件 (うち解体・改修で改善された数：118 件) 【要 注 意】改善要請数：150 件 (うち解体・改修で改善された数：49 件)

④危険回避措置

ア) 条例による緊急安全措置

空き家条例第 14 条の規定に基づき、空き家等に危険な状態が切迫している場合で、所有者等が自ら危険な状態を回避することができない特別な理由があると認めるときは、市は、緊急的に必要な最低限度の措置（緊急安全措置）をとることができる。この措置を行う場合は、空き家等の所有者等の同意を得て実施するものとし、当該措置に要した費用を所有者等に請求することができる。ただし、一定の軽易な行為（カラーコーンの設置、ブルーシートでの養生、開口部の閉鎖など）であれば、所有者等の同意なく市が行うことができる。

イ) 緊急安全措置（軽易な行為）の実施件数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	3	2	2

(2) 空き家の利活用の促進に向けた取り組み

空き家が増加する中、平成 25 年度から市外から転入する子育て世帯を対象とした住み替え支援事業等を実施するとともに、平成 28 年からは、住まいの選択肢となる空き家等の中古住宅の情報を広く市内外に提供するための空き家バンク制度を導入し、定住の促進と空き家の利活用を促進する取り組みを進めている。

①これまでの経過

- 平成 25 年 4 月 郊外住宅団地子育て世帯の住み替え支援事業開始
- 平成 27 年 3 月 子育て世帯の住み替え等促進空き家リノベーション事業開始
移住促進のための空き家リノベーション事業開始
- 平成 28 年 3 月 空き家バンク制度の運用開始
- 平成 28 年 4 月 郊外住宅団地子育て世帯の住み替え支援事業の一部見直し

②住み替え支援事業の内容及び実績について

ア) 郊外住宅団地子育て世帯の住み替え支援事業 (平成 25 年 4 月～)

【対象者】市外からの子育て世帯の転入者 (転入日から 3 カ月以内)

【対象物件】市内モデル団地の一戸建て中古空き家住宅 (下線部を平成 28 年度より追加)

高花平、あさけが丘、笹川、坂部が丘、平津新町、桜台周辺 (桜台・桜ヶ丘)、
八千代台、三重周辺 (三重・生桑美里が丘・尾平美里が丘)、あかつき台、大谷台周辺
(大谷台・みゆきが丘 2 丁目)、三滝台、かわしま園、あがたが丘(リフォーム)

【補助金額】

家賃補助：家賃一住宅手当の 1/2 (上限 3 万円 [親世帯と近居※：4 万円])、最長 3 年度

リフォーム補助：リフォーム費用の 1/3 (上限 30 万円 [親世帯と近居※：50 万円])

※近居……同一小学校区、同一団地内に居住

【事業実績】

[転入世帯数【内、近居世帯数】(転入人数)]

種別	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度※	合計
家賃	1 【0】 (3)	2 【0】 (9)	2 【1】 (7)	0 【0】 (0)	5 【1】 (19)
リフォーム	0 【0】 (0)	3 【1】 (14)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	3 【1】 (14)

※平成 28 年度は平成 28 年 7 月 12 日時点での交付決定数 (以下(イ)(ウ)も同じ)

イ) 子育て世帯の住み替え等促進空き家リノベーション事業 (平成 27 年 3 月～)

【対象者】市外からの子育て世帯の転入者 (転入日から 3 カ月以内)

【対象物件】モデル団地以外の市内の一戸建て中古空き家住宅

【補助金額】 リフォーム費用の1/3（上限30万円〔親世帯と近居※：50万円〕）

【事業実績】 [転入世帯数【内、近居世帯数】（転入人数）]

種別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度*	合計
リフォーム			2【2】(6)	0【0】(0)	2【2】(6)

ウ) 移住促進のための空き家リノベーション事業（平成27年3月～）

【対象者】 県外からの転入者（転入日から6カ月以内）

【対象物件】 市内の一戸建て中古空き家住宅

【補助金額】 リフォーム費用の1/3（上限100万円）

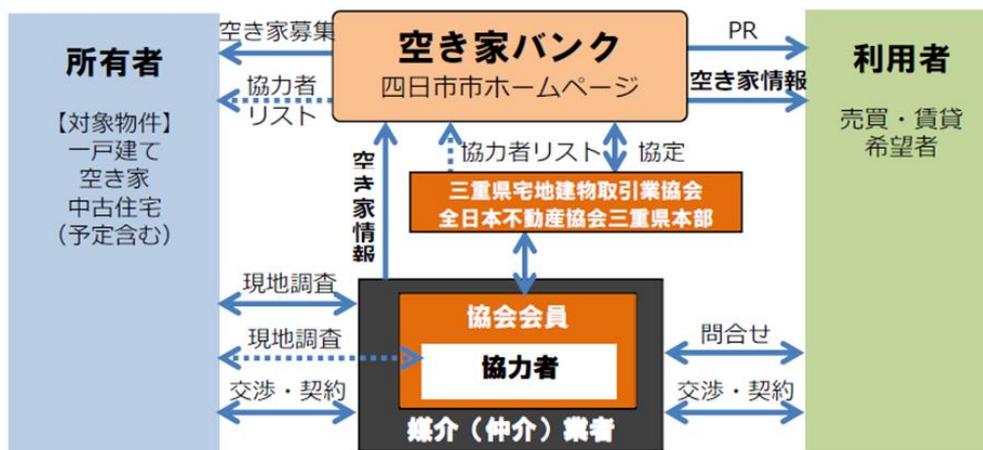
【事業実績】 [転入世帯数【内、近居世帯数】（転入人数）]

種別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度*	合計
リフォーム			0【0】(0)	1【0】(1)	1【0】(1)

③空き家バンク制度について

本市では、住み替えなどを検討する利用者に対して、媒介（仲介）業者からの空き家に関する情報を市ホームページで提供する制度「空き家バンク制度」を平成28年3月28日より開始した。空き家住宅の利活用の促進に向けて三重県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会三重県本部と協力し、空き家の所有者が媒介（仲介）業者を選定できるように空き家バンク協力者リスト（協会より提供）を公開している。また、バンクに登録する物件は、一戸建ての空き家中古住宅を対象としている。

なお、空き家バンク制度の活用については、平成28年7月12日現在、登録した物件の件数が9件で、うち成約件数が1件という状況であるため、今後登録情報を増やし、利用者の拡大を図っていくための手法の検討が必要である。



④事業・制度の周知

- ・平成28年3月下旬 三重県移住・交流ポータルサイト『ええとこやんか三重』掲載
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会
三重県本部と協定締結
- ・平成28年4月中旬 固定資産税の納税通知書にチラシを封入し、納税者へ送付
- ・平成28年4月11日 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会四日市支部の研修会での周知
- ・平成28年4月下旬・5月上旬 広報よっかいち掲載
- ・平成28年5月20日 『旬感みえ（三重テレビ）』にて放映
- ・平成28年5月・6月下旬 新聞折り込みチラシ等にて北勢地域へ各戸配布
- ・平成28年7月9～10日 三重テラスにてPR
- ・平成28年7月24日 三重移住相談会（東京）にてPR

4. 委員からの主な意見

- ・三重テラスで移住相談会を行ったとの説明があったが、移住後に安定した生活が送れるように働き口の確保に取り組むなど、首都圏の人が考える移住の目的に合致するような受け入れ体制が必要である。
- ・条例の施行に伴う各種の取り組みによって、一定数の管理不全な空き家が減少していることは評価するが、管理不全な空き家の近隣住民だけではなく、市民全体に危険な空き家の存在に関する周知を行うことにより、あらゆる方面からの働き掛けを通じて事態が改善されるような取り組みを進めてほしい。
- ・空き家対策は、部局を横断した総合的な施策であり、複数の部局で協議、連携して課題に対応していく必要がある。全庁的な体制を構築し、情報共有を図って注意喚起や指導等を行うなど、より一層スピード感を持って取り組んでほしい。
- ・空き家が建つ土地を市に寄附したいと市民から申し出があった場合には、危険な空き家を減らすという目的のもと、市は積極的に土地を受け取り、土地を取得した後に更地にしてその土地を売却する手法も検討すべきである。

5. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

空き家が年々増加し続ける現状にあっては、地域のまちづくりや市民の生活に及ぼす影響も少なくなく、社会問題として全国的にも重要な課題となっています。

管理不全な空き家の解消に関して、空き家は個人の財産であり、第一義的には所有者自らの責任によって適切に管理しなければなりません。が、相続人の不明化や、権利関係も複雑化していく中、また、解体費用の支出に関する経済的な理由など複雑な要因が絡む中にあっては、行政が積極的な役割を果たす

必要があります。しかしながら、具体的な解決に至るまでには多くの労力と時間がかかり、管理不全のまま放置されている空き家がなかなか減少していかない状況にあります。

本市においても、こうした現状の課題に対応すべく、現地調査等を通じて実態の把握と必要に応じた改善の指導等を行っているものの、状況が改善されない空き家はまた数多く存在しています。相続人等の所有者に対し、引き続き理解を得るように粘り強く働きかけていくとともに、他都市での先事例を研究し、知恵を絞って空き家の解消や未然防止に向けた新たな仕組みの検討も必要です。

また、各種の住み替え支援事業の実績件数や、空き家バンクへの登録件数が伸び悩んでいる本市の現状を鑑みると、事業や制度のより一層の周知・啓発はもちろん、本市に住んでもらうための魅力をアピールしたまちづくりの視点や、本市の特性を生かし、企業との連携も視野に入れた雇用の確保の視点での取り組みも必要であると考えます。

当委員会といたしましては、空き家に関する諸課題に対して、全庁的に関係部局が緊密に連携して取り組むとともに、効果的な手法の検討を進めるなど、今以上にスピード感を持って空き家対策に取り組んでいくことを要望し、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	村山繁生
副委員長	荻須智之
委員	伊藤修一
委員	小川政人
委員	加藤清助
委員	中森慎二
委員	三平一良
委員	諸岡 覚

○生活に身近な道路整備事業について

1. はじめに

生活に身近な道路整備事業は、各地区での土木要望をもとに、地区の自主選定組織が定めた優先順位に従って、地域で暮らす市民のニーズに即した道路整備を進めることができる事業として、平成19年度から現在の制度で実施しており、本市の第2次推進計画にも位置付けられています。

平成28年2月定例月議会において、平成28年度四日市市一般会計予算に係る生活に身近な道路整備事業費が増額修正されましたが、事業が円滑に実施され、また、より効果的な事業としていくためにも、現在の制度内容や実情を把握した上で、現時点での課題等を整理する必要があると考えます。

現在、各地区において、昨年度からの要望による工事が実施されており、来年度に向けた土木要望の取りまとめ作業も始まっています。当委員会において、増額した事業費に応じた事業の進捗や取り組みの状況を確認するとともに、今後の検討や改善が必要な事項についての認識を共有する必要があると考え、所管事務調査を行うこととしました。

2. 現行制度の概要について

(1) 年間の事務の流れ

例年、9月に全地区に対して次年度要望の提出依頼を行い、年末をめどに地区内での要望の集約、取りまとめを行った上で次年度要望書が提出される。これを受けて、翌年1月から2月にかけて、次年度要望箇所の現地調査を行うとともに、地区での要望会を開催して要望内容を確認している。

その後、3月から年度をまたいで5月上旬にかけて、現地を再調査した上で要望事業に対する概算事業費を地域に通知した後、6月末をめどに各地区での実施箇所を選定し、おおむね7月から実際に工事を実施することとなる。なお、実施箇所の選定にあたっては、道路整備課職員が地域での会議に参加したり、要望箇所の現地に同行するなど地域との連携を図っている。

→新年度

種別	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
次年度要望の提出依頼	→											
地区内での要望の集約、取りまとめ		→	→	→								
各地区から、次年度要望書の提出				→								
次年度要望箇所の現地調査					→							
各地区での要望会(要望内容の確認)の開催						→						

現地再調査・概算事業費を自治会へ通知								→			
各地区での実施箇所の検討									→		
実施箇所の決定									→		
工事の実施	---	---	---	---	---	---	---	→			→

※ 9月以降も引き続き工事実施

(2) 現行制度に関するアンケートの実施

平成 28 年 1 月から 2 月にかけて、全地区の自主選定委員や自治会役員を対象にして、地区土木要望（道路関係）に関するアンケートを実施している。（総回答数 332）

アンケート結果を見ると、地域の意見が反映しやすい制度であり、現行制度の基本的な部分は維持すべきであるとして、8割を超える人が肯定的な回答を行っている。〈問 1①、問 3① 参照〉

その一方で、地域内の調整に多くの時間や労力がかかることや、工事の細分化によって事業効果が発揮されるまでに時間がかかることに課題があるとしている。〈問 2①② 参照〉

全体としては、現行制度に一定の評価が与えられており、制度の維持が求められているが、アンケート自由記載欄には、道路管理者との意見交換や相談の機会を求める意見も散見されており、より一層地域との情報共有を図って丁寧に事業を進めつつ、多くの負担が無く、効果の発揮できる、持続可能な制度となるよう継続的に取り組んでいく必要がある。

《主なアンケート結果》

【問 1】土木要望の仕組みについて

①地域の意見が反映しやすい制度となっている。

そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
42%	40%	16%	2%

②地域の合意により必要な施設への集中的な配分が可能である。

そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
32%	42%	24%	2%

【問 2】運用上の課題について

①地域内の調整に多くの時間や労力がかかる。

そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
30%	39%	26%	5%

②多くの意見を反映することで工事が細分化され効果を発揮するまでに時間がかかる。

そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
42%	37%	17%	4%

【問3】現行制度の評価について

①地域で整備箇所を決定する現行制度の基本的な部分は維持すべきである。

そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
58%	33%	8%	1%

②現行の制度を基本に、一定のルールを設けるなど事務の簡素化などに取り組むべき。

そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
49%	38%	11%	2%

3. 平成28年度における土木要望の内容、選定及び工事の進捗状況について

(1) 地区からの土木要望の提出状況と選定結果

付帯施設（側溝、擁壁、集水桝などの整備）と交通安全施設（路面表示、カラー舗装、カーブミラー、転落防止柵などの整備）を合わせると、件数ベース・事業費ベースともに、要望全体の70%を超える状況であり、これらに再舗装の要望を加えると、土木要望全体の約9割を占めている。

①各地区から提出された当初要望（全体）の集計表

	年度	H27	H28	
				(内訳:率)
道路拡幅	要望件数	44件	28件	2.8%
	概算事業費	323,819,000円	160,600,000円	4.3%
新設舗装	要望件数	52件	50件	4.9%
	概算事業費	152,965,000円	143,557,900円	3.8%
再舗装	要望件数	167件	176件	17.4%
	概算事業費	567,137,500円	749,492,200円	19.9%
付帯施設	要望件数	471件	459件	45.4%
	概算事業費	2,219,744,900円	2,514,047,400円	66.6%
交通安全施設	要望件数	241件	262件	25.9%
	概算事業費	141,993,761円	152,451,800円	4.0%
照明灯	要望件数	11件	7件	0.7%
	概算事業費	21,000,000円	9,800,000円	0.3%
その他	要望件数	44件	29件	2.9%
	概算事業費	81,817,500円	45,008,000円	1.2%
合計	要望件数	1,030件	1,011件	100.0%
	概算事業費	3,508,477,661円	3,774,957,300円	100.0%

②実施要望（選定後）の集計表

	年度	H27	H28	
				(内訳:率)
道路拡幅	要望件数	5件	11件	2.0%
	概算事業費	17,939,171円	34,380,000円	5.0%
新設舗装	要望件数	15件	22件	4.1%
	概算事業費	23,085,059円	30,483,506円	4.4%
再舗装	要望件数	74件	79件	14.7%
	概算事業費	82,857,245円	121,631,542円	17.6%
付帯施設	要望件数	233件	224件	41.6%
	概算事業費	308,200,726円	419,544,824円	60.8%
交通安全施設	要望件数	177件	182件	33.8%
	概算事業費	52,629,801円	66,434,800円	9.6%
照明灯	要望件数	6件	2件	0.4%
	概算事業費	4,063,471円	1,500,000円	0.2%
その他	要望件数	3件	19件	3.5%
	概算事業費	4,115,166円	16,620,000円	2.4%
合計	要望件数	513件	539件	100.0%
	概算事業費	492,890,639円	690,594,672円	100.0%

(2) 年度別推移

地区内での要望の取りまとめにあたって、自主選定委員等に対して要望箇所の集約化をお願いする中で、地域での一定の理解や合意形成が年々進みつつあり、要望件数については減少傾向にある。

また、平成28年度予算の増額に伴って実施事業費も前年度より40%増となっているが、その割に要望事業費の増加率は小幅にとどまっており、投資の集中による効果的な事業の実施に向けて、今後も地域からの協力が必要である。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
要望件数①	1,195件	1,220件	1,065件	1,030件	1,011件
実施件数②	589件	568件	543件	513件	539件
実施率②/①	49%	47%	51%	50%	53%

(事業費:百万円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
要望事業費①	4,045	3,964	3,087	3,508	3,775
実施事業費②	492	492	492	492	692
実施率②/①	12%	12%	16%	14%	18%

(3) 平成 28 年度要望事業実施の状況

予定する事業に対する現時点での発注済事業の割合は、分母となる事業費が平成 28 年度から増えたこともあり、平成 28 年 9 月末時点で、件数・事業費別ともに 40%に達しておらず、平成 27 年度の同時期での割合がおおむね 50%であったことから、例年に比べて低い進捗率にある。今後、年度末の繁忙期を控える中で、予定する工事を今年度内ですべて完了することは現実的に厳しく、工事の遅延、未実施も想定される状況であるが、地域からの期待が大きい要望事業であることも踏まえ、予算の繰り越しも視野に入れて、工事期間を延長してでも極力工事を完結していくとの考え方が担当部局からは示された。

種別	件数	事業費
予定事業①	539 件	692,000 千円
発注済（公告、単価契約指示含む）事業② ※平成 28 年 9 月末時点	207 件	249,415 千円
発注済の割合 ②/①	38%	36%

(4) 職員の時間外勤務の状況

平成 28 年度の月平均残業時間は、9 月時点で 62 時間であるが、これから工事発注のピーク時期を迎えることから、今後増加することが想定される。現状の実施率に鑑み、今後本市が目標と捉える事業量に応じて必要な人員配置について、事業の円滑な実施と担当職員の負担軽減の観点から、あらためて検証が必要である。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
月平均残業時間	74 時間	90 時間	75 時間	71 時間	62 時間
職員数	10 人	11 人	13 人	13 人	14 人

※上記表は、道路整備課維持係の値。（平成 28 年度からは維持第 1 係・維持第 2 係での体制）
※平成 28 年度は 9 月までの月平均値

4. 委員からの主な意見

- ・現行制度における事務手続きのスケジュールでは、各地区から要望書が提出される 12 月には、すでに次年度の予算編成が終わっている。次年度の予算要求額に要望内容が反映できるように事務改善に向けた研究が必要である。
- ・各地区から出された当初要望のうち、未実施となって翌年度以降に積み残しとなっていく要望箇所についての情報を、携わる当事者が変更しても漏れなく引き継いでいくために、行政と地域との一層の連携強化が必要である。
- ・今後、地区市民センターが担当部局と地域との間に入って、円滑な事業の実施のために一定の役割を果たしていくという考え方が必要である。
- ・平成 28 年度に予算が増額されたことによって次年度への積み残しが増えると、さらに担当部局の負担

が増すという悪循環に陥ることが懸念されるため、なるべく早目の対応を求めたい。

5. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

現行の土木要望制度による生活に身近な道路整備事業が平成19年度に始まって今年度で10年目となります。市全体の道路整備事業の中から、限られた予算の範囲内で優先順位を付けて必要な事業を効果的に実施していく上で、地域が主体となって事業箇所を選定することにより地域の意見が反映できる生活に身近な道路整備事業は、アンケート結果からもわかるように、現行制度での実施に一定の評価が得られており、今後も基本的な制度の枠組みは維持しながら継続して取り組むべき事業であると考えます。

しかしながら、各地区で尽力いただいている自主選定委員や自治会役員の負担軽減のための事務の簡素化や、事業効果を最大限に発揮するための要望の集約化等の課題の解決のために、地域の意見も取り入れながら、一定のルールづくりや役割分担の明確化など事務改善に向けた取り組みが必要です。

また、各地区からの要望を聞き取った上で、次年度の予算要求に反映できるような事務手続きについて研究するとともに、地域とのさらなる連携強化や体制の充実等を行うことにより、実施率の向上に向けた取り組みや、要望箇所の早期整備につながるような仕組みづくりについても引き続き検討が必要です。

当委員会といたしましては、地域ニーズの高い生活道路の整備を充実し、市民が暮らしやすいまちづくりの推進を図るためにも、現行制度での課題や改善すべき点をあらためて整理し、行政と市民が共有した上で、地域からの要望を少しでも多く事業に反映できるように継続的に取り組んでいくことを要望し、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	村山繁生
副委員長	荻須智之
委員	伊藤修一
委員	小川政人
委員	加藤清助
委員	中森慎二
委員	三平一良
委員	諸岡覚

○橋梁の耐震化対策について

1. はじめに

本市は、伊勢湾に大小数多くの河川が流れる地形的な特徴や、沿岸部を中心として西部地域にまで鉄道網や道路網が発達していることもあり、市内には多くの橋梁が建設され、市民生活を支えています。高度経済成長期を中心に建設された多くの橋梁は、年々老朽化が進んでおり、また、それ以降に建設された橋梁であっても、国が阪神・淡路大震災等の経験を踏まえて耐震基準を強化した耐震性のレベルに達していないものも存在しているとのことであり、いつ起こるか分からない大規模地震に備えるため、これらの橋梁の耐震化対策を早期に推し進めていく必要があります。

本委員会においても、毎年度の決算報告等の中で耐震化の進捗等についての審査は行っていますが、国からの交付金を含めて多くの予算確保が必要であることから、なかなか整備が進んでいない現状も確認しています。災害から市民の命を守り、安全安心を確保するためにも、今一度、市全体における橋梁の耐震化対策の現状を把握した上で、より一層の耐震化促進に向けて計画的に対策を講じていく必要があると考え、所管事務調査を行うこととしました。

2. 耐震基準の変遷について

橋梁の耐震基準は、これまでの地震被害を教訓にして順次見直しが行われており、技術の変遷や社会事情を考慮した道路橋示方書（橋、高架の道路等の技術基準）の改訂が行われている。なお、近年の大規模地震の発生時には、昭和 55 年道路橋示方書よりも古い基準で設計され、かつ耐震化対策がなされていない橋梁で特に顕著な被害が出ており、これらの橋梁への早期の対策が求められている。

<主な地震と耐震基準の変遷>

主な地震	耐震基準への反映
関東地震（関東大震災） 【大正 12 年】	大正 15 年道路構造に関する細則案 ・震度法による耐震設計
新潟地震 【昭和 39 年】	昭和 46 年道路橋耐震設計指針 ・液状化に対する設計方法の導入 ・落橋防止対策の規定の導入
宮城県沖地震 【昭和 53 年】	昭和 55 年道路橋示方書 ・鉄筋コンクリート橋脚の設計法の高度化 ・液状化に対する設計法の高度化 ・落橋防止対策の規定の強化
兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災） 【平成 7 年】	平成 8 年道路橋示方書 ・マグニチュード 7 級の内陸直下型地震による地震動を考慮 ・橋脚にかかる地震力について従来よりも大きな地震力を考慮 ・落橋防止装置の複数設置により、落橋防止システムとして位置づけを明

	<p>確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の落橋防止装置に求められる強度を強化
<p>東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 【平成 23 年】</p>	<p>平成 24 年道路橋示方書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計段階から維持管理面を考慮する理念を導入 ・津波に関する地域の防災計画等を考慮した構造計画を規定 ・設計地震動の見直し

3. 本市における耐震化対策の現状について

(1) 耐震化が必要な対象橋梁

現在、市が管理する橋梁 1133 橋のうち、橋梁が落下した場合に甚大な被害が懸念される下記の①から⑤に該当する橋梁 295 橋を「重要な橋梁」と位置づけ、そこから BOX 構造の 22 橋を除いた 273 橋を耐震化の対象橋梁としている。

【耐震化対象橋梁】 273 橋

〈内訳〉 ① 鉄道を跨ぐ橋梁 (跨線橋)	12 橋
② 道路を跨ぐ橋梁 (跨道橋)	13 橋
③ 緊急輸送道路にある橋梁	5 橋
④ 幹線道路にある橋梁	172 橋
⑤ ①～④以外の橋長 15m以上の橋梁	71 橋

近鉄線・JR線を跨ぐ橋梁 < 塩浜跨線橋 >



三岐線を跨ぐ橋梁 < 萱生跨線橋 >



東名阪自動車道を跨ぐ橋梁 < 桜台1号橋 >



幹線道路にある橋梁 < 生桑橋 >



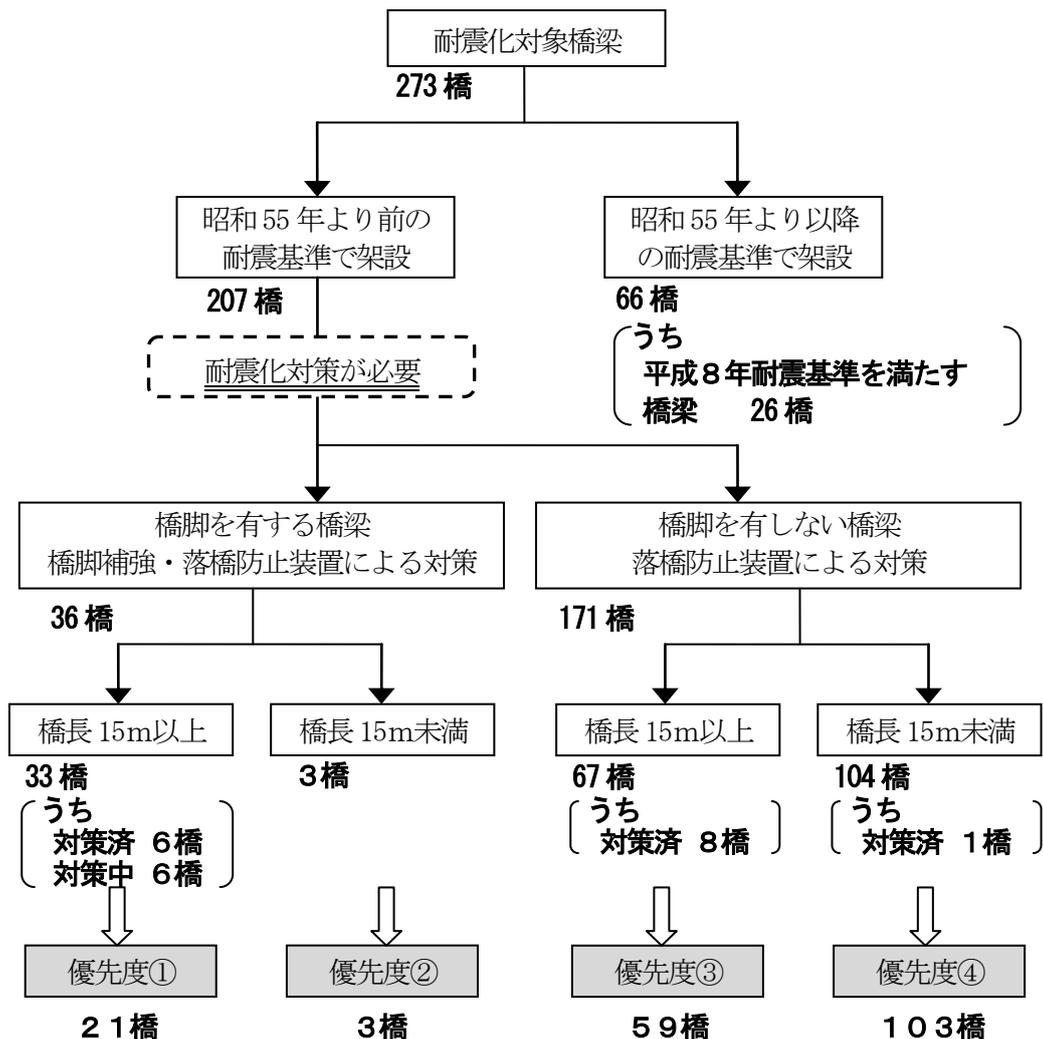
(2) 耐震化対策の状況

耐震化対象橋梁 273 橋について、平成 8 年以降の道路橋示方書に基づいた耐震化対策を順次行っており、市内における現在の対策状況は、下記のとおりである。 (単位：橋)

	耐震化対策		
	対策済	実施中	未実施
①鉄道を跨ぐ橋梁 (跨線橋)	9	3	—
②道路を跨ぐ橋梁 (跨道橋)	13	—	—
③緊急輸送道路にある橋梁	5	—	—
④幹線道路にある橋梁	13	3	156
⑤①～④以外の橋長 15m以上の橋梁	1	—	70
計	41	6	226

(3) 耐震化対策を行う優先度

耐震化対象橋梁のうち、阪神・淡路大震災で顕著な被害が認められた古い設計基準 (昭和 55 年道路橋示方書より以前) で建設した橋梁を最優先に取り組んでいくことを基本とし、その中で橋脚の有無や橋長を考慮に入れて優先度を判断していく考え方をとっている。



(4) 対策工事の内容（事例）

橋梁の耐震対策として、地震の揺れにより橋桁が落下しないようするための「落橋防止対策」と、橋脚が壊れないようにする「橋脚補強」が行われている。

《落下防止対策》

【PCケーブルによる落橋防止】 < 馳出跨線橋 >



【緩衝突起による変位制限】 < 新大正橋 >



《橋脚補強》

【RC巻立て工法】 < 馳出跨線橋 >



【薄層巻立て工法】 < 塩浜跨線橋 >



(5) 長寿命化対策との関係

本市では、耐震化対策を進める一方で、橋梁の老朽化対策の必要性から、平成25年度に「四日市市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、国の交付金を活用しながら橋梁の計画的な修繕（長寿命化対策）に取り組んでいる。この計画では、老朽化が進む緊急度の高い橋梁や利用度の高い幹線道路にある重要な橋梁から事業に着手し、将来的な維持コストの大幅な縮減を図ることとしており、耐震化対象橋梁については、この長寿命化対策とあわせて耐震化対策を実施している。

4. 委員からの主な意見

- ・耐震化対策を行っていく橋梁の優先順位の付け方について、担当部局の考え方は理解する。予算の確保に向けて最大限努力して対策を進めてほしい。
- ・地震だけではなく、河川の洪水などその他の自然災害に対する対策も十分に考えていく必要がある。
- ・市単独で取り組んでいく考え方ではなく、県に対しても積極的に働きかけて連携を図り、耐震化対策

をより一層進めていく必要がある。

- ・国や県が所管する跨線橋等の橋梁であっても、老朽化が進み、耐震化対策が急務な橋梁については、早期の対策がなされるよう国等に対してきちんと要望すべきである。

5. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

本市が管理する全橋梁に対して建設後50年以上経過する橋梁の占める割合は、現在の約20%から20年後には約90%に達すると言われており、想定される大地震等の災害時には、甚大な被害が懸念される落橋などを防ぐとともに、主要幹線道路においては、被災後も物資輸送などの機能確保が求められます。

今回の所管事務調査を行うことにより、橋梁長寿命化修繕計画に基づく長寿命化対策にあわせて、特に優先度の高い跨道橋・跨線橋、緊急輸送道路については必要な耐震化対策が順次進められていることを確認しました。また、今後の対策の中心となる幹線道路にある橋梁等について、全ての工事を行うにはまだまだ多くの予算確保や工期が必要であり、数多く残る対象橋梁の中から一定の基準を基に優先順位を決めて工事を進めているものの、早急に対策が進まないことは理解をしております。

しかしながら、市民の安全・安心な暮らしを支え、いつ起こるかわからない災害時の被害を最小限に食い止めるためにも、可能な限りスピード感を持って耐震化対策に努めていくことは必要不可欠です。国・県とのきめ細かな協議、連携はもとより、必要に応じて要望活動を行うなど積極的に予算確保に向けて取り組むとともに、あらゆる補助メニューの活用や他の道路・河川工事とあわせた効率的な施工計画を立てるなど、耐震化対策を積極的に前進させていく考え方を持った全市的な施策展開が必要です。

当委員会といたしましては、第3次推進計画を含め、それ以降に策定する計画等においても耐震化対策を明確に位置づけるなど、着実かつ計画的に対策が実行されるように継続して取り組んでいくことを要望し、当委員会の調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	村山繁生
副委員長	荻須智之
委員	伊藤修一
委員	小川政人
委員	加藤清助
委員	中森慎二
委員	三平一良
委員	諸岡 覚

5. 行政視察報告書

平成 28 年 9 月 20 日

四日市市議会

議長 川村 幸康 様

都市・環境常任委員会

委員長 村山 繁生

都市・環境常任委員会行政視察報告

都市・環境常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 28 年 7 月 19 日（火）～7 月 21 日（木）
2. 視察都市 三条市、新潟市、富山市
3. 参加者 村山繁生 荻須智之 伊藤修一 小川政人
加藤清助 中森慎二 三平一良 諸岡 覚
（随行）一海浩也
4. 調査事項 別紙のとおり

(三条市)

1. 市勢

市政施行 昭和9年1月1日

人 口 100,335人 (平成28年6月30日現在)

面 積 431.97平方キロメートル

2. 財政

平成28年度一般会計当初予算 460億9200万円

平成28年度特別会計当初予算 252億3240万円

平成28年度企業会計当初予算 31億9048万円

合 計 745億1488万円

財政力指数 0.622 (平成26年度決算)

3. 議会

条例定数 26

3常任委員会 (総務文教、市民福祉、経済建設)

特別委員会は設置していない。(平成28年7月1日現在)

4. 視察事項 地域公共交通の活性化・再生について (デマンド交通「ひさめゆり」)

(1) 視察目的

三条市では、平成19年度から社会実験を行い、地域の実態に即した交通体系の構築や、地域公共交通の活性化・再生に取り組んでいる。平成23年6月からは、市内4事業者のタクシー車両を利用し、市内約600カ所のデマンド交通の停留所間を運行する三条市デマンド交通「ひめさゆり」を市内全域で本格導入し、三条市が運営主体となりタクシー事業者に運行を委託している。

その他にも、市内循環バス「ぐるっとさん」や高校生通学ライナーバス、井栗地区コミュニティバスの運行など、将来に持続可能な交通体系の確立を

目指している。

人口減少社会を迎える中、本市においても、地域公共交通の活性化・再生に向けた課題が存在しており、三条市の積極的な取り組みを参考とするため、視察を行うこととなった。

(2) 三条市における公共交通

三条市では、下記の公共交通が通っており、新幹線の駅と高速道路のインターチェンジが近接する全国でも数少ない自治体として、比較的恵まれた地理的条件にある都市である。

【鉄道】○上越新幹線 ○J R信越線、弥彦線

【バス】○高速バス（東三条駅～新潟駅、三条営業所～京都・大阪）

○基幹路線バス（国・県補助） ○廃止代替バス ○循環バス

○高校生通学ライナーバス ○井栗地区コミュニティバス

【デマンドタクシー】ひめさゆり

(3) 地域公共交通に関するこれまでの取り組み

①経緯、背景

三条市では、全国の多くの自治体と同様、公共交通利用者の減少による不採算路線のサービス低下・廃止という課題に直面し、また、コミュニティバスの運行経費などの行政負担が年々増える傾向が続いていた。

このような中、「交通空白地域への対応」「少子高齢化の進展への対応」「子育て支援や福祉事業における公共交通の必要性への対応」の3つの考え方のもと、公共交通の抜本的な見直しを目指し、平成19年度に三条市地域公共交通協議会を設置し三条市地域公共交通総合連携計画を策定した。

②三条市地域公共交通協議会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会として、合理的に地域公共交通のあり方を協議し、公共交通事業者間の意見を調整

する場として設置され、行政機関、住民、公安委員会などの関係機関も参加して合意形成を図っている。

(平成 27 年度 三条地域公共交通協議会 決算額<概算額>)		
《歳入》	三条市負担金	4,091 万円
	国庫補助金	1,494 万円
	前年度からの繰越金	1,555 万円
	諸収入	12 万円
	合計	7,152 万円
《歳出》	事業費	
	{ デマンド交通	4,428 万円
	{ 高校生通学ライナーバス	121 万円
	{ 井栗地区コミュニティバス	91 万円
	交通事業者への補助金	1,494 万円
	運営費ほか	222 万円
	合計	6,356 万円

③社会実験

《第 1 期（平成 20 年 10 月～平成 21 年 11 月）》

東大オンデマンド交通システムを導入し、小型バス 2 台を使ってバス停留所設置型フルデマンド形式による市街地での社会実験を行った。車両の大きいバスは、利用を敬遠される傾向にあり、また、小路等への侵入が難しく小回りが利かないなどの課題もあったため、利用者が伸びなかった。

《第 2 期（平成 21 年 12 月～平成 22 年 9 月）》

前回の社会実験での課題を協議会で協議した結果、タクシー車両を使ったデマンド交通の確立を目指し、タクシー事業者のノウハウと小型車両を活用することとなった。第 1 期のバス停留所設置型フルデマンド形式を継承（停留所は 14 カ所の増）した市街地での実験であったが、三条市とタクシー協会が定期的に会議を重ね、改善を図ることで一定の成果があった。

《第3期（平成22年10月～平成23年5月）》

第2期の社会実験を継承しつつ、全市エリアに範囲を拡大し、平日午前8時から午後6時（下田エリアは午前7時から午後6時）までを運行時間として実施した。この運行時間の中で、利用希望者は利用する1時間前までに電話で予約し、予約時間までに乗車する停留所に行くというルールを設け、これらのルールを遵守することで本来のタクシー事業とのすみ分けを図り、タクシー事業者の理解を得ることとなった。

④「ひめさゆり」の本格運行

第3期の社会実験を受けて、平成23年6月より三条市デマンド交通「ひめさゆり」の本格運行を行った。

第3期の社会実験時には1日当たり平均で約300人程度の利用であったが、本格運行後は、順調に利用者数を伸ばし、平成25年度の実績では、1日当たり平均で約440人程度となった。

（4）顕在化した課題

デマンド交通の本格運行後、順調に利用者数は伸びたものの、3つの課題が新たに出てきたため、課題解決に向けた検討が必要となった。

○利用者数が増えるほど行政負担額も同時に増え、1カ月あたりの行政負担額が700万円を超える月が見受けられるようになった。

○複数乗車（乗り合い）料金が路線バス運賃より安いエリアがあったため、公共交通体系全体のバランスが崩れてしまう懸念が出てきた。

○公共交通として想定していた複数乗車の利用が少なく、一人乗車の割合が約80%と非常に高いため、運行コストが高くなっている。

（5）課題解決に向けた取り組み

①利用料金の見直し

バス事業者との共存共栄を図り、持続可能な公共交通体系とするために、平成26年1月からサービス水準に見合った適正な料金設定に見直しを行った。一人乗車料金を距離に応じて200円から500円値上げし、また、複数乗車料金についても路線バス運賃との逆転現象を生じない金額とした。

その結果、利用者は約25%減少したものの、行政負担は約40%軽減されている。

期間	日平均利用者数	行政負担額(1カ月当たり)
H23. 6 ~ H25. 12	約 412 人	約 631 万円
H26. 1 ~ H28. 2	約 312 人	約 381 万円

②複数乗車の促進

複数乗車へのインセンティブを与えるため、複数乗車時の料金を割引く「デマンド交通おでかけパス」の取り組みを平成28年1月から社会実験として行っている。一定の地域に住む65歳以上の高齢者を対象とし、パスを提示することで協賛店での各種サービスを受けることができるため、複数乗車の促進だけでなく、高齢者の外出機会の創出も目的としている。

(平成28年6月現在の発行実績 118枚)

(6) 委員からの意見

Q1. タクシー事業者が予約を受ける際、複数乗車となってもいいかどうか利用者に確認しているのか。

A1. タクシー事業者は、予約時に複数乗車についての積極的な案内はしていないと聞いている。複数乗車を希望する旨の申告が利用者からなければ、基本的には1人乗車での利用となっているのが現状である。新たに取り組むおでかけパスが当初の予想よりも多く発行されているが、複数乗車の利用は伸び悩んでいる。

Q2. デマンドタクシーの乗車1回当たりにおける、利用者と市の負担額の平均はどの程度か。

- A 2. 平成 27 年度実績に基づく平均の概算額で、利用者が支払う料金が約 700 円、市の負担額が約 750 円であった。
- Q 3. 利用者が支払う料金と協議会からの補助金の額を合わせたデマンドタクシーの料金設定について、通常のタクシー料金よりも低額であるのか。
- A 3. 協議会での協議を踏まえ、通常のタクシー料金よりも割安で設定しており、タクシー事業者にはデマンド交通の事業に協力をいただいている。
- Q 4. 他のバス路線などへの補助額とのバランスや公費負担の公平性を考慮した上で、デマンドタクシーへの補助額を決定しているのか。
- A 4. 路線バスに関する事業主体は市、デマンドタクシーの事業主体は協議会と異なるため、比較検討の議論は行っていないのが現状である。
- Q 5. デマンドタクシーを実施する上で、路線バス事業者の事業への影響はどうか。
- A 5. 一定の影響は与えていると考えるが、当初、路線バスによるデマンド交通の社会実験を行ったものの利用者が伸びなかった経緯もあり、協議会での議論を受けて現在のタクシー車両での事業に至っている。路線バスによるデマンド交通を進めていけば、現在よりも確実に行政負担は増えていたと考える。
- Q 6. デマンドタクシーの利用者の増加に伴う行政負担額の増大について、数年先を見通して協議会で議論しているのか。
- A 6. 協議会自体の収支が、毎年度 1,000 万円以上の余剰金が出て繰り越している状況にあり、今後の利用者の増加にもある程度対応できる状況にあるため、現在のところ特段の議論は行っていない。
- Q 7. 今後、協議会として企業、病院等から協賛金や広告料をもらって運営する考え方はないのか。
- A 7. 現時点では協議会で議論していないが、今後の収支状況によっては、議論が始まることも考えられる。今後検討する必要はあると考える。
- Q 8. デマンドタクシーの利用者は固定化しているのか。
- A 8. 詳細な調査は行っていないが、通院のための利用が圧倒的に多く、固

定化していると考え。以前行った行き先に関するアンケート結果では、病院 68%、買い物 13%、通勤 5%という状況であり、また、60 歳以上の高齢者が全体の 82%を占めている。土日の利用を希望する意見も多くあるが、通常タクシーとの差別化の課題があり、実現には至っていない。

Q 9. 停留所の場所はどのように決めたのか。

A 9. 基本、半径 300mの円に 1カ所以上の停留所を設置するように協議会で定めている。企業などの要望や協賛金等の支援を受けた新たな停留所の設置は行っていないが、今後は視野に入れた検討も必要と考える。

(7) 所感

三条市からの説明を受け、地域公共交通の維持・活性化に向けて、多くの社会実験を行い、試行錯誤しながら、三条市の実情に合ったタクシー車両によるデマンド交通の利用促進を進めていることが理解できた。

利用者の多くが病院や買い物に行く高齢者となっており、タクシー車両によるデマンド交通は、バス車両に比べて便利ではあるものの、利用者が固定化する中での行政負担のあり方や事業者間での公平性の課題などを十分整理する必要がある。三条市では、バス車両よりも、タクシー車両でのデマンド交通の方が結果として行政負担額を削減できたとの説明であったが、本市で今後デマンド交通を導入しようとする際には、実施する地域での実情や社会実験の結果の分析を基に、十分な議論と検討が必要であると感じた。

三条市からも課題として説明があったように、いかにして行政負担額を削減するのか、また、どの程度まで行政が費用を負担して公共交通の維持を図っていくのかについて、本市での根幹の考え方を明確に定め、一定のルールづくりを行っていくことも大切である。

今回の視察では、デマンド交通に係る多くの社会実験や料金の見直しなどを通じて利用実績を検証、分析し、地域における持続可能な公共交通のあり方を模索し続ける三条市の多くの取り組みは、大いに参考となったと考える。

(新潟市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 800,779 人 (平成 28 年 6 月 30 日現在)

面 積 726.45 平方キロメートル

2. 財政

平成 28 年度一般会計当初予算 3593 億 0000 万円

平成 28 年度特別会計当初予算 2298 億 1492 万円

平成 28 年度企業会計当初予算 1234 億 9981 万円

合 計 7126 億 1473 万円

財政力指数 0.745 (平成 26 年度決算)

3. 議会

条例定数 51

4 常任委員会 (総務、文教経済、市民厚生、環境建設)

4 特別委員会 (大都市行財政制度調査、農業活性化調査、
人口減少対策調査、観光交流促進調査)

※平成 28 年 6 月 30 日現在

4. 視察事項 都市交通利用促進と新たな交通システムの導入について

(1) 視察目的

新潟市では、高齢化社会、環境問題、まちなか再生などの課題に対応するため、過度にマイカーに依存しなくても誰もが移動しやすい交通環境の実現に向けた取り組みを進めており、とりわけ多くの都市機能が集中する都心部において、マイカーを使わなくても移動しやすいサービスレベルの高い交通環境の整備を目指し、新たな交通システムとなる新バスシステム「BRT (Bus Rapid Transit)」が平成 27 年 9 月に導入され、併せて全市的なバス路線再編

も行っている。

BRTの導入にあたっては、「公設民営方式」を採用し、乗り換え拠点の整備や、まちなかのバス路線の効率的な再編・集約によって、全市的なバス路線再編を図る「次世代のバスシステム」により将来にわたって持続可能な公共交通を目指している。

本市においても、公共交通の維持、活性化に向けた各種の取り組みを進めているが、「誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち」の実現に向けて、新潟市の取り組みは非常に参考になると考え、視察を行うこととなった。

(2) 新潟市の交通まちづくりについて

①経緯、背景

新潟市では、市民の自動車の利用率が約7割と高く、バス利用者数がこの20年間で約3分の1と大幅に減少しており、高齢化社会の進展を見据えた公共交通の維持及び利用促進に向けた環境整備が急務となっていた。

②にいがた交通戦略プランの推進

「田園に包まれた多核連携型都市」を目指す都市の姿として、各地域の拠点間を道路及び公共交通体系で連携するコンパクトなまちづくりを目指しており、短期・中期（10年間）で取り組む基本計画をまとめた「にいがた交通戦略プラン」を策定している。

このプランでは、誰もが移動しやすい交通環境の実現に向けて、3つの視点（都市アクセスの強化、生活交通の確保維持・強化、都心部での移動の円滑化）のもと、地域のニーズや人の移動特性等を考慮して公共交通利用の環境整備に取り組む内容となっている。

(3) 新バスシステムについて

上記の3つの視点を推進するための具体的な手法として、持続可能な公共交通体系を構築するための「新バスシステム(BRT)」を平成27年9月に導

入し、併せて全市的なバス路線の再編を行った。

①BRT導入までの主な経緯

- 平成 21 年 基幹公共交通軸を基本としたルートを対象に、BRT・LRT・小型モノレールの3つのシステムの比較検討を実施
- 平成 23 年 5 月 新たな交通システム導入検討委員会がBRTを早期に導入すべきとの提言書を提出
- 平成 25 年 2 月 新潟市BRT第1期導入計画を公表
- 平成 26 年 4 月 新バスシステムにかかる運行事業協定をバス事業者と締結
- 平成 26 年 10 月 交通結節点の整備など運行に必要な施設整備に着手

②新バスシステムとは

郊外からの多くのバス路線がまちなかで重複していた区間を、BRTの導入により集約・効率化し、それにより生じた余力（車両や運転手）を郊外に投資し、郊外路線の増便や路線の新設を含めたバス路線の再編を行うことで、将来にわたって持続可能な公共交通体系を目指すものである。

BRTの導入によって、バスのスムーズな運行や交通結節点での乗り換えの充実による多方面への移動を可能にするとともに、バス路線の再編によって、増便など運行サービスの向上が図られ、都心部へのアクセスの強化を図る目的がある。

③公設民営方式

新バスシステムでは、BRTの施設整備など初期投資に関する事項を新潟市が担い、運行・運営を民間のバス事業者が担う仕組みをとっている。

それぞれの役割分担や責務を運行事業協定で定め、バス事業者に対しては、運行本数や総走行距離数を確保することを明確にしている。

④第1期導入事業（平成27年9月～）の実施状況

○B R Tの運行開始

〈路線名〉萬代橋ライン 〈運行区間〉新潟駅前～青山（約7 k m）

〈所要時間〉約25分 〈駅数〉新潟駅方面16駅/青山方面15駅

〈運行間隔〉ピーク時：3～5分間隔、その他：5～15分間隔

○B R T駅（停留所）の新設及び既存施設活用による整備

○交通結節点（乗換拠点）の整備

〈市役所ターミナル、青山、白山駅前、新潟駅万代広場（部分整備）〉

○B R T車両（連節バス「ツインくる」）4台導入による運行本数の増便

○情報案内システムによる乗り換え情報等の提供

⑤今後（第1期導入事業の機能向上及び第2期導入事業）の計画予定

○道路中央部への専用走行路の設置（新潟駅前～古町）による定時性・速達性の向上

○B R T車両の4台追加導入による集約・効率化の推進

○第2期導入区間（新潟駅南口～鳥屋野潟南部方面）での連節バスによる運行と、将来的なL R T（次世代型路面電車システム）への移行

⑥事業費

国の社会資本整備総合交付金（補助率5.5/10）を活用しており、今後実施する専用走行路の整備や連節バスの追加導入を含んだB R T第1期導入区間の完成には、下記の約11.7億円を含めて約30億円を見込んでいる。

第1期B R T運行開始までの事業費	
走行空間・駅	約0.9億円
連節バス	約3.5億円
情報案内システム	約1.2億円
交通結節点	約5.1億円
その他	約1.0億円
合計	約11.7億円

(4) 委員からの意見

Q 1. 平成 31 年度までの B R T 第 1 期事業を公設民営方式で行うにあたっての収支の試算を立てているのか。

A 1. 市単独での事業では採算が取れないという予測であったため、民間の力を活用する考え方となった。B R T 路線単独での収支の試算はできないが、事業の実施によって、市全体での路線や便数が確保され、サービスが向上することが行政の立場として重要と考えている。

Q 2. B R T 以外の路線で増便効果があったという説明であったが、市内のバス事業全体としての評価はどうか。また、新バスシステムを開始した後の利用者数の状況はどうか。

A 2. 事業が始まったばかりで現時点では評価できないが、今年度中に新バスシステム事業評価委員会の開催を予定している。新バスシステムの開始後、2 回のダイヤ改正により改善を図り、バス事業者が想定していた B R T の平日利用者数約 16,000~20,000 人に対し、現状で約 16,000~17,000 人とほぼ予測どおりである。

Q 3. バス事業者が定める B R T 運行区間の通常運賃は、他のバス路線の運賃と比較してどうか。

A 3. 他のバス路線と同様の算出方法に基づいた金額（通常運賃 210 円）である。乗り換え時の運賃に関し、I C カード「りゅーと」利用者については、バス事業者がシステムを改修して運賃増とならないが、現金利用者については、事業者側の対応が難しいということで、新潟市が乗車履歴確認専用カードを無償で作成・配布し、運賃増とならないように対応している。

Q 4. スムーズな乗り換えのための定時性の課題の解決に向けて、専用走行路の整備は不可欠だと考えるが、定時運行の状況はどの程度か。

A 4. 新バスシステムの開始当時、定時性率は低かったが、平成 27 年 12 月の最初のダイヤ改正の際に、連節バスの快速化や運行実態に即したダイヤ設定を行ったことで、かなり定時性は向上している。現在は、午前 7

時から午後7時まで一部区間をバス優先レーンとし、平成31年度を目標に専用走行路の整備を目指しているが、検討する区間が国道であるため、整備後の維持管理の主体が今後の検討事項となってくる。

Q5. 乗り換えに必要な時間をどの程度と捉え、ダイヤを設定しているのか。

A5. 市は基準を定めていないが、例えば、青山バス停では、バス事業者が4分でダイヤを設定している。降車から60分以内に次のバスに乗り換え乗車した際は、乗り換え料金を適用している。

Q6. BRTは都市部で採算の合う事業であり、郊外地域に住む住民から公費負担に係る公平感、平等感に関する意見はなかったのか。

A6. 市街地のみ恩恵を受ける事業であるという意見は確かにあった。BRT導入前は郊外からのバスはほとんど新潟駅が終点で非効率であったが、市中心部でBRTとして路線を集約して交通結節点で郊外をつなぎ、発生した余力を郊外でのバスの増便に当て、郊外の鉄道駅も活用しながら郊外地域の衰退を防ぐという説明を行い、理解を求めている。

郊外地域では、市が費用を負担する区バス、住民バス(コミュニティバス)、地域内路線バスなどの地域内交通の充実にも同時に取り組んでおり、市中心部との連携の強化によって郊外地域の公共交通を持続可能なものとし、サービスを維持して将来の市の負担を増やさない考え方である。

Q7. 住民バスの運行状況はどうか。

A7. 新潟市の住民バスについて、今年度から人口密度や運行距離等の状況に応じて、市が負担する補助金の上限を従来の70%から85%へ引き上げを行った。運営主体は、NPO、運営委員会の大きく2つであり、原則一律料金200円で運行している。

Q8. 住民バスへの運行費用の補助を上げた後、さらに赤字となった場合における住民バスの存続又は廃止に向けた新潟市の考え方はどうか。

A8. 路線や料金設定を工夫するなどの自助努力も求めながら、それでも赤字となる場合にあっては、本当にその住民バスが必要かどうかの議論を行い、廃止するかどうかの検討も必要と考える。

(5) 所感

新潟市は政令指定都市であり、本市と都市規模は異なるものの、急速な少子高齢化の進展やマイカー依存の高まりに伴う路線バスの利用離れは同様の課題である。利用者の減少によるバス路線の減便・廃止や、運賃の値上げ及び交通渋滞による定時運行の課題など、路線バスを取り巻く環境が厳しさを増す中、新潟市での持続可能な公共交通ネットワークを目指した新バスシステムの取り組みは、本市においても大いに参考となるものであった。

新潟市では、国の補助金を活用しながら、市中心部において、将来的なLRTへの移行も見据えた長期的な視野を持って、現在のBRT第1期導入事業を進めており、公有民営方式による運行事業協定に沿って、バス事業者と連携し、協議しながら市全体のバス路線の課題解決に向けて取り組みを進めていることは、非常に興味深いものであった。

新バスシステムは、スタートして間もなく、事業の検証や評価については今後随時行っていくこととなるが、BRT導入による都心部での移動の円滑化だけにとどまらず、郊外地域でのバス路線の維持や利便性の向上につなげ、ひいては郊外地域から都心部へのアクセス強化に伴う全市的なバス路線の活性化につながっていくか、今後の事業の進捗や利用者数の推移を注視していきたいと考える。

本市の総合計画では、「交通事業者との連携による公共交通網の整備」や「まちづくりと連携した公共交通網の利便性向上」を掲げており、これらの実現を目指すためのバス路線に関する先進的な取り組みの1つとして視察できたことは、大変有意義であった。

(富山市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 418,489 人 (平成 28 年 6 月 30 日現在)

面 積 1,241.77 平方キロメートル

2. 財政

平成 28 年度一般会計当初予算 1557 億 7076 万円

平成 28 年度特別会計当初予算 1445 億 4492 万円

平成 28 年度企業会計当初予算 452 億 5322 万円

合 計 3455 億 6891 万円

財政力指数 0.784 (平成 26 年度決算)

3. 議会

条例定数 40

4 常任委員会 (総務文教、商工農林水産、厚生、建設)

3 特別委員会 (まちづくりと公共交通対策、空き家等対策

まち・ひと・しごと創生対策)

※平成 28 年 6 月 30 日現在

4. 視察事項 公共交通を軸としたまちづくりについて

(1) 視察目的

富山市では、人口減少社会、高齢化社会の到来などの都市を取り巻く課題に対応し、将来世代に責任が持てる、快適で持続可能な都市を実現するため、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進している。

平成 18 年 4 月の富山ライトレールの開業をはじめ、平成 21 年 12 月の市内電車環状線の開業、さらには、平成 27 年 3 月に開業した北陸新幹線の開通を

契機とした在来線の高架化、路面電車の南北接続事業の計画も進められ、富山駅を拠点とする公共交通ネットワークのさらなる強化を目指して、魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいる。

本市においても、公共交通の維持、活性化は喫緊の課題であり、「誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち」の実現に向けて、また中心市街地の活性化も含めたまちづくりのあり方を考える上で、富山市の先進的な取り組みは大いに参考になると考え、視察を行うこととなった。

(2) 富山市のまちづくりの基本方針

富山市では、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指しており、これを実現するための下記の下記の3つの考え方を総合計画などの各種計画に反映させている。

<実現に向けた施策の3本柱>

- 公共交通の活性化
- 公共交通沿線地区への居住推進
- 中心市街地の活性化

<コンパクトなまちづくりの進め方>

- 人口減少社会の中では、規制強化ではなく、都市部の魅力を高める誘導的手法によってまちなか居住を誘導する。
- 市民がまちなか居住か郊外居住かを選択できる手法とする。
- 公共交通を活性化させ、駅や停留所の徒歩圏に市民生活に必要な機能を集積して、コンパクト化を推進する。
- 地域拠点の整備により、合併前の旧町村を含めて全市的にコンパクトなまちづくりを推進する。

また、市内電車環状線化事業では、中心市街地の活性化と都心地区の回遊性の強化を目的に、市内電車を一部延伸による環状線化を行って新電停を開設し、低床車両を導入して平成 21 年 12 月に開業した。富山駅から中心商業地区への移動が増え、利用者数が平日で約 4 割、休日で約 3 割増加した。特に、65 歳以上の高齢者の利用者が平日で 67% と大幅に増加しており、外出機会の創出やまちなかの賑わいにつながっていると考えられる。

(4) 公共交通沿線への居住推進

約 436ha の中心市街地地区（都心地区）と、富山駅を中心とした 19 の公共交通軸（鉄軌道 6 路線と頻度の高い 13 バス路線）にある約 3,357ha の公共交通沿線居住推進地区（鉄軌道駅圏 500m とバス停圏 300m）を位置付け、それぞれの地区内の居住を推進するため、市民及び住宅建設事業者に対して、購入・建設のための費用を一部助成している。

○まちなか居住推進事業（平成 17 年 7 月～）

〈平成 27 年度末までの助成実績〉 888 件、2,104 戸、約 4 億 4875 万円

○公共交通沿線居住推進事業（平成 19 年 10 月～）

〈平成 27 年度末までの助成実績〉 572 件、1,270 戸、約 7 億 7229 万円

(5) コンパクトなまちづくりの効果

市内電車 1 日当たりの乗車人数は、平成 18 年度まで減少が続いていたが、路面電車の活性化に向けた各種の取り組みによって、平成 19 年度以降は増加している。（平成 18 年度 9,779 人 → 平成 26 年度 12,179 人）

また、中心市街地における歩行者数の増加や、空き店舗率の減少が調査結果によって示されており、事業効果として表れている。

(6) 委員からの意見

Q 1. 公共交通に係る市全体の年間の予算規模はどの程度か。

A 1. 公共交通の維持・運行支援に関する予算としては、市全体で約 10 億

円である。

Q 2. 上下分離方式が制度として認められるように国に法改正を働き掛けたのは、どのような考え方があったのか。

A 2. 従前のようにワンマン電車の運行や駅の無人化などのマイナスの対策を取るのではなく、上下分離方式によって役割分担を明確化し、経営が黒字化することによって、将来を見据えた新たな投資やアイデアも生まれ、市民に対して税投入の説明もできると考えた。

Q 3. 公共交通活性化計画を基に、鉄軌道に係る事業に多くの予算を費やして広範囲にわたって事業を進め、実際に利用者数の増加という効果も出ているが、一方で、路線バスの利用者数が減るなど、バス事業全体へのマイナスの影響はないのか。

A 3. 路線バスの利用者数は、下げ止まりから上昇傾向にあり、鉄軌道の利用者の増加に伴って相乗効果が生まれていると考えている。市全体の公共交通利用者について、平成 29 年度目標を 64,000 人としていたが、北陸新幹線の開業効果も大きかったものの、平成 27 年度実績で 71,000 人と前倒しで目標を達成している。

Q 4. 平成 22 年よりライトレールに配置しているアテンダントについて詳しく教えてほしい。

A 4. 現在、全 7 本の車両の運行に対して、3 名の常勤職員で対応している。ラッシュ時を除く日中を中心に、観光客等に対応するかたちで勤務時間内での業務を行っている。

意見. 平成 28 年度予算にライトレールの複線化工事費が約 6 億円盛り込まれており、民間投資によって中心市街地に人を呼び込む効果が大きいと感じた。また、既存施設を再編し、新たな公共施設等を建設することによるコンパクトなまちづくりが、プラスの作用を生み出していると感じた。

(7) 所感

富山市においても、全国的な同規模の都市と同様に、公共交通の維持や中心市街地の衰退などの課題を抱えていた中、諸課題に対応するため、「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」という明確な将来像を掲げて、総合的な施策を講じながら、魅力的で住みやすいまちづくりに向けた取り組みを積極的に進めている印象であった。

公共交通の利用促進の実現のために、全国的にも注目を集めるライトレール等の事業や環状線化事業など、鉄軌道本体のハード整備はもちろん重要な要素ではあるが、それにとどまらず、本数増便のための社会実験、新駅の設置、パークアンドライド駐車場の整備などの各種の施策を通じて、沿線への居住を推進させる誘導的手法を用い、全市的なまちづくり施策と一体となった事業を展開している。この公共交通沿線への居住推進の取り組みは、市民や事業者への助成制度の実績や公共交通の利用者数の推移を見ると、一定の成果として表れていることが確認できた。

その他にも、市街地への魅力ある公共施設の整備や再開発事業等の計画を立ち上げることにより、民間企業等の投資が集まり、民間資金を上手く活用してさらなる市街地の魅力を創出するという好循環を生み出しており、高齢者を中心とした公共交通の一定の利用促進につながっていることであった。

中心市街地だけではなく、鉄軌道沿線を中心とした地域拠点の整備によって、全市的にコンパクトなまちづくりに取り組む富山市の取り組みは、今後の本市における施策の検討において大いに参考となるものであり、人口減少や高齢化社会が急速に進む中での将来のまちづくりを考える上で、先進的な取り組みの1つとして視察できたことは、大変有意義であった。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○路上喫煙禁止区域の指定に関して、旧ジャスコ四日市店周辺で禁止区域としていない通
りがあるのはなぜか。

⇒議員 まず今回は、一番人通りの多い場所を指定してスタートし、今後の状況を見なが
ら対処したいという担当部局からの説明であった。

⇒議員 禁止区域の指定にあたっては、市と商店街等の関係者が協議を行っている。市と
して規制を行いきにくい民有地が含まれる場所であることも理由の 1 つであるが、当
委員会での審査の中で、市民等からの様々な意見を受けて、今後、禁止区域の拡大
も視野に見直しを検討すべきであるとの意見を行った。

○中央通り沿いに喫煙場所を多く整備しようとしているが、喫煙者の立場を考えると、人
通りの多い通り沿いに喫煙場所を設けるべきではないのか。

⇒議員 ふれあいモール内を全面禁煙にしたいとの事業者の意向もあり、同モール内での
喫煙場所の設置は難しいとの説明が担当部局からあった。民有地での設置には課題
もあるものの、より人通りの多い場所に喫煙場所を設置すべきであるとの指摘が複
数の委員からなされ、担当部局からは、関係者と再度設置に向けた協議を行ってい
きたいとの説明があった。

○路上喫煙の禁止に関する条例案にある 2,000 円の罰則について、もっと高い金額にすれ
ばいいのではないのか。

⇒議員 路上喫煙者に対して罰則の規定を設けた条例の制定は、県内初である。条例の規
定では罰則の上限額を 2 万円としているものの、条例制定の本来の目的は、過料の
徴収ではなく、安全・安心の確保や生活環境の向上であり、実効性のある条例とな
るように、喫煙場所の整備等に向けたより一層の取り組みを求めていきたい。

○路上喫煙者を発見したらすぐに過料の支払いを求めるのか、あるいは指導に従わない場

合に支払いを求めることとなるのか、市の判断基準を確認したい。

⇒議員 制度開始時は、路上喫煙の禁止を知らない市民や市外からの来訪者も多いと思われることから、よほど悪質なケースを除いて、当面は繰り返し指導して路上喫煙をやめてもらうことになると考える。午前中に資源物持ち去りのパトロールを行っている職員が、午後から指導員として巡視活動を行うという手薄な体制となることの課題もあるため、今後、市民からの意見もいただきながら条例の運用を図る必要がある。

○今年度から始まった市街化調整区域における開発許可の規制緩和の内容について確認したい。

⇒議員 桜地区を含めて人口が大幅に減っている6地区の既存集落内において、これまでの分家住宅に限らず、新たに一戸建て専用住宅を建てることができるようになったのが制度の概要である。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：①クリーンセンターの稼働に関して》

○最近、外国人がグループを組んで、資源ごみの持ち去りに次々とやってくることをどのように考えているのか。トラブルも想定されるが、取り締まりに向けた考え方はあるのか。

⇒議員 市は、市民に対して、資源物の持ち去りの現場を発見したときでも、行為者に対して注意等を行わずに、車のナンバー等の情報提供を行ってもらうことをお願いしている。また、近年増えている防犯カメラを有効に活用するのも1つの方法であると考えている。しかしながら、現状では、資源物持ち去り行為を条例で禁止し、抜き打ちでのパトロールを行いつつ摘発等にも取り組んでいるものの、いちごっこが続いている。

○持ち去った資源物を換金するために持っていく場所は限られているため、市から働き掛けを行って、違反者が換金できない方法を検討してはどうか。換金ができなければ、持

ち去り自体がなくなると考える。

⇒議員 確かに資源ごみを持ち去った後、一定のルートがあることから、市もこれについての調査を行っていると聞いている。年間で数千万円の市の収入が持ち去りによって損失を受けているとのことである。

○町内では、偽ナンバー車両での持ち去りのため通報できない事例や、通学時に大変危険な運転であったという地元住民の目撃証言もあると聞くため、解決に向けたいい知恵があれば聞かせてほしい。

○新聞、衣類、アルミなど、狙われる資源物は決まっているので、市が責任を持ってきちんと回収できる仕組みをつくったり、管理体制が整った業者を選ぶなど、持ち去りを許さない姿勢で取り組むべきではないのか。

⇒議員 市の統一的な管理体制の中で、資源ごみを売却できる仕組みづくりは必要であると考えており、課題もあるため、本日いただいた意見を参考に、どのような資源ごみの収集体制がいいのか検討したい。また、各地域のPTA、育成会等が行う資源集団回収に対する一定の助成制度もあり、この助成制度との両立も含めて検討したい。

○電力の自由化により、電力価格も変動している中、余剰電力をどこへ売電しているのか。

⇒議員 新日鉄住金エンジニアリング株式会社へ売電し、年間で約4億円の収入を見込んでいる。

○クリーンセンターは、非常に安全な施設であると聞いているが、当該施設での排ガス自主基準値は、国が定める法の基準値に対してどの程度であるのか。

⇒議員 ばいじんをはじめとする排出物質について、クリーンセンターでは、大気汚染防止法などの規制値よりも非常に厳しい自主基準値を定めている。

○株式会社四日市クリーンシステムに対して、市は出資したり、役員を派遣するなどの関わりがあるのか。

⇒議員 市は、同社への出資および役員派遣を行っておらず、新日鉄住金エンジニアリング株式会社が出資する会社である。

⇒議員 クリーンセンターの施設自体の契約とは別に、今年度から 20 年間の施設の運営や保守管理については同社と契約を行った。

○県の環境保全事業団が行ったガス化溶融炉が運転停止となったが、クリーンセンターが今後、適切に運営されていく見込みはあるのか教えてほしい。

⇒議員 以前見学を行った秋田市では新日鉄住金エンジニアリング株式会社のシステムが採用されるなど、他の複数の自治体において同社が行う事業の実績があり、また、担当部局においても調査を行う中で適切に管理、運営ができると判断して同社のシステムの採用を決定したと考える。

○ダイオキシンが出にくいように焼却時の温度を上げるなどの技術的な面を考えて、今回の事業者と契約することとなったのか。

⇒議員 シャフト式のガス化溶融炉は、技術的にも安定して 1,700 度から 1,800 度の高温で溶融することができ、全国的な傾向としてもこの方式による施設が増えている。クリーンセンターについても、この技術的な面を考えて、この方式を採用する数社の中から新日鉄住金エンジニアリング株式会社と契約したと考える。

《テーマ：②防災観点からの水の備蓄について》

○各地区市民センターを通して泗水の里を購入できるようにしてほしい。また、市や各地区でのイベント、催しの際に、泗水の里を宣伝するとともに、販売することを考えてほしい。

⇒議員 担当部局に貴重な意見として伝えたい。

○緊急遮断弁付きの配水池は山の上に配置されているが、山へ向かう道が崩れるなどして不通になると給水を行うことができないので、何らかの対策が必要ではないのか。

⇒議員 配水池については、高低差を利用して水道を供給するため、現状の配置のように

山の上につくらざるを得ない。配水池へ通じる道が不通となれば、給水できない状況も考えられるため、緊急時に配水池より低い場所で給水できるようなことも含めてどのような対策が可能であるのか検討したい。

○小学校などの指定避難所において、水洗化される前に使用していた浄化槽のタンクを水洗化後もそのまま残しておいて、災害時の水道が止まった際に活用するような考え方はないのか。

⇒議員 指定避難所にある既設の浄化槽を災害用便槽として改修する事業については順次行っており、500人が一週間程度使用できるものを整備していると聞いている。

○泗水の里について、「四日市市のおいしい水道水」と記載されているが、水道水の原水がおいしいのであって、市内全域で実際の水道水がおいしい訳ではなく、表現方法には気を付ける必要がある。

⇒議員 おいしいかどうかは主観的な部分もあるが、担当部局としては、原水と実際の水道水も含め、四日市が水道水のおいしいまちであることをアピールして売り出しており、ご理解いただきたい。

○泗水の里の由来として書かれている建福寺境内の井戸のことは知らないが、桜地区には名水百選にも選ばれた智積養水があるのに利用されていない。

⇒議員 桜地区で誉れとされている智積養水と泗水の里は別物であり、智積養水については、今後別の売り方もあると思うので考えていきたい。

【議会報告会】

○ごみ出し当番の際に資源物の持ち去り行為を発見した場合には、危険なため、行為者に対応をしないように言われているが、そのような対応でいいのかと感じている。持ち去り行為者が来ることが分かっているのであれば、良い対処の仕方があるのではないか。

⇒議員 当委員会でも多くの議論を行っているものの、効果的な解決策が見つからず、困難な課題となっている。地域のごみ集積場に出した資源物は無主物となるが、自治会やPTAなどの資源集団回収のために集められた資源物は無主物ではなく、これを持ち去ることは刑法上の窃盗に当たる。資源物の回収方法については、今後も議論が必要である。

⇒議員 各家庭で資源物を自己の敷地内に出し、これを市の委託業者が回収する方法であれば、資源物が無主物に当たらず刑法上の罪に問うことができる。平成27年度の制度改正によって、自宅前に出される資源物を個別に回収する方法を市の資源集団回収助成金の対象外としたが、持ち去り行為を減らすためには、改めて個別回収による手法を上手に利用していく考え方も必要である。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：空き家問題について》

○現在、県外の田舎にある実家が空き家となっており、兄弟間で協議して今後どのようにしていくべきかを考えていかなければならず、テーマに興味を持ち参加した。年3回の敷地の除草や雪おろしなどを業者に委託しており、外見上はある程度管理されている状態にあるが、母屋を取り壊すことに抵抗感を持つ兄弟もおり、なかなか協議が進んでいないのが現状である。

⇒議員 これまでの行政の取り組みは、空き家所有者に対して何らかの措置をしてほしいという視点に立つものであったが、例えば、敷地の草刈や見回りサービス等を行政から紹介してもらうようなことも、遠方に住む空き家所有者は行政に求めているのではないかと考える。

⇒議員 空き家が多い地域ほど定住を希望する人も少ないため需給のマッチングがうまくいっておらず、全国的に同様の課題を抱えている。以前視察した他都市でも、空き家バンク等の取り組みがあまり進んでいないと感じた。

⇒議員 空き家を管理保全するためには固定資産税を払い続けなければならない、修繕費用はもちろん、想定外の費用もかかることもあるため、空き家の管理保全は所有者の義務であるものの、中には放置する人がいるのが現状である。

⇒議員 本市でも空き家対策として各種の施策を行っているが、もっと充実してほしいという意見も聞くことから、今後、本市にどのような施策が必要かを考える上でご意見をいただきたい。

【議会報告会】

○路上喫煙の禁止に関する条例を制定して喫煙所をつくるのはいいことだが、喫煙できる市内の飲食店はまだまだ多い。オリンピックに向け、国では全面禁煙化の議論もあるが、本市が先駆けて店側に働きかけるなどして飲食店等での全面禁煙を早期に進めてほしい。

⇒議員 県内で同趣旨の条例が制定されているのは本市を含めた 2 市のみであり、罰則規定を設けたのは本市が県内初であることから、今回の条例制定はまず第一歩と考える。民間が所有する店内での分煙・禁煙はオーナーの意向によるため、行政側がどこまで踏み込めるのかという点で非常に難しい問題であるが、まだまだ喫煙に対する環境整備は遅れており、課題と認識している。

○近鉄四日市駅南北駐輪場の指定管理者の指定に関し、応募のあった 3 者の中から、誰が評価点をつけて指定管理者の候補者を選定したのか。また、議会はどのように関わっているのか。

⇒議員 市が選んだ委員により構成される指定管理者選定委員会が候補者を審査・選定し、その際の評価として点数化された審査結果が公表されており、候補者の選定に議会は関わっていない。同委員会での選定を受けて、指定管理者を指定する議案について議会在審議し、議決を経て指定管理者が指定されることとなる。

○指定管理者選定委員会の委員には、どのような人が選ばれるのか。

⇒議員 指定管理者を指定しようとする施設の種別に応じて、市が市民や関係する学識経験者から委員を決める。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：市民が暮らしやすい中心市街地のまちづくりについて》

○路線バスの運賃が非常に高い。市内であればもっと低額で利用できるような方策を検討しないと、公共交通の維持・促進を図ることは難しいと考える。

⇒議員 ご意見を今後の参考として、議会や行政に何ができるのか、また、民間企業の経

営に関してどこまで意見できるのかを考えていきたい。

○事業系ごみの適正回収・処理は以前より進んでいるものの、特に近鉄四日市駅北側周辺については、各事業者に費用負担を求めて、より一層取り組みを進めていく必要がある。

⇒議員 現在、事業系ごみの処理費用は各事業者が負担してもらう仕組みとなっている。

収集場所を適正に管理したり、ごみを捨てる人のマナー向上の取り組みが課題である
と考える。

⇒議員 飲食店ごとに個別の容器にごみを入れて出すように改善してから、カラスの数は
かなり減ってきている。

○段差によって移動しづらい歩道が市内に多くあるため、整備の必要がある。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○道路のでこぼこがあると怖い。職員が市内を見回っているようだが、対策をお願いした
い。

⇒議員 危険な箇所はすぐに補修することとなっている。職員が巡回パトロールを行って
はいるものの、市内全域まではなかなか行き届かないので、発見した場合には、市
に連絡をいただきたい。

○市内の道路は、アスファルトがでこぼこで、バリアフリー化も進んでいない。議員自身
が自転車や車椅子に実際に乗って現況を確認してほしい。

○JR四日市駅周辺は夜間暗くて歩くのが怖いという意見を聞いたことがある。また、諏
訪公園や鶴の森公園のトイレには鏡がなく、不便である。実際に現場を確認してほしい。

⇒議員 高齢化に伴い、買い物場所や医療機関が集まり生活しやすい中心市街地の駅周辺
に人が集まる傾向が全国的にある。市民が暮らしやすいまちづくりのために、様々
なご意見を踏まえ、現場を実際に見た上で必要な対策がとられるよう取り組みたい。

○下水道工事の後に埋め戻した道路がでこぼこしており、特に雨の日は危険である。

⇒議員 なるべく下水道工事を道路工事と同時に行うように努めてはいると思うが、より
工事の一体化が進むような施策の検討に努めていきたい。

○道路に電柱があるため、道路幅が非常に狭く通行しづらい。海外をはじめ国内の他都市でも無電柱化が進んでいるところもあり、景観の向上のためにも、無電柱化の推進に向けて議会から意見してほしい。

○適正に管理されていない歩道の花壇や剪定の仕方がひどく見栄えが悪い街路樹は不要であり、そのスペースに無電柱化のための機器を置くことができる。

⇒議員 無電柱化のための施工費用を誰が負担するのか、また、必要な機器（トランス等）設置のための歩道幅を確保できるかという物理的な問題の大きく2つの課題がある。現在本市で無電柱化を計画している箇所はないが、行政としてどこまでの予算をかけて無電柱化を推進していくかについては議論が必要である。市内で一斉に無電柱化を進めることは難しく、整備すべき特別な理由があったり、優先順位を決めて予算を費やしていくとの市民の理解が得られるのであれば、議会からも提案していきたい。

⇒議員 無電柱化によるメリットがある反面、将来への維持管理コストの増加や、地域住民から通り抜け道路となることを懸念する意見もあり、様々な見方があって難しい問題である。

⇒議員 無電柱化の推進に関する法律が今月制定されたため、今後、国が予算を付けて無電柱化に向けた研究開発が進んでいくと考える。

○無電柱化工事には多くの予算が必要である。防災の観点から、市費だけでなく電力会社からも拠出をお願いし、毎年度予算を積立てて計画的に進めてはどうか。下水道工事で道路を掘り起こす際に無電柱化工事ができれば、費用が安く済むのではないか。

⇒議員 税金の使い方に係る優先順位の問題であり、民間の電力会社には社内事情もあるため、本市だけに費用負担をしてもらうことは難しい面がある。また、無電柱化が進む諸外国とは施工方法や状況も異なっており、下水道工事等の公共事業と同時に民間が工事を行っていくことは技術的にも難しいと考える。

⇒議員 無電柱化が進まないことには様々な要因があり難しい面があるが、今後の課題として担当部局に伝えたい。

○街路樹を撤去して剪定が不要になれば、浮いた予算で堤防や道路沿いの草刈りが徹底で

きる。

○渋滞解消のための右折専用車線の整備を促進してほしい。道路幅が狭く整備できない交差点については、右折禁止措置を検討してほしい。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○赤堀山城線では、阿倉川西富田線が突き当たる丁字路で交通渋滞が発生しており、改善してほしい。

⇒議員 阿倉川西富田線の交差点南側への直進化により、十字路となる交差点改良工事が計画されている。

○路上喫煙の禁止に向けた取り組みは非常にうれしいが、禁止区域の範囲が狭いと考える。

「きれいなまち四日市」をアピールするためにも、中心市街地での範囲を広げるとともに、富田駅周辺などにも区域を広げて行ってほしい。

⇒議員 罰則規定を設けた実効性のある条例とするために、まずは第一歩として現在の区域でスタートしている。現在の取り組みが市民に浸透し、市民からの理解が得られるようになれば、中心市街地での区域拡大や富田駅・塩浜駅周辺などでの運用も十分考えられるので、注視していきたい。

○対策が必要な空き家や老朽危険家屋について、市は、件数を把握しているのか。

⇒議員 空き家等の適正管理に関する条例の制定によって、条例に基づいた助言・指導、勧告、命令、行政代執行を行うことができるようになっており、徐々にではあるものの、対策が必要な空き家等の件数が減ってきていることを担当部局から確認している。

○本日は、テーマに興味を持ち参加した。庁舎東側広場に新図書館を中心とした複合施設を建設しようとしているが、必要な蔵書数、駐車場の確保、防災機能の備えなど、全ての市民が集える 30 万人都市の図書館像についてまず協議し、構想を持って議会でも議論を進めて行ってほしい。

⇒議員 現在、中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会の中で新図書館構想を議論している。当委員会が直接所管する事項ではないが、今後議会に示される図書館の構想へは、議会全体として関わっていくこととなる。四日市にふさわしい図書館像、アクセスの問題、中心市街地活性化へのつながりなど、様々な視点から議会内で議論していきたい。

○現時点で、庁舎東側広場に新図書館を建設することは決定しているのか。

⇒議員 庁舎東側広場での建設の方向で検討したいという行政側の方針が示された段階であり、決定していない。

《その他》

○災害情報の発信について、SNSの活用だけではなく、高齢者に伝わりやすい手法を検討してほしい。

○他都市にある「すぐやる課」のような組織を検討してほしい。

⇒議員 貴重なご意見として今後の参考としたい。

○常任委員会のメンバーが替わる際には、次のメンバーに課題や市民からの意見を引き継がれ、実行されるよう期待している。常任委員会の委員は、翌年度も同じ委員会に一定数がメンバーとして残ってほしい。

○他都市への議員の視察について、税金が有効に使われるような視察としてほしい。

⇒議員 貴重なご意見として今後の議会運営や議員活動の参考としたい。

○桜町と足見川のメガソーラー建設計画について、多くの市民が知らない間に建設されることを危惧する。環境や住民への影響があり、生物多様性にも関わると聞くため、建設を規制する条例を検討してほしい。

○電力の買い取り価格が頭打ちの状態です事業の将来性がなく、事業者が将来存続するかどうか不透明である。設備が廃棄物となって行政の将来負担となる可能性もあるため、建設ありきではなく、十分検討してほしい。

⇒議員 現時点でメガソーラーの建設を規制する法律はないものの、全国的にメガソーラ

一が増える中、山梨県では、法律の枠組みの中で、自然環境保全条例において一定の基準等を定めている。また、三重県においても、環境影響評価条例の中で一定の環境影響評価手続き等を行うように定めており、2つの建設計画については、現在、事業者による説明会の開催や市からの意見書の送付など条例に基づいた手続きが行われている。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

【議会報告会】

- 下水道事業の平成 29 年度当初予算額が前年度より約 25 億円増えているが、日永浄化センターからの匂い対策に関する予算は含まれているのか。
- ⇒議員 予算額の大幅な増加は、公共下水道汚水対策事業で約 9 億 5000 万円、公共下水道雨水対策事業で約 16 億円それぞれ増えたことが主な理由であり、日永浄化センターの匂い対策について、特段の予算措置がなされたことは確認していない。
- ⇒議員 日永浄化センターの第 2 系統については、老朽化した施設更新に係る予算が計上されたことを確認している。
- 日永浄化センターから発生する匂いが風向きにより周辺地域にただよっており、市の担当部局にも意見として伝えている。中央緑地公園で今後開催する高校総体や国体を控え、来街者に悪い印象を与えないよう周辺環境の改善に向けた取り組みをお願いしたい。
- ⇒議員 昨年、当委員会で日永浄化センターの第 4 系統を視察した際は、匂いを感じなかったが、第 1・第 2 系統から発生する匂いの可能性もある。担当部局に伝えるとともに、今後の議論の参考としたいと考える。
- 今年 1 月 15 日の大雪の際に、災害対策本部が配備されなかったとのことだが、配備基準はどのようになっているのか。
- ⇒議員 現在の災害対策本部配備基準では、積雪量による判断基準ではなく、大雪警報の発表、または大雪注意報であっても市長が必要と認めたとき、となっている。市域でも積雪量に大きく差があり一律の基準設定は難しいが、今回の大雪では市民が身動きがとれなかった状況であるにもかかわらず、市の組織の中で都市整備部しか対応していなかったことが大きな課題であるとの指摘を行った。
- 課題に対する検証は、どこの部局が行うこととなるのか。
- ⇒議員 危機管理室である。配備基準に沿って災害対策本部を立ち上げなかったとのことだが、警報発令の有無にかかわらず、今回の大雪の状況を考えると、「市長が必要と認めたとき」にも当てはまり、災害対策本部の配備が必要であったと考え、今後

の課題と捉えている。

○実際の積雪量より気象庁から発表された本市の積雪量は少なく、市内にある積雪の観測所の場所に問題があるのではないか。

⇒議員 積雪の観測場所の見直しや箇所数を増やすことの必要性について意見や課題もあるが、各地区には市職員がおり、当日朝の地域の状況は市として把握することができた。市全体の対応として何ができ、何ができなかったのか検証ができておらず、実際に降った大雪に対する事後の対応に課題があったと考える。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：運転免許自主返納と高齢社会における公共交通のあり方について》

○現在の路線バスは、路線数が少なく、行きたい場所に行けない。バス事業者には、バス車両の小型化によるコストダウンを図り、路線数を増やす方向で検討してほしい。

○磯津高花平線について、以前、磯津から楠町経由で塩浜駅へ向かうルートを地元から要望したが、コストの問題との理由で実現しなかった。それほど大きく距離数が延びるわけでもなく、ルート見直しの検討をあらためて求めたい。

⇒議員 ご意見として承る。

○磯津高花平線について、塩浜街道の渋滞の影響で定時運行でないため利用しづらく、現在のルートでは乗降客数も伸びないため、近くのスーパーや病院へも行くことができる楠町経由のルートへの見直しをお願いしたい。以前、磯津橋が工事で通行できなかった3カ月程度、磯津から楠町を経由した時期があり、継続をお願いしたが、市の担当部局からはコストが高いという理由で継続されなかった。ルート変更しても、人件費と車両代は変わらず、増えた距離分のガソリン代が増えるだけで、大幅にコストが増えるとは思えない。

⇒議員 桜地区・水沢地区で無償・有償の社会実験によるコミュニティバスの運行を行ったが、結果的に成果が得られなかった。平成29年度は、公共交通のあり方を根本的に見直すため、390万円の予算を計上してタクシー車両によるデマンド交通等の導入検討を行うことを確認している。

○公共交通ではなく一般のタクシーを利用する高齢者も多いため、今後、市の支援を得ないと公共交通の維持は厳しいと思う。

⇒議員 ご意見として承る。

○磯津高花平線のルート見直しが進まず、他地区での社会実験もうまくいかないなど、各地区で公共交通の存続、維持の悩みを抱えているが、議会において、全市的な視点でこれらの課題解決に向けた方策の検討を行っているのか。

⇒議員 市議会では、今年度、議員政策研究会公共交通のあり方を考える分科会を設置し、調査研究を行ってきた。この分科会では、各地域で事情は異なるものの、現状のバス車両による定時定路線方式では、人口減少社会において採算をとるのが難しい状況となってきたため、予約制のデマンド交通の導入に向けた考え方にシフトすべきではという方向性で議論を進めている。

○今後、公共交通の課題に対して力を入れて議論していくものと理解してよいのか。

⇒議員 議会での議論はもちろん、担当部局においても、平成 29 年度からデマンド交通等の導入に向けた検討を行う姿勢があることを確認している。

○デマンド交通については、観光地では役立つと思うが、本市での実施にあたって、事業として採算が合い、機能するのか疑問である。

⇒議員 議会または個々の議員で他都市の先進事例について視察や調査研究を行い、その内容を行政にも伝えている。タクシーとバスの中間的な大きさの車両でのデマンド交通に今後移っていくのではないかと考える。

⇒議員 事業として成功していない自治体の事例を見ると、大型車両を利用しているところが多い。本市の今後の方向性については議論の途中であるが、個人的には、市がデマンド交通専用の車両を走らせるのは採算性がなく、民間事業者と協定を結んで既存のタクシー車両を使ったデマンド交通に移行する手法がよいと考える。

⇒議員 当委員会で今年度視察した三条市では、民間事業者に運行費用を補助し、既存のタクシー車両によるデマンド交通を比較的上手に行っている。利用者の多くは病院か買い物が主な目的であり、生活に直結した場所へ行くための交通手段の確立が必要と考える。

○自動運転技術が進む中で、高齢者に免許返納を促すのは時代に逆行しているのではないのか。

⇒議員 国は 2025 年までに完全自動運転の実現を目指しており、その点で考えるとご指摘の側面もある。

○今年 3 月からの三重交通で実施する運転免許返納者へのバス運賃の半額制度について、どのような目的で実施するのか。

⇒議員 最近、高齢者による自動車事故が増えており、交通事故死者数の約半数が高齢者であることから、三重交通が自主的に運転免許を返納することによるインセンティブを付与する制度を設けたものと理解している。自治体の施策としては、本市ではまだ実施していないが、全国的には、東京都など運転免許返納による特典を得ることができる制度を行う自治体も増えてきている。

○四日市あすなろう鉄道について、通勤・通学者の利用が大幅に減っているので、車両数を減らすなどコスト削減を図ればいいのに、車両の更新等や維持管理に多くの予算が使われている。これだけの予算をつぎ込むのであれば、市内の公共交通の空白地帯に路線バスを走らせて空白地帯を埋めることができるのではないかと考える。

⇒議員 ご意見として承る。四日市あすなろう鉄道は、本来の公共交通の役割とあわせて、全国でも珍しい特殊狭軌鉄道として、観光、シティプロモーションの中に位置付けてられている側面もある。

○第三セクター鉄道に関する、ある調査結果を見たところ、四日市あすなろう鉄道は決算が非公開であるとの記載であったが、現在はどうか。ホームページでも決算内容を公開すべきではないのか。

⇒議員 質問であった調査結果の内容について、以前担当部局に確認したところ、この調査結果の記載は誤りで、決算内容は公表しているとのことであった。決算内容のホームページでの公表については、貴重な意見として担当部局に伝えたい。

《その他》

○今年1月に和歌山県有田市で発生した石油工場の火災の際、住民に避難指示が出されたが、石油化学コンビナートを抱える本市にとっては大いに教訓となる事案である。企業災害に関する記述を災害時マニュアル等に設けるなどして十分な訓練を行い、事前からの危機管理体制の充実に取り組んでほしい。

⇒議員 大雪や大規模火災等の企業災害については、事前の予測は難しく、いざ災害が実際に起こった際に、どういった対策を行うかが重要である。特に、行政は前触れのない事案に対する初動体制の確保に課題があると考えており、現行のマニュアルにあるような抽象的な文言を改めて具体的に明記するなど、災害時マニュアルの整備、見直しによる事前からの十分な準備が必要であると考えている。

○事業所税による税収は増えているのか。

⇒議員 中小企業者等への減免措置が行われてきたが、年々減免割合が6分の1ずつ減少し、平成29年度中に減免措置が終了となるため、平成29年度予算で事業所税の税収を約33億円とし、平成28年度に比べて増額を見込んでいる。

○事業所税は、本来企業の周辺環境等に活用する目的税であるが、どのような使われ方がなされているのか。

⇒議員 事業所税の充当事業について議会は報告を受けているが、事業所税がどのようなかたちで活用されているのか市民や企業に対して広報等を通じてより一層の周知を図る必要があると考える。また、現行の事業所税の制度については課題があり、地方自治体において課税に関する権限が与えられるように国に対して働きかけていく必要があると考える。

⇒議員 事業所税の主な充当事業は、道路橋梁や歩行者自転車空間整備等に約11億円、下水道費に約12億円、学校施設整備等に約10億円などとなっており、本市における重要な税源となっている。しかし、企業側にとっては大きな負担であり、事業所税の使われ方が市民に十分に説明されていないことについては再三担当部局に指摘しており、今後も改善を求めていく。

○前回の市議会議員選挙で議員定数が2名減ったが、それによって議会運営にどういった支障や効果があったのか意見を聞かせてほしい。

⇒議員 議員定数に関する議論を4年間行ってきたが、議員何人が適正であるのか正解はない。議会内でも様々な意見があり、現状の34人の定数に対して各議員で様々な意見もあるが、議員が自らの定数決めないといけないという中で、結果として2名減となったことをご理解願いたい。個人的には、各委員会で8名程度の議員がいないと議論が深まらないと考えており、これ以上の削減はどうかと考えるが、現在の市議会運営や情報公開、政務活動費などを含めて議員定数はこうあるべきという意見を市民からいただく中で、今後、市議会内で議論が行われることもあると考える。